

## 第 13 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 2 日)

平成 23 年 12 月 15 日 (木曜日)

### 議 事 日 程

平成 23 年 12 月 15 日 午前 9 時 30 分 開議

#### 1. 開議宣告

##### 日程第 1 一 般 質 問

通告 順	議席 番号	氏 名	質 問 事 項
1	17	西山 富三郎	1. 企業の社会的責任 (CSR) について 2. 山香荘に他目的グラウンドが完成する 3. 大山町人権尊重の社会づくり条例は方向性を担保しているか
2	4	杉谷 洋一	1. 学校教育の充実は 2. 雪害対策は万全か
3	9	吉原 美智恵	1. 大山町総合型スポーツクラブの現状とこれからは 2. 大山町の保育園行政と保小連携の現状と課題は
4	3	大森 正治	1. TPP 参加反対の取り組みを 2. 国保税の徴収回数 は住民の立場に立って
5	11	諸遊 壊司	1. 保育所における完全米飯給食実施について 2. ヤングファミリー健康づくり講座 (仮称) 開設について
6	7	近藤 大介	1. 自治体経営について
7	10	岩井 美保子	1. 大山金龍株式会社の状況報告について 2. 財団法人大山恵みの里公社の今後の展開は 3. ライスブレッドクッカーに対する補助金の検討結果は
8	5	野口 昌作	1. 甲川の濁流の原因と対策は 2. 国の緊急雇用事業打ち切りの影響について
9	14	岡田 聰	1. 原子力防災をどうするか
10	2	米本 隆記	1. 土地購入金額は適切か 2. どうなる旧光徳小
11	8	西尾 寿博	1. 「小学校・中学校教育について」
12	1	竹口 大紀	1. 中国の印刷工場誘致 2. 大山恵みの里公社

----- . ----- . -----

**本日の会議に付した事件**

1. 開議宣告

日程第1 一般質問

通告 順	議席 番号	氏 名	質 問 事 項
1	17	西山 富三郎	1. 企業の社会的責任（CSR）について 2. 山香荘に他目的グラウンドが完成する 3. 大山町人権尊重の社会づくり条例は方向性を担保しているか
2	4	杉谷 洋一	1. 学校教育の充実は 2. 雪害対策は万全か
3	9	吉原 美智恵	1. 大山町総合型スポーツクラブの現状とこれからは 2. 大山町の保育園行政と保小連携の現状と課題は
4	3	大森 正治	1. TPP参加反対の取り組みを 2. 国保税の徴収回数住民の立場に立って
5	11	諸遊 壊司	1. 保育所における完全米飯給食実施について 2. ヤングファミリー健康づくり講座（仮称）開設について
6	7	近藤 大介	1. 自治体経営について

----- . ----- . -----

**出席議員（18名）**

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| 1 番 竹 口 大 紀        | 2 番 米 本 隆 記    |
| 3 番 大 森 正 治        | 4 番 杉 谷 洋 一    |
| 5 番 野 口 昌 作        | 6 番 池 田 満 正    |
| 7 番 近 藤 大 介        | 8 番 西 尾 寿 博    |
| 9 番 吉 原 美 智 恵      | 10 番 岩 井 美 保 子 |
| 11 番 諸 遊 壊 司       | 12 番 足 立 敏 雄   |
| 13 番 小 原 力 三(午後欠席) |                |
| 14 番 岡 田 聰         | 15 番 椎 木 学     |
| 16 番 鹿 島 功         | 17 番 西 山 富 三 郎 |
| 18 番 野 口 俊 明       |                |

----- . ----- . -----

**欠席議員(なし)**

---

### 事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照                      書記 …………… 中 井 晶 義

---

### 説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森 田 増 範                      教育長 …………… 山 根 浩  
副町長 …………… 小 西 正 記                      教育次長兼学校教育課長 …… 齋 藤 匠  
総務課長 …………… 押 村 彰 文                      社会教育課長 …………… 手 島 千津夫  
中山支所総合窓口課長 …… 澤 田 勝                      幼児教育課長 …………… 林 原 幸 雄  
大山支所総合窓口課長 …… 岡 田 栄                      企画情報課長 …………… 野 間 一 成  
税務課長 …………… 小 谷 正 寿                      建設課長 …………… 池 本 義 親  
農林水産課長 …………… 山 下 一 郎                      水道課長 …………… 野 坂 友 晴  
住民生活課長 …………… 坂 田 修                      福祉介護課長 …………… 戸 野 隆 弘  
観光商工課長 …………… 福 留 弘 明                      保健課長 …………… 齋 藤 淳  
人権推進課長 …………… 門 脇 英 之                      農業委員会事務局長 …… 近 藤 照 秋  
地籍調査課長 …………… 種 田 順 治                      会計管理者 …………… 後 藤 律 子  
総務課参事 …………… 酒 嶋 宏                      教育委員長職務代行者 …… 湊 谷 紀 子  
企画情報課参事兼未来づくり戦略室長 …… 赤 井 久 宣

---

### 午前 9 時 30 分 開会

#### 開議宣告

○議長（野口俊明君） おはようございます。本日は一般質問の日となりました。皆さん方をお願いしておきますが、一般質問にあたりましては、簡潔に分かりやすい質問と説明をよろしくお願いいたします。そういたしますと、これから一般質問を行います。ただいまの出席議員は 18 人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。本日は一般質問を行いますが、通告された議員が 12 人ありましたので、一般質問は、本日と明日の 2 日間にわたり行う予定であります。

---

#### 日程第 1 一般質問

○議長（野口俊明君） 日程第 1、一般質問を行ないます。通告順に発言を許します。17 番、西山富三郎君。

○議員（17 番 西山富三郎君） はい。みなさん、おはようございます。私、長い議員生活ですが、トップバッターで質問するのは初めてでございます。今年は、3 月議会、6 月議会、9 月議会、一般質問を行っておりませんので、少し力んだところ項

目がたくさんありまして、消化不良になるかなあと考えておりますが、まあよろしくお願いいたします。

はじめの質問は、企業の社会的責任、CSR と呼ばれております。今日、企業の社会的責任は、世界規模でその考え方や取り組みの深化が注目されるものとなっております。2011 年 11 月には、あらゆる組織のための社会的責任(SR)の国際規格として、ISO26000 が発効され、その柱として、「人権」が位置づけられております。2011 年になると、国際的な CSR に関するガイドラインや指針において、人権の分野が見直しされるなど、人権尊重の取り組みの重要性がさらに高まっているといえるのではないのでしょうか。

1 つ、グローバル・コンパクト(2000 年)、人権 2 原則+労働 4 原則とは。2 番目、日本経団連、企業行動憲章改定(2010 年)の内容は。3 番目に、最低限の人権として、みなさんもよくご承知のように「国際的な人権基準」、これは、世界人権宣言と、国際人権規約、ILO の 3 つ、グローバルスタンダードであります。この中で ILO 宣言についてお尋ねをします。4 番目、プロポーザルによる業者選定を行っていますが、企業の人権基準等は、審査の対象・評価とされていますか。

**○議長(野口俊明君)** 町長 森田増範君。

**○町長(森田増範君)** はい、議長。

**○議長(野口俊明君)** 森田町長。

**○町長(森田増範君)** おはようございます。それでは、トップバッターでございます西山議員の通告でございますところの社会の責任、企業の社会的責任、いわゆる CSR についての質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、1 番目にごございました国連グローバルコンパクト(2000 年)、人権 2 原則プラス労働基準 4 原則とはということについてでございます。

これは、企業が責任ある企業市民として、自主的に行動することを促進するための世界的な枠組みであり、1999 年にアナン前国連事務総長により提唱され、2000 年に正式に発足したものでございまして、参加する企業や団体は「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」から構成される 10 原則の支持、実践が求められております。

そして、人権 2 原則でございますが、まず一つに、国際的に宣言されている人権の擁護を支持、尊重するということ、そして二つ目に、自らが人権侵害に加担しないよう確保するということでもあります。

また、労働基準 4 原則でございますが、1 番目に、組合結成の自由と団体交渉の権利の実効的な承認を支持するということ、2 番目に、あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持するということ、3 番目に、児童労働の実効的な廃止を支持するということ、そして 4 番目に、雇用と職業における差別の撤廃を支持するということでございます。

次に、日本経団連、企業行動憲章改定(2010 年)の内容はということについてであります。日本経団連では、企業倫理の確立を重要な使命として位置づけ、社会の

信頼と共感を得るための原則を「企業行動憲章」として策定をし、その普及に努力いたしております。

2010年9月の改定の内容では、第1条で、消費者政策への関心の高まりを踏まえ、商品やサービスの提供にあたり安全確保の重要性を強調いたしております。第5条では、環境問題への認識の高まりを踏まえ、環境問題への取り組みを、企業の存続に必須の要件として位置付け、主体的に行動することを強調いたしております。第8条では、国際的に人権問題への関心が高まっていることを受け、人権を含む各種国際規範を尊重すべきことを明記いたしております。第9条では、企業グループ全体として、企業倫理の徹底と社会的責任、CSRの推進に取り組むべきことを強調いたしております。

次に、ILO宣言ということについてでございますが、1998年の第86回ILO国際労働機関の総会で採択をされました「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」のことでございます。

経済のグローバル化に伴う失業の増大や貧富の差の拡大という、負の側面を排除するために出されたものでございます。すべての加盟国は労働基準に関する4原則を「尊重し促進し及び実現する義務を負う」と宣言いたしております。

そして、4番目に質問ございました、プロポーザルに関してでございますが、プロポーザルの提案内容に特に人権基準等の考えを求め、また審査の対象・評価は行っていません。指名又は参加をされた業者のみなさんは、実績・技術力も備え、かつ研修などによる社会教育も行われている、信用・確実な事業者であると判断し、選定をいたしているところでございます。

また、建設業界では、社員研修として人権同和問題をテーマといたします多くの研修会、開催をし取り組まれているということ伺っているところであります。

以上、答えに代えさせていただきます。

**○議員（17番 西山富三郎君）** 議長。

**○議長（野口俊明君）** 西山富三郎君。

**○議員（17番 西山富三郎君）** まあ、国際グローバル・コンパクト、人権2原則プラス労働基準4原則、日本経団連、行動、企業行動憲章改定は、最低限の人権としてですね、世界人権宣言、国際人権宣言、ILO、まあ端的にうまくまとめておりました。これだけのものが、世界的規模で行われていますよ。日本の国の、各自治体もこれに向って努力しなさいということですからね。努力してほしいと思います。

そこで、プロポーザルのことについて、触れておきますけれども、人権啓発基準等を参考にしていないと言っておりますけれども、これは少し問題だと思うんですよ。私は、先の山香荘の総合グラウンドの時に、企業倫理はどうなのか、参考にしているかという質問いたしました。まあ少し、怪訝な顔をしておった人もいますけどね、こうなんです。公契約、公契約における事業者の選定という項目があるわけ

です。そこにはですね、法律によって公共工事の品質確保の促進に関する法律が、平成17年3月31日に制定されています。そこには、発注者の責務、あなたの責務もあるんですね。で、そこには、基本理念というものがありますよ、ということが法律で書いてある。そこでですね、具体的にいえば価格以外に安いからいいというもんじゃない。価格以外に、多様な要素も考慮してあるんです。この多様な要素をですね、本町の場合は、どのようにお考えですか。安いからいいというもんじゃないですよ。公共、企業発注するには、適正な価格で、税金を適正に使って、町民に伝えなければならんという基準があるわけです。その場合に、多様なものも加味しなさいと書いてますよ。これが大きなグローバルスタンダードの国際基準なんです。

大山町の多様な科目とはどういうことですか。やっていないということですけど、少し反省してもらわないかと思いますが。

**○副町長（小西正記君）** 議長、副町長。

**○議長（野口俊明君）** 小西副町長。

**○副町長（小西正記君）** えー、山香荘のグラウンドの入札につきましては、プロポーザル方式で行っておりますが、プロポーザルに参加する業者のみなさん、それぞれ会社の内容を見ますと、会社の中で研修等は十二分に行っておられる業者さんであるというふうに考えておるところでございます。

今回の入札にしましても、単価だけで決めておるわけではございません。総合的に判断して評価をして決めております。価格面でいったら、最低価格の業者と契約したわけではございませんし、品質あるいは諸条件をすべて加味しながら、総合的に判断してこの業者決定をしておるところでございます。

また、入札につきましては、プロポーザル方式もございますが、今大山町におきましては、総合評価方式という制度もとりながら、入札制度につきましては、公正な入札が行われるような方策をとりながら、日々改正をしながら、取り組んでおるところでございます。総合評価方式の項目の中には、個人の技術点なり、会社の評点なり、あるいは研修等、あるいは社会貢献をどの程度してるか、ということも加味しながら、判断するような基準になっておるところでございます。以上です。

**○議員（17番 西山富三郎君）** 議長。

**○議長（野口俊明君）** 西山富三郎君。

**○議員（17番 西山富三郎君）** 大雑把に言えばそういうことになる。しかし、もっと中身がなければいかん。企業人権基準で「社会に貢献される企業に」というこういうパンフレットもあるわけですね。これ、労働省から取り寄せてます。それで、もっと具体的に、いいですか、日本の国のある自治体ではね、こういう資料作っておるんですよ。大山町作っておるんですか。紹介しましょう。入札参加者評価点一覧というのが、第1番目は評価価格ですね、それから今、副町長が言った技術評価、

当然ですね、履行体制、研修体制、品質保証の取り組みというのがあるわけです。私は、特にここで力説したいのはね、1点目が評価価格、2点目が技術ですね、3点目に、今副町長が答弁した社会的価値評価というのがあるんです。

この価値評価の中にはですね、これが4つに分かれているんですよ。1つは多様な雇用及び雇用環境に関する取り組みでのがあるわけです。ここにはですね、障がい者の雇用計画人数、障がい者雇用率、または雇用者数、就職困難者の雇用計画人数、就職困難者の雇用実績、就職困難者の正規社員雇用実績ね、それから、その市内に居住しているのか、というふうなこと、それからトライアル雇用制度の活用というのがある。それから、まあ先ほど副町長答えたけれどもですね、環境問題への取り組み、観光、環境報告書は出しているか。こういうことがあるんですよ。それから、ISOに入っているか。以下、今問題になっておりますエコアクションのですね、取得状況はどうかっていうのがこれ2点目。3点目にはですね、男女共同参画への取り組みでのがあるんです。で、育児、介護休暇の社内規定はあるか。ね、育児休業等の取得状況はどうか。育児、育児休業に取得やすい、環境整備等について、終始啓発はしているか。

ね、時間外勤務の縮減について、周知啓発活動を行っているか。企業内保育所はあるか。ね、セクシャスハラスメント防止に関する社内規定又は相談窓口はあるか。で、取締役及び監査役に女性が何人いるのか。管理職に占める女性の割合はどうか。このようなのが、あのですね。男女共同参画。それから、人権問題への取り組み、公正採用、人権啓発推進委員の設置状況又は人権研修状況の報告等はやっていますか、ということですね、まあ先進事例として、自治体ではこういうものを作っておるんですよ。もう、まだ作っていないければ、総論的には総合評価方式といっていますが、それじゃああなた方が総合評価というのはなんですか。こういうふうなものに学んで、公共事業は税金を使うわけですから、税金を還元するわけですから、このような視点は大事なのではないですか。今日的視点とは違いますが、なぜ評価の対象にしなかったのですか。しかもプロポーザルですから。プロポーザルですから、お話し合いがあったんでしょう。その時にですね、もっと会社の、上場企業だったからね。そういうふうなことも話してですね、十分納得しうることにしませんと、プロポーザルがですね、中には、一番行政が組みし易いやり方だと言ってるんですよ。先ほど、あなたあの、ILOの10原則と言いましたが、10番目の10は企業の腐敗を撲滅しなさいということなんですよ。このような評価点を総合的に判断しますか。わたくしが言ったものを、大山町は総合的に取り組んでいますか。

**○副町長（小西正記君）** 議長。

**○議長（野口俊明君）** 小西副町長。

**○副町長（小西正記君）** 今ありましたプロポーザルにつきましては、大山町におきましては、公契約の条項、取りまとめは現在しておりません。従いまして、今申

し上げられました項目については、審査対象から外れておるということを申し上げておきたいと思えます。

ただし、その後会社等のパンフレット等を提出していただいて、その後って、すみません。出していただいておりますので、その中を見るかぎりいろんな研修、あるいは ISO 等の取り組みはしておられるようでございます。中に、仰いました障がい者の雇用と実績、あるいはそういうものにつきましては、こちらの方も中身については、確認いたしておらないところでございます。

それから、総合評価のことにつきましては、大山町におきましては、2,500 万以上の工事につきましては、大山町の方で個々に判断するということが、工事件数が少ないもので、総合評価ということではなかなか資料を集めることができませんので、県の評点を参考にさせていただきながら、総合的に判断をしておるところでございます。総合評価の点数の中には、西山議員さんが持ち上げられました社会貢献の、あるいは環境問題等についての配慮もしておるところでございます。以上です。

**○議員（17 番 西山富三郎君）** 議長。

**○議長（野口俊明君）** 西山富三郎君。

**○議員（17 番 西山富三郎君）** 時間がありませんので、次に進みますが、2 番目です。

山香荘に多目的グラウンドが完成します。主としてサッカー競技がたくさん行われると思えますので、サッカーに絞って質問しますが、サッカーの母国はイングランドだと聞いております。ここではフットボールと呼ぶんだそうですが、発展した経過はどうだったのでしょうか。

2 点目に、ワールドカップ女子サッカーの大会宣言で、日本は優勝いたしました。日本代表の澤選手の訴えをどう認識していますか。

**○議長（野口俊明君）** 森田、町長 森田増範君

**○町長（森田増範君）** はい、議長。

**○議長（野口俊明君）** 森田町長。

**○町長（森田増範君）** 西山議員の 2 つ目の質問でございます、サッカーの母国はイングランド、ここではフットボールと呼ぶが、発展した過程はということにつきまして、答えをさせていただきたいと思えます。

まず、サッカーが発展しました経過、ということでございますが、サッカーは産業革命以降の、イングランドのパブリックスクールで行われていた球技を元として発展してきたものでございまして、同じフットボールの中でも、紳士のスポーツと言われるラグビーに対して、労働者のスポーツと言われておるところでございます。イギリスの海外進出に合わせて全世界に広まり、20 世紀初頭にはプロ化も進み、現在では 200 を超える国で、組織的な競技としてのサッカーが行われていると認識いたしております。日本には 19 世紀後半に、海軍兵学校に伝えられたものと言われ



ておるところでございまして、その後、学校スポーツを中心に全国に広がったものと理解いたしております。

2つ目の、ワールドカップ女子サッカーの大会宣言で、日本代表の澤選手の訴えをどう認識をしているか、ということについてでございます。澤選手のスピーチは、「日本代表チームは、人権・性別・種族的出身・宗教・性的指向もしくはその他いかなる理由による差別も認めないことを宣言します。私たちはサッカーの力を使って、スポーツから、そして社会の他の人々から、人種差別や女性差別を撲滅できます。この目標に向かって、突き進むことを誓い、そして皆様も、私たちとともに差別と闘ってくださるようお願いをします」という素晴らしい内容のものでございました。サッカーは「男の中の男のスポーツ」として成立した歴史や経過があり、女子サッカーは長い間不当な扱いを受けてきたの、かと存じております。

しかし、1970年代、性別役割の撤廃とともに世界に広がりました。まさに女性の権利・人権の回復のための運動の成果そのものでございます。あらゆる差別の撤廃は、人が幸せになるために、どれほど大切なことであるか、その営みはどれほど素晴らしいことか、これを実感できるような、「なでしこジャパン」の選手のみなさんがたに負けない実践、これをわが大山町でも、取り組み創造していきたいと考えております。以上です。

**○議員（17番 西山富三郎君）** 議長。

**○議長（野口俊明君）** 西山富三郎君。

**○議員（17番 西山富三郎君）** あのオリンピックっていうのがありますがんね。オリンピックムーブメントとか、憲章によれば、スポーツの実践はひとつの人権である。何人もその求めるところに従って、スポーツを行う可能性を持たなければならない、と言っておるんですね。スポーツの実践はひとつの人権だと。何人もその求めるところに従って、スポーツの可能性を持たなければならない。

今町長が答弁したように、サッカーは「男の中の男のスポーツ」だと言っておったんですね。スポーツの背景には、やっぱりその貧しい国、豊かな国という背景がある。で、サッカーの母国はイングランドですけども、皮肉にもですよ、英国やヨーロッパの植民地で発展した経過があるわけですね。これがわたしが聞いたかった歴史性です。

だから、今あなたが答弁したように、これは男のスポーツ、大股を広げてね、ボールを蹴るようなことは、女にとってははしたないとされですね、やっぱり女性差別のスポーツだったんです。だからこそ、澤選手がおっしゃった、あなたがおっしゃったことと同じですけども、人種、性別、種族、出身、種族的出身、宗教、性的指向、その他のいかなる理由による差別も許さない、認めない。サッカーの力で人種差別、女性差別を撲滅できる、ともに差別と闘ってくださいと、あなたが答弁したとおりの宣言を、澤さんは素晴らしい宣言を、世界に訴えたんです。

そこで山香荘にですね、そういうグラウンドができる。まずできるのは、箱物なんです。箱物を作るんです。その中に、このような精神を入れて、箱物でない、その中からはあの夕陽の沈む、非常に、ね、ロケーションの中で、そこにスポーツをする選手が、胸の中にももし火をつけてです、行う人、見る人、支える人が、一体となるグラウンドにしなきゃあならんと思うんですね。そのような考え方でやることによって、フットボールセンターは、あっ、総合グラウンドは成功するでしょう。このような、町民の期待に応えられるような行政としてのアドバイスは、グラウンド建設に限って、関わってどう認識していますか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい。西山議員の質問でございます、山香荘での多目的グラウンドの整備ということについて、その後の捉え方ということの質問かなあと考えております。スポーツを通じて、人権ということのお話もございました。まさに、そのとおりであると思っております。施設を作り、そしてそこにたくさんの方々が交流をしていただく、集っていただく、という道筋が議会の皆様のご理解をいただき、進むことになりました。これからは、集っていただく方々と、そして地域の方々、行政一緒になって、この取り組みを進めてまいるということでもあります。その考え方のひとつの中に、先ほど申されました人権ということも、当然必要であります。子どもの世界の中でも、いろいろな人権の問題も出てきたりしております。スポーツを通じて、お互いが尊重し合い、手を取り合い、同じ目標に向かって一緒に汗をかいていく。素晴らしい環境、ステージが出来たもの、と思っております。これからはまた、議員のお力添えやご指導も賜りたいと思います。

○議員（17番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口俊明君） 西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） あのもう1点。身体に障害のある方、オリンピックのあとには、パラリンピックもあるんですけど、多目的施設は、身体に障害のある方でも利用できるような、当然でしょうね。そういうふうな配慮はありますか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい、質問の中でグラウンドの整備の状況かなあとというぐあいだと思いますので、担当課の方から少し述べさせていただきたいと思います。

○観光商工課長（福留弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留弘明君） ただいまのご質問でございますけれども、実施設計はこれからということになります、スポーツ施設という性格がございますので、完全バリアフリー化ということで、困難な部分がございます。しかしながら、今回

新しく整備を行うところにつきましては、段差等発生しないような設計で臨むことといたしておりますし、例えば、サッカーでいいますと、最近では車椅子サッカーといったような競技も、団体等では取り組んでおられます。まさに人工芝のグラウンドというのは、そういった危険性のない広々としたところで、そういった障がい者スポーツを楽しんでいただけるフィールドとして、提供できるものと確信をいたしております。以上です。

○議員（17番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口俊明君） 西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） 最後の質問ですけれども、あと時間がなくて、全部やれるかどうか分かりませんが、答弁を聞いて終わりになるかも分かりませんがね、大山町人権尊重の社会づくり、条例は方向性を担保しているかということを知りたいと思います。

1つに、鳥取県は人権施策基本方針の第2次改訂を平成22年11月に行っています。様々な分野における施策の推進方法は、8分野から13分野に方向が示されました。1つ、様々な分野における追加した新たな方針は。2つ目、町民各種団体へ、8分野から13分野になりましたが、説明は行いましたか。3点目、犯罪被害者等の人権問題、とっとり被害者支援センターとの連携は。また担当課は、どう取り組んでいますか。4点目、個人のプライバシー保護、個人情報の適正な取扱い、本人通知制度への対応をお尋ねします。5点目、インターネットにおける人権問題の取り組みは。最後に、子どもの人権問題は、ということであります。2番目はあとでやります。

○議長（野口俊明君） えっと、あの西山……。あの……。

○議員（17番 西山富三郎君） 一緒にやらないけませんね。はい。

○議長（野口俊明君） これはですね。表題の大きいのが3番ですから。

○議員（17番 西山富三郎君） 分かりました。2点目は、大山町人権尊重の社会づくり協議会の新しい充実した各種団体の代表を加えた協議会を設置すべきではありませんか。

○議長（野口俊明君） 町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 3番目の質問でございます、大山町人権尊重の社会づくり条例は方向性を担保しているかということにつきまして、私と、そして教育委員長ということに質問が相手として出ておりますので、まず私のほうから答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目の、様々な分野における追加をした新たな方針は、ということについてであります。鳥取県では、社会情勢、各種制度、県民意識の変化に対応して、また新たに認識の高まった人権問題に関する施策方針を加えるために、人権施策基

本方針の改訂が行われたところでございます。新たに推進方針を明示した人権問題は、「刑を終えて出所した人の人権問題」、「犯罪被害者等の人権問題」、「性的マイノリティの人権問題」、「インターネットにおける人権問題」、そして「非正規雇用等による生活困難者の人権問題」の5項目でございます。

2点目に、町民各種団体への説明は行ったか、ということについてであります。特にそのためだけの説明会は、実施をいたしておりませんが、小地域懇談会の研修会の場であったり、また様々な講座、研修の場で説明を行っているところでございます。また、人権セミナー、年7回シリーズで行う「みんなの人権セミナー」でございますけれども、こちらでも取り上げを行っているところでございます。

3点目の、犯罪被害者等の人権問題、とっとり被害者支援センターとの連携は、また担当課ではどう取り組んでいるか、ということについてでございます。とっとり被害者支援センターでは、相談対応のほかに、病院・裁判所・行政機関への付き添い、緊急避難場所の確保等、多岐にわたり長期、継続的に支援を行っておられます。町では、11月15日でございますけれども、とっとり被害者支援センターの事務局長の田中完治さんに、講師を、としてお招きをし、「犯罪被害者を取り巻く現状について」ご講演をいただいたところでございます。そして、センターの取り組みや支援内容等を広く町民に紹介をしていただいて、啓発を行ったところでございます。今後も相談者の取次ぎや紹介を行うなど、連携を深めてまいりたいと存じます。

4点目の、個人のプライバシー保護、個人情報の適正な取り扱い、本人通知制度についてでございます。本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人又は第三者に交付したときに、事前に登録した人に対して、その事実を通知をする制度でございます。県内では、すでに智頭町、琴浦町、米子市が実施をし、南部町が検討をして、検討中という具合に伺っております。

この制度は、事前登録者のみが対象でございます。住民票や戸籍謄本などを代理人又は第三者に交付したとき、交付したことの通知がほしい方は必ず事前に登録する必要があります。その後該当があれば、事前登録者にその事実について通報するという、通知するという流れになっております。本町におきましても、この制度が住民票の写しや戸籍謄本などの、不正請求の早期発見、あるいは不正取得による個人の権利侵害を防ぐという観点から、導入は必要と考えており、来年の4月の実施に向けて、現在準備作業に入っております。

5点目の、インターネットにおける人権問題の取り組みについてでございますが、情報技術の飛躍的な発展により、パソコンや携帯電話によるインターネットが急速に普及をし、情報の収集・発信や、コミュニケーションによる利便性は大きく向上をいたしました。しかし一方、その匿名性も一つの要因となって、倫理観の欠如した無責任な情報の発信、差別や差別助長の行為、プライバシー侵害や名誉毀損、女性、児童ポルノの流通、そういったことによる性的児童虐待などが発生をいたして

おります。今後、インターネットを利用するにあたっての教育・啓発や、人権侵害を受けた方からの相談体制の充実を図っていく必要があるものと思っております。

6点目の、子どもの人権問題でございます。児童福祉法や児童憲章の制定後50年余りが経過をし、また、平成6年に「児童の権利に関する条約」が批准されたのちにおいても、なお、子どもを権利の主体として尊重しない家庭や保護者の義務である子どもの発達段階に応じた適切な子育てが行われていない家庭が見受けられ、子どもの権利が尊重されていない状況もございます。また、核家族化や少子高齢化、少子化などの進展によって、地域の中で子ども同士のふれあい、そういった機会が減少して、地域社会のつながりも希薄になってきていると思っております。家庭では、子育てに悩みを抱える保護者が増加をいたしているところでございまして、児童の虐待などの要因にもなっております。児童虐待防止対策につきましては、発生日防、早期発見、早期対応、被虐待児童への適切な保護と自立に向けた支援などを柱として、保育所、学校、児童相談所などと連携を密にした取り組みが必要であると考えております。

2番目の、大山町人権尊重の社会づくり協議会の新しい充実した各種団体の代表を加えた協議会の設置ということについてでございますが、現在、大山町では大山町人権尊重の社会づくり条例第4条の規定に基づき、「大山町人権尊重の社会づくり審議会」を設置いたしております。構成員は、構成の内容でございますが、まず1号委員、これ町関係の職員3名、2号委員、教育関係委員4名、そして3号委員として、各種団体代表4名、4号委員として、学識経験者2名の、合計現在13名でございます。条例の規定が30人以内でございますので、委員を増やすということは可能でございます。任期の、委員の任期でございますけれども、現在の委員さんの任期が、平成24年8月20日と、までとなっておりますので、委員構成の見直しなどが必要であれば、この時期に考えることかという具合に思っております。以上、私のほうからのお答えに代えさせていただきます。

**○議長（野口俊明君）** 教育委員長職務代行者 湊谷紀子君。

**○教育委員会職務代行者（湊谷紀子君）** 議長。

**○議長（野口俊明君）** 湊谷代行者。

**○教育委員会職務代行者（湊谷紀子君）** 鳥取県が、人権施策基本方針の第2次改訂を行い、施策の推進方針が8分野から13分野に方向が示されたことに関するご質問について、学校教育における取り組みの基本的な考え方について、補足いたします。学校における人権教育では、これまでも様々な人権分野の問題を扱いながら、児童生徒の人権に対する認識を深めるとともに、人権感覚を養い、実践する力を育てるよう努めてまいりました。教材として取り上げる人権問題は、児童生徒の発達の段階、地域や児童生徒の実態をもとに選定することが基本であり、すべての分野を必ず扱うというものではありません。また、一方で8分野に含まれていないもの

であっても、取り上げるべき内容については、教材として学習しています。この基本的な考え方は、今後も同様と考えておりますが、特にインターネットにおける人権に関する教育など、今日の児童生徒を取り巻く大きな人権問題に関しましては、情報モラルに関する学習と関連づけて積極的に取り扱うよう学校に働きかけていこう、いくところですよ。以上です。

○議員（17番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口俊明君） 西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） あと12分ですから、どうも、また3月にでもやりたいと思いますが、せつかく教育委員会さんもおいでですので、お尋ねします。

我が国も、こどもの権利条約というものを批准しとるわけですね。で、このこどもの権利条約ではですね、こどもの最善の利益を求めるといっていますが、こどもの最善の利益というのは、教育委員会では、どのような認識ですか。

○教育委員会職務代行者（湊谷紀子君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 湊谷教育委員長職務代行者。

○教育委員会職務代行者（湊谷紀子君） その件に関しましては、教育長がお答えいたします。

○教育委員長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口俊明君） 山根教育長。

○教育委員長（山根 浩君） はい。非常に難しいご質問だと思いますけども、わたしは、こどもの最善の利益ってというのが、すべてこどもの思いどおりになる、そういうものではないと思っております。社会的にも、認められる範囲と言うのが、一番大事だないかなあと思っております。以上です。

○議員（17番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口俊明君） 西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） まああの、みなさん方は常勤で、みなさん、ね、こどもの権利条約、第5条がなんだとか、かんだとかいうことを議論してきた経過があります。やっぱりですね、子どもというのは、よりよい生き方や人間の価値観を身につけて、歴史的創造の主体となるこの、主体的力量というものを養わないかんと思うわけですね。それで今ねえ、インターネットなんか、非常にこの、子どもをいじめているわけです。インターネットをですね、こういう表現をしてるんですよ、我が国では。こころの暴力だと。子どもに対してですね、こころの暴力をインターネットがやってる。まあ、もう時間がありませんから、私どもが地図でですね、インターネットによって、ここがああだここがああだ、隣保館がある、集会所がある、児童館がある、というふうに書かれているのも、こころの暴力、インターネットの暴力、で、インターネットの暴力ではですね、総論的にお答えを願いたいと思いますが、子どもというのは、18歳までですか、あなた方が今答弁されたこと

は、非常に大事なことで評価しています。しかし、今我が国でも、頭を痛めているのがインターネットでして、児童ポルノとか、県のほうではね、児童ポルノとか、出会い系サイトとか、ネットいじめ、携帯電話に対する問題、小中学校では携帯電話止めておると思いますが、そのような状況を、教育長は、西部教育委員会とか、県のほうではですね、このようなところの暴力、インターネットに対しては、どう取り組んでいますか。

○教育委員会職務代行者（湊谷紀子君） 議長。

○議長（野口俊明君） 湊谷教育委員長職務代行者。

○教育委員会職務代行者（湊谷紀子君） ただ今のご質問に関しまして、詳しくは教育長がお答えいたします。

○教育委員長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口俊明君） 山根教育長。

○教育委員長（山根 浩君） はい、町長がお答えしましたとおりですね、インターネット、あるいは携帯電話でののは、とても便利なものであります。ところが、その匿名性でありますとかですね、あるいは倫理観の欠如、また無責任な情報発信、あるいは差別的な言動、あるいはこう隠しておきたいことでも、あぶり出すとかですね、そういった面もあります。で、県の教育委員会としては、ここにありますが、県の教育長のメッセージとしてですね、携帯・インターネットの危険性に関する県の教育長メッセージという形で、児童・生徒のみなさんには、「携帯電話は学校生活に必要ありません。携帯依存に陥らないようにしよう」と。「携帯電話より、読書やスポーツで自分を磨こう」と。で、学校へは、「学校への携帯電話の持ち込みは小中学校では禁止です」高等学校については、県立学校に関しては、「学校で定めたルール以外での携帯電話の使用は禁止です」とかですね、あるいは保護者のみなさんにはですね、「携帯電話は、学校生活に必要ありません」と、あるいは「責任をもって家庭、学校・家庭のルールを守らせましょう」と、「携帯電話を持たせないという選択も親の愛情です」という形でメッセージとしてはですね、西山議員さんがおっしゃいましたように、その危険性っていうものを十分考慮してですね、出しておるわけですが、やっぱりそれを上回るぐらいの、ある面での魔力があると、やっぱりその意味でも携帯とかですね、今さっき西山議員さんがおっしゃいました児童ポルノでありますとか、出会い系サイトでありますとか、ネットいじめでありますとか、やっぱり携帯電話にフィルタリングを付けましょうってのは、今年の7月1日から県の条例で施行されましたけれども、やっぱり大人が本気で考えて、やっぱりいけないことはいけないんだということと同時に、学校でも倫理観を育てていく、情報リテラシーっていいでしょうか、そういったことに頑張っていきたいと思っております。以上です。

○議長（野口俊明君） 残り時間が5分となりました。

○議員（17番 西山富三郎君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） さすが教育長。わたし、リテラシーっていうことを聞こうかと思いましたが、先にリテラシーということ言いました。まあひとつ、これやっぱり携帯リテラシー、インターネットリテラシー、それには今のおっしゃったとおりですか。今のその、県の指示ですか。もっと具体的なことはあるんですか、リテラシーの。

○教育委員会職務代行者（湊谷紀子君） 議長。

○議長（野口俊明君） 湊谷教育委員長職務代行者。

○教育委員会職務代行者（湊谷紀子君） その件に関しまして、教育長がお答えいたします。

○教育委員長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口俊明君） 山根教育長。

○教育委員長（山根 浩君） はい。それ以外にもいっぱいこといろんなことが考えられると思います。やっぱりあの、それは小さいときから情報に対しても、相手を傷つけたりしてはいけないとか、いろんなことがですね、あるいは人との関係も含めてですね、人間関係を鍛えていくとかですね、いろんなことが考えられるんじゃないかなあと思っております。ただ、現実インターネットも使うわけですので、学校の中でも、やっぱりそのへんの情報のリテラシーてえもんは、きちんと大事にしていかなければいけないと思っております。以上です。

○議員（17番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口俊明君） 西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） あの、インターネットのことで町長に伺いますがね。このグーグルマップという会社が、鳥取県の同和地区ということで、全部地図でやってるんです。大山町としては、どのように取り組んできたんですか。大山町ではですね、行政としてインターネットでですね、部落差別がこの販売されておるわけですね。これに対して、どう取り組んで、どう抑止策をとってこられましたか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい。インターネット、グーグルという特定の話がございましたけども、県内の中でも、そういった事象についての、掲載がなされているというところでありまして、詳細は、担当課の方からも少し述べさせていただきますけれども、法的にそれを徹底して削除していくということが、難しいという具合に伺っておるところであります。現状はそういう状況にあるということでありまして。担当のほうから、加えて述べさせていただきます。

○人権推進課長（門脇英之君） 議長、人権推進課長。



○議長（野口俊明君） 門脇人権推進課長。

○人権推進課長（門脇英之君） 質問に、若干の補足をさせていただきます。あの先ほど言われましたとおりなのですが、現在、インターネット上の規制といいますか、被害者の救済につきましては、プロバイター責任制限法という法律、これ平成14年に制定されておりますが、この法律だけでございます。で実際に今、鳥取県内でもそういう差別事象等がインターネット上であっておりますが、これに対して町としては、法務局や鳥取県、それから関係自治体として削除要請をグーグルのほうにいったりしますが、実際にはプロバイダーなのですが、プロバイダーのほうに削除要請をずっと行っております。しかし先ほど言いましたように、そのプロバイター責任制限法の中では、非常にまあ限界があるということで、実際には削除されずに、今現在も載っておるという状況でございますが、行政としましては差別は許されないということで、いわゆる毅然とした態度とりつつも、粘り強く削除要請をしていく、それとこのプロバイター責任制限、責任制限法での限界があるということは、誰にも分かっておりますので、新たな法律の制定というようなことが、望まれるというふうに考えております。以上であります。

○議員（17番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口俊明君） 西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） 盛りたくさんで、とても十分なことが出来ませんでした。まあ、その科学的じゃなくして、科学性じゃなくして、一体性をもって、主体性をもって・・・

○議長（野口俊明君） 時間になりましたので、これで西山議員の・・・。

○議員（17番 西山富三郎君） 頑張ってください。終わり。

○議長（野口俊明君） これで西山富三郎君の一般質問は終わりました。ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 32 分 休憩

---

午前 10 時 41 分 再開

○議長（野口俊明君） 再開いたします。諸連絡をしておきます。質問者の答弁の、最初の答弁は、教育委員長、そして町長でありますので、最初の答弁者はそのように取り計らって、取り計らいしていただきたいと思っております。その後の関連の答弁に關しましては、町長及び教育委員長より指示を出してください。それでは再開いたします。次、4番 杉谷洋一君。

○議員（4番 杉谷洋一君） はい。では、みなさん、おはようございます。

今日はですね、2問の質問を教育委員長、それから町長にお願いいたします。先ほど西山議員さん、とても格調高い質問されまして、大変だと思っております。私は、そういう質問ではありませんので、しっかり分かる言葉で、しっかりご答弁のほど

よろしく願いいたします。

最近、あの、まず最初にですね、学校の教育の充実ということを書いております。まあこれはですね、直接的に充実とありますし、あとあるいは本当に子どもたちを育てるうえで学校教育が充実してくるかなあというようなことを質問しますので、よろしく願いいたします。

私はですね、この質問入る前、この頃子ども、子ども育てるときにですね、やっぱり子どもの器の大きい子ども、しっかりした子どもを育ててですね、そういうなかで学校の先生方が、知識や勉強をどんどんどんどん教えてもらう、そういう体制がですね、大事かというふうに思うわけです。この頃ですね、まあそういうなかでやっぱり子どもと先生、どういう具合な目でしっかり見つめ合ったり、こころの通ったり、特に保護者の皆さんと、学校ですね、信頼関係というのがですね、やっぱりこの頃は、ちょっと薄らいできてりゃへんかなあ、というふうに思うわけです。まあ、それと私はその教えてもらう立場、子どもの立場、あるいは教える側の立場、やっぱりその位置関係というのをですね、もっとしっかりしていかにやいけんないかというふうに思うわけです。最近はですね、学校もまあ子どもと同じ目線だ、同じとか、間違ったところがあってですね、とにかく何でもかんでも子どもの言いなりと、親の言いなりというのがですね、私はちょっとおかしいんではないかなと、常々思っております。まあ社会に出れば当然社長と社員とか、あるいは先輩、後輩とか、まあこれは中学校の部活動なんかでいえることなんですけど、そういう関係で、相撲の社会の中でも、親方、弟子とか、そういう位置関係がですね、もうちょっとしっかりですね、できたらなあというふうに最近思うところです。それでは、ただ今から学校教育の充実ということで、通告にも出しておりましたけど、質問させていただきます。ちょっと失礼します。

地域の子供は地域で守り育てる支援体制を、学校・家庭・地域が役割分担を担い、連携して、よりよく育てていく、てっていうことは、極めて私は重要であると私は思います。すべての教育の私は「原点は、家庭にあり」と言われてもおります。私もそう思います。今日、家庭教育の根幹が揺らいでおります。その充実に向けて、「家族の絆の強化」や「家庭教育力の向上」を目指すべきと考えます。児童・生徒のためと思って、言うことを聞かない児童・生徒に対して学校で厳しい指導をすれば、子供から嫌がられ、また親からクレームが寄せられます。まあそういった時に、現場の先生方は自分の教育の信念はどこに置けばよいかと、設ければよいかというような声が聞こえてきます。教育の基本は保護者であり、家庭で保護者が自覚と責任を持ち、「できないものは、できない」と厳しく教え、我慢することを教えれば、子供の忍耐力などはそういうことをしなければ、子どもの忍耐力なんかは、いうのは育ちません。また地球の、地域の関わりが希薄しつつある今日、「自分の家庭さえしっかり守っていれば大丈夫」というのはですね、これはもう過去の話です。現

在は、多種多様で複雑な社会であり、地域全体で子育てをしていかなければならないと考えます。さらに、子どもたちが多種多様な厳しい社会で生き抜くためには、しっかりした、自己を確立する必要があります。野生動物には生きるための、食物獲得能力、あるいは危険回避能力、社会性を必要とし、家畜はですね、人間のそういう管理下のもとで、これらの能力を喪失しています。私たちの社会は、好きな、好きなものがいつでも食べられ、身の回りから危険を排除し、対人関係もさまざまな手段によって、争いが起こらぬよう、努力してきました。これが自己家畜化現象と言われ、ドイツの人類学者、もう亡くなっておられるんですけど提案されています。

今、子どもを取り巻く社会環境は、まさに私は、家畜化が進み、発育過程の子どもにとって、自己家畜化現象は、生きる力の喪失につながってきていると懸念をされています。いじめ・落ちこぼれ・登校拒否などが憂慮されている今日、生きる力づくりが益々必要になっていると考えます。その生きる力づくりには、私は自然体験が有効であろうかと思えます。野山が学校で、自然が教師と教科書であると言われ、体力・知力・気力のどれを、どれをとっても、それはすべて自然の中にあり、自然体験を通してこそ培われ、野外での自然体験は多様性に富み、活動的・能動的な遊びができ、その体験を通して、子どもたちが豊かな感性を与え、自立した人間形成ができると考えます。

幸い本町は、大山を核とした素晴らしい自然に恵まれております。それを家庭と学校が最大限、教育に活用すべきであると考えます。また、学校本来の教育に専念し、家庭・地域は自立と社会性を教え、生きる力づくりとしての教育の連携を密にして、児童生徒の豊かな人間性を育み、それぞれの特性を生かし、無限の可能性がある子どもたちに大きな夢を持たせ、多種多様で複雑な社会を力強く生きるため、自立と社会性を身につけることが求められております。

そこで、次のことを質問いたします。元の庄内小学校にある教育支援センターの寺子屋についてお尋ねいたします。県の補助金は、今年度限りという方針が出ております。本町では、不登校児童の生徒の学習支援のほか、年々数多くの電話ないし家庭訪問相談に対応し、保護者や子どもの支援に、大きな役割を果たしておられますが、今後この支援体制を、のことについて伺います。

次に、大山青年の家での通学合宿についてお尋ねいたします。文部省も平成20年3月に、学校教育施行規則の一部を改正と、小学校学習指導要領の改訂に伴い、指導要領の特別活動の集団宿泊的行事の解説で、体験、宿泊体験を一週間程度にわたって行うべきと解説しておられます。ある教育関係者によりますと、こういう生活体験を通して、自分たちのことは自分たちでやるという自主性が芽生え、仲間たちの協力することの大切さ、楽しさを、が、を知ることで協調性が育ち、また集団生活の中で、人との折合うことや自分の欲求をある程度抑え、相手の思いやる気持ちや

その場の雰囲気、集団のルールを尊重し、他人と協調していくことが、子どもが大人になった時に、絶対身につけておかねばならないと語っておられます。この通学合宿に対する親や子どもの反応はどうでしょうか。お伺いいたします。

次に、自然観察会の教育活用についてお尋ねいたします。

まあ、本町には、先ほど言いました大山を中心とした素晴らしい自然がたくさんあります。子どもたちが自然の中で朝焼けから、夕焼けの赤い輝き、流れる雲、青い空、そこに息づいた動植物など、自然は子どもにとって、神秘さや不思議さに目を見張る感性を与えます。体力、知力、気力など、どれをとってもそれはすべて自然の中にあり、自然体験を通じて、生き生きとした精神力を保つことができ、自立した豊かな人間形成に繋がると考えます。これは、当然学校で云々じゃなしに、やっぱり家庭でも、ということなんですけど、まあ学校や家庭での教育に対するこの自然観察会という活用の現状はどうなんでしょうか、お尋ねいたします。

続いて、モジュール学習についてお尋ねいたします。この間名和小で、このモジュール学習の発表会ちゅうですか、研修会がありました。私もそのところに見させていただきまして、詩の朗読とか、あるいは算数の計算とか、もとより大きな声を発してですね、子どもたちが頑張っておりました。これは、ストレスの発散や、精神が安定し、子どもたちの脳を活性化させるということ聞いておりますけど、これ集中力を高める効果があるとは聞いておるんですが、そのへんはどうなんでしょうか、お尋ねいたします。

保・小・中連携について、続いてお尋ねします。本町は、基礎学力と豊かな感性をもった人材を育成し、特色ある学校づくりを推進していますが、幼児教育・学校教育の効率的な連携を、どのようにされているのか、このあと吉原議員もその件に触れられていますが、私のほうにしっかりご答弁のほどをお願いいたします。

続いて不審者対応についてお尋ねいたします。私も青少年育成指導員をしておりますが、最近あの、この不審者情報が流れてきません。本町は、こういう悪質な、最近いろいろありますけど、事例はないのか、これについてもお尋ねいたします。

最後に、35人学級についてお尋ねいたします。11月半ばの日本海新聞で、平井鳥取県知事は、来年から小中学校で少人数学級35人を実施するとの報道がありました。教員が子どもにきめ細かな指導ができ、不登校や、の改善や学力の向上など、教育効果が期待できると思います。まあ、こういう実施、恐らく来年だと思っておりますけど、これに対しての町の財政負担や教室の確保はどうなんでしょうか。まあ、その7点をお尋ねいたします。

○議長（野口俊明君） 教育委員長職務代行者 湊谷紀子君。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） 議長。

○議長（野口俊明君） 湊谷教育委員長職務代行者。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） 子どもたちの『生きる力づくり』に向け

た7項目の取組についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目は教育支援センター「寺子屋」についてです。本町では、不登校児童生徒の学習支援、その保護者の教育相談や支援を目的に、旧町時代の平成13年に、西伯教育支援センター「きゃらぼく」を中山林業振興、振興センターに、内に開設しました。その後、平成20年度から旧庄内小学校の跡地に移転し、教育支援センター「寺子屋」と名称を変更し現在に至っております。「寺子屋」での学習保証や教育相談などの支援を受けて、新たな進路に向かうことができた生徒や学校へ復帰することができた生徒が多く、不登校対策に大きな成果を上げています。

先日も町内の老人施設で、寺子屋の生徒によるトランペットの演奏会がありました。同時に紙芝居なども催され、担当の先生方の細やかな配慮のもとに、司会進行も生徒たちで進められ、入所しておられるお年寄りの方々にも、とても喜んでいただきました。生徒たちの役立ち感に満ちた晴れ晴れとした顔が印象的でした。

また、年間400件を越える相談も受けており、不登校の未然防止はもとより、多様な家庭教育支援にも、大きな意義を果たしていると思います。このように大きな成果をあげている教育支援センターですが、これまで県が補助していた経費の3分の1は、今年度限りで打切りとなります。来年度以降は、町単位で運営していかねばなりません。これまで通りきめ細やかな教育支援を行っていただけるように、努力していきたいと思っております。

2点目は「青年の家」での通学合宿についてです。「大山青年の家」での通学合宿は、心豊かでたくましい子どもを育成することを目的に、小学4年生から6年生の児童を対象に、大山小学校・大山西小学校を大山公民館が、名和小学校を名和公民館が、それぞれ名称を異にしながらもほぼ同内容で行っている事業です。日曜日の午後から翌週の土曜日までの一週間、学校での授業を平常どおり受けながら、大山青年の家を寝食の場として異学年が共同生活を行うものです。この間、洗濯や掃除、食事の配膳等、身の回りのことを協力しながら行うとともに、学習はもちろん、写仏、星空観察、家族への手紙、手打ちうどんづくりなどさまざまな体験活動も行います。

学習や生活の指導等に、先生方、PTAの方々、地域ボランティアの方々等、たくさんの方のご協力を得て、実施できているものです。ちなみに、中山公民館では、大山青年の家を利用しない通学合宿を行っております。合宿場所を公民館とし、食事づくりも自分たちで行うとともに、野菜等を譲ってもらったり、お風呂のもらい風呂をしたり、一週間完全に家庭から離れた状態で、さまざまな体験を行っています。

3点目は、自然観察会の教育活動についてです。先ほどお話した通学合宿では、青年の家の所長さんを講師に、星空観測会を行っています。今年は土星の輪を見ることができ、子どもたちがとても感激していたということを伺っております。それ以外では、特に自然観察会というものは実施していません。小学校低学年の児童は生

活科の学習で、それ以上の学年の児童は、理科の学習で、植物や昆虫、河川や大地の様子などを観察する内容が扱われており、特に自然の豊かな大山町では、街中の学校に比べて、充実した学習が展開されています。また、総合的な学習の時間に講師をお招きし、ブナ林の観察に行き、大山の自然について学んでいる学校もあります。

このような学習は、児童生徒の情操を養うとともに、郷土を愛する心や郷土を誇りに思う心を育てることにもつながると思います。今後もこのような自然と触れあう体験を大切にしていきたいと考えております。

4点目は、モジュール学習についてです。地域によっては「脳トレ学習」、「脳活学習」などとも呼ばれていますが、脳の活性化や集中力の向上を意図して、徹底反復練習を行う学習のことで、鳥取県内では旧光徳小学校が、他校に先駆けて取組を始め、統合後も名和小学校に引き継がれています。名和小学校では、週2回、朝8時20分から35分までの15分間、国語的内容、算数的内容を行っています。モジュール学習の積み重ねにより、集中して学習に取り組めるようになった、大きな声がしっかり出せるようになった、基礎的な学習がしっかりと身についてきたなど、成果が表れています。名和小学校の成果を受けて、一昨年度から大山小学校も、今年度からは大山西小学校、中山小学校でもモジュール学習を取り入れております。おなかの底から、大きい声を出し、みんなと声を合わせて、繰り返し学習する様子は、大きな声が校内に響きわたり、実に清々しいものです。

5点目は、保・小・中連携についてです。ご存じの通り、本町では平成18年度から教育委員会事務局内に幼児教育課を設置し、保育所を教育委員会の管轄としました。その年から、町内の全小学校教員が、保育所で1日保育体験を行ったり、保育士が小学校の授業参観を行ったりする研修を実施しています。また、小学校教員を1年間保育所に派遣し、保育体験を行うとともに、その教員が翌年小学校に戻って、保育所と小学校との円滑な接続を進める役割を果たすなど、全国的にも先進的な取り組みを行っています。これらの取り組みにより、保育所と小学校との相互理解が図られ、小1プロブレムといった問題の解消にもつながっております。小・中の連携にしても、旧町時代から、中学校区ごとに小中学校の教員が合同で研修を行うなどの取り組みを行っていましたが、今年改めて「大山町教育振興会」を設立し、保育所も含めた中学校区ごとに、縦のつながりを意識し、一貫した教育活動を行えるよう、取り組みを進めているところです。

6点目は、不審者対応についてです。各学校では、機会をとらえて、児童生徒に不審者から身を守るための指導を行っています。また、一方では、町民の有志の方に「子ども見守り隊」現在81名の方に登録していただき、児童の登下校を見守っていただいております。本当に、ありがたいことだと思います。この場をお借りして、ボランティアの方に感謝を申し上げます。

さらに、防犯などの専門的知識や技能を持った方をスクールガードリーダーに任命し、各保育所、学校で、教職員を対象とした実技なども含めた防犯研修会を行っています。このように特色ある取り組みを行っています。多くの皆様のご協力もあって、今年度は町内では不審者被害は報告されてはおりません。

7点目は、35人学級についてです。公立小中学校の学級編成は40人までが1学級と、法律で定められています。しかし、鳥取県は他県に先駆けて平成14年度から小学校第1、第2学年を30人学級に、平成15年度から中学校第1学年を33人学級とし、増える教員の経費を、県と市町村とが半額ずつ負担する2分の1協力金方式で取り入れられてきました。遅れて国も、学校を取り巻く多様な問題、課題に対応するため、今年度から小学校第1学年を35人学級とし、今後、第2学年、さらにそれ以上の学年へと拡大していく方針を打ち出しました。しかし、財源の問題もあり、国の動向は不透明です。先月、平井知事は、平成24年度から、これまでの2分の1協力金方式であった小学校第1、第2学年、中学校第1学年の経費を全額県が負担すること、さらに、2分の1協力金方式で、小学校第3学年から第6学年、中学校第2、第3学年を全て35人学級にすることを明言しました。

大山町では、これまでも35人学級を早期に実現できるよう県に求めてきており、知事の発言を歓迎しております。本町では、来年度36人から40人となる5学級につきましても、2分の1協力金方式で対応していこうと考えております。以上です。

**○議員（4番 杉谷洋一君）** はい、議長。

**○議長（野口俊明君）** 杉谷洋一君。

**○議員（4番 杉谷洋一君）** えっと、先ほど委員長代行さん代理さんが、しっかりご答弁ありがとうございました。わたしの大体思うようなご答弁いただきました。

まあその後で何点か、再度質問させていただきます。まず、教育支援センターの寺子屋で、現在指導員さんは何名おられるんですか。その指導さんは、例えば教員免許があるとかないとか、というようなことはどうなんでしょうか。

で、今後これもこれはもう町のほうもですね、こうやっていくというような方向でありますので、そういう成果というものもあるわけなんですけども、今後そのへんのですね、今後の体制、変わらんようにですね、頑張っていかれるのか、そのあたりをお聞きいたします。

**○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君）** はい、議長。

**○議長（野口俊明君）** 湊谷職務代行者。

**○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君）** はい、先ほどのご質問にお答えいたします。支援センター寺子屋では、現在3名の職員の方に指導していただいております。そのうちの1名、石谷先生は、養護教諭の資格を持っておられます。現在も、たくさんのいろんな問題を抱えた相談やら、現在中学生も通っており、今後ともきめ細かな指導をしていただきたいと、切に願っております。大事な施設であると考

えております。

○議員（4番 杉谷洋一君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（4番 杉谷洋一君） 3名おられて石谷先生は分かった。あとの2名は先生方もこういう資格とか、まあずっとそこにおられて、されるのか、そのあたりはどうなんでしょうか。今後は。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 湊谷教育委員長職務代行者。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） 詳しいことは、教育長がお答えいたします。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） はい、今非常に努力いただいている方は、皆さん教員の免許がございます。ただその杉谷議員もご存じのように、平成11年に、中学校が、鳥取県の中学校が全国一の不登校という形になりました。で、湊谷委員長さん、代行者にあのお話していただきましたけれども、13年に西伯郡の拠点として、きゃらほくてえのが、中山の林業センターにできたという経緯があります。で、それが、段々なって、町で持つという形になってまいりました。そのなかでこれからもですけれども、学校も非常に努力しておりますですね、今年人数もですね、しだいに21年の11月末では、中学校は15人でした。30日以上欠席者が。それから22年の去年の11月末で9人でした。今、今年の11月末で7名でございます。30日以上欠席者っていうのが。いずれも、中学校3年生です。これからは、非常に学校の、小学校の先生、中学校の先生、頑張ってくださいと、いう形でして、一人でやることは、とてもできませんけれども、人数が少なくなれば、二人ということも考えてですね、いかざるを得んのかなあという、今はそういう考えをします。ただ施設をなくすとかですね、そういったことは考えておりません。以上でございます。

○議員（4番 杉谷洋一君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（4番 杉谷洋一君） しっかり頑張ってもらっているところで、だんだんだんだんそういう不登校が少なくなっていくと、いいことではないかなというふうに思います。相談件数も少なくなっていて、なればいなあというふうに、今後とも頑張ってください、というふうに思います。

次にですね、さっき青年の家の通学合宿ということで質問させていただきました。先ほどの答弁の中で、中山はえっと、青年の家ではなくして、公民館を使って自分たちで食事を作ったり、お風呂のもらい湯をしたりというやな話が、大変凄いこと



ではないですか。びっくりしました。そのあたりでですね、大山小学校は前からこういうのがあってですね、全員の子どもたちが、参加をしとるてやなことを聞いておりますけど、このあたりでですね、子どもたちのその反応、親はどう思って、最近、子離れしておられない親も、あるわけなんですけど、そのあたりのことは、どういうふうに皆さん反応しておられる、あるいはこれを、いろいろ先生方もですね、学校の先生方の協力もいるわけなんですけど、そのあたりの協力体制ちゅうのは、どのようになっておりますでしょうか、お答えください。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） 議長。

○議長（野口俊明君） 湊谷教育委員長職務代行者。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） はい、先ほどの問題にお答えいたします。

通学合宿、大山青年の家でやっておるところや、中山のように公民館を宿泊施設として、寝食を共に、こういうことは、あの親としては、保護者としては、とってもありがたいことであり、家ではどうしても甘えが出たり、なんでも親に頼ることが多いですが、こういういい機会を与えていただいて、ほんとにいい経験をさせていただいているというふうに、私は認識しております。また、子どもたちが、協力し合って食事を作ったり、その間いろいろな問題も起こるかも知れませんが、その都度子どもたちで解決していったりするということも、とても大事なことだと思っております。あと後ほど詳しいことは、教育長がお答えいたします。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） はい、全部の4小学校で通学合宿やってるなんてところは、大山町しかありません。非常にしかも公民館が中心になってやっていただいておりますというところもまた、新しい指導要領の話が杉谷議員さんから出ましたけれども、先取りを大分してるんじゃないかなあと思います。中山の場合ってというのはですね、大山小学校、大山西小学校は12年になります。通学合宿を始めてから、中山が11年です。それから、名和の分が合併してからですので6年になります。終わりました。で、子どもの声ってのがありますのでですね、ちょっとなら、子どもの声をまず、「1週間は長く感じたけど、参加したみんなやスタッフの人と触れ合えて楽しかったです。テレビもゲームもない生活は大変だった。でもまた参加したい。」これは中山の子ですね。保護者からの感想「こんなに長い間、家を留守にしていたことがなかったので、親子共に家族について見つめ直すことができました。」合宿の時に途中に、家族への手紙っていうのを必ず書かせます。「合宿の時に交換した手紙は、お互いによいものになりました。大事にしまっています。」とかですね、あります。それからボランティアとして参加していただいた方もたくさんおられます。その人の一つだけ「通学合宿は、普段の学校生活では体験できない貴重な体験をする場です。6年生は、小学校生活の思い出のひとつに、4・5年生は集団生活の

中で自分自身を再発見し、新たな仲間をつくる場として利用してください。皆さんの参加を待っています。」こういうのが出ております。

まああの、自然体験ってというのは、釣キチ三平の矢口隆雄さんがですね、「僕の学校は山と川」ってっていうのと、「僕の先生は山と川」という本も書いておられます。うちの図書館や学校にもありますけれども、やっぱりその自然から学ぶこと、あるいはみんなと共同して学ぶことってというのは、これからも、これから大山町で頑張ってくれる児童・生徒が、にとってはですね、とても大事なことでないかなあというふうに思っております。以上です。

**○議員（4番 杉谷洋一君）** はい、議長。

**○議長（野口俊明君）** 杉谷洋一君。

**○議員（4番 杉谷洋一君）** まあ先ほど、教育長のほうから、子どもの反応、あるいは親の反応、それから地域のボランティアの皆さんのいろんなことを聞かせてもらいました。大変だと思いますけども、今後ともしっかり頑張って、この事業を続けていただきたいというふうに思います。

次の自然観察の教育活用についてはですね、まあわたしが思っているように、学校のほうも一生懸命頑張っておられるということで、これはよく理解できました。

続いて、モジュール学習のところについて、この前その名和小学校の吉野校長先生からも、確かに子どもがですね、朝来て目がいっぺんに覚めて大きな声したって。本当にいいことだなあというふうに思うわけですが、そのあたりで、このあたりで、子どもたちのほんとにそういうことやって、ほんとに元気が出たのか、いや、そんな出んよとか、先生に押し付けだよとか、あのないと思うんですけど、そのあたりの反応はどうなんでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

**○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君）** はい、議長。

**○議長（野口俊明君）** 湊谷教育委員長職務代行者。

**○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君）** 子どもたちからは、あの、直接そう、どういった気持ちでということは聞いてはおりませんが、何度かモジュール事業を参観させていただき、とても生き生きとした表情をしております。そして、晴れ晴れとした声でとても大きい声を出せるようになった、そういうことは、いろんなところでも効果が出てきているなあというふうに感じております。学習発表会などにあの、いろいろ回ってみますが、以前に比べて、とても大きい声で発表ができております。また、あの運動会とか、いろんな場面で、子どもたちのあいさつを聞くことが多々あるんですが、その時でも、しっかりとした言葉で、はっきりとした声を聞くことができ、やはり集中力もですし、落ち着きとかですね、やはりお腹の底から大きい声を出すということは、もの凄く体のためにも、いいのではないかってふうに、いろんな効果があるなあというふうに思っております。とてもいいことをはじめ、これからますますそういったことが良くなるんじゃないかと思ってお

ります。

○議員（4番 杉谷洋一君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（4番 杉谷洋一君） このモジュール学習についてはですね、時の大阪の橋下市長あたりもですね、基礎学力の向上のためですね、毎朝基礎的な計算や、漢字の書取りなどに取り組む反復授業ということをしてですね、言っておられます。それは、これ置きまして、大山はですね、去年までしとって、大山小学校、今年からなくなったというんですけど、そういうなかで大山はですね、音読ボランティアということをやっておられます。私この間ちょっとこれを見学、見させていただきまして、そういう中で音読ボランティア、ボランティアさんに話しを聞き、あるいは校長先生に話しを聞いたら、学校の中では、朝大きな声で「おはようございます。」とか言えるんだけど、なかなか地域の人が聞いてもですね、小学校から外に出てしまえば、そんなにあいさつはしないよ、ということなんですけど、そういうボランティアの人の話の中で、あるいは校長先生の中で、まちで出会っても、地域で出会っても「音読ボランティアさん、ありがとうございました。」とか、自然的にですね、声が出てくると、私はこれが大事なことだと思うし、そういうなかで音読ボランティアの年寄りの人に聞いたら、「毎週大変じゃないでしょうか。」てって、「いや、私大変じゃありません。」「なぜですか。」ったら、「子どもたちと一緒にこうやってやることによってですね、自分のほうが元気をもらってるから、ますます私元気ですよ。」って言われて、「ああ、そうですか。」つて、私もそういうのやらにや元気が出んのかなあと思って、感心したんですけど、その音読ボランティアについては、なんかいろいろすることによって効果というのは、どういうところ効果が出ておりますでしょうか。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） 議長。

○議長（野口俊明君） 湊谷教育委員長職務代行者。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） 先ほどのご質問で、音読ボランティアの方々、地域の方々にたくさん来ていただいて、それが凄く励みになり、生きがいになっていらっしゃる方の声も多々聞きます。そして、子どもたちも、算数であったり、論語であったり、短歌であったり、いろんなことを音読ボランティアさんに聞いていただくことにより、また地域の方々とのふれ合い、コミュニケーションの大きな力になっているのではないかと思います。家の家族だけで、と会話するのではなく、そういったいろんな方との交流が、子どもたちにとってはとても大切だと思っております。ただ、ちょっと地域の方と出会った時に、あいさつの声が小さいというのは気になるころですが、いつもそれは、機会あるごとに、あいさつをしようというふうに指導はしております。以上です。

○議員（4番 杉谷洋一君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（4番 杉谷洋一君） えっと、続きましてですね、保・小・中連携についてお伺いいたします。本町は、保育園と小学校の連携はですね、この市町、この周りでは一番進んだというふうに思ってます。それ以上にですね、全国的にも、先進地であるということをお伺いいたしました。

最近、その幼・保・小・中連携だこと、小・中連携、たくさん声が聞かれます。まあこの前、教育民生で視察に、京都のほうに行っただけですけど、その中でもですね、久御山町というところはですね、町なんですけど、大きな町を一つの大学のキャンパスという、なぞらえてですね、保育園だ、小学校だ、中学校ですね、連携教育をしようとというような話を聞きました。まあうちの場合は、先ほど委員長の方からですね、ご答弁いただきましたんですけど、縦のそういう連携、中学校も保育園もしっかりした連携ができておる、という話は聞いたんですが、大山町の子ども数というのですね、年々年々少なくなってきました。中学校あたりでは、部活動がどうなのかなあということがああるわけなんですけど、そういう小学校から、保育園から小学校、あるいは小学校から中学校、そういうやな連携はいいんですけど、そういうことをですね、子どもたちにですね、満足して部活動させるためにもですね、横の連携で、というのは、どう考えておられるのか。お答えいただきます。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 湊谷教育委員長職務代行者。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） ただ今の質問に、あの横の連携、少子、子ども数が少なくなると、横の、との繋がりはどうかということをおも懸念しております。詳しいことは、教育長がお答えいたします。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） 少子化の問題も含めての横の連携ということになりますと、なかなか大きなことになってくるわけですけども、私は、中学校が 3 つありますし、小学校が 4 つあるということのなかでですね、小学校同士、中学校同士の連携ということ、これはですね、ちょうどいい具合だないかなあという気がします。やっぱりやって成果が出たことはですね、どっちもがやってみようと、そういうことが、特にいいことなんではないかなあというふうに思います。例えば、教科の指導につきましてもですね、こういうふうに小学校の外国語活動と、中学校の英語とを接続させた。これ、とっても効果があったというときにはですね、例えば名和中学校で成果が出たとすると、中山中学校にも、大山中学校にもやっていく。その、縦の連携っていうのも必要でしょうし、小学校同士で、またいいところを競い合っていくという面もですね、やっぱり必要なないかなあ、という面で、それぞ

れが特色をもってやっていくということが、これからも大事になってくるんだないかなあと思っています。以上です。

○議員（4番 杉谷洋一君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（4番 杉谷洋一君） えっと時間も大分なくなってきましたので、私のほうが質問中長々とやるもんだから、時間がなくなってきました。

その中でもう一つ、不審者対策ということで、最近千葉県、あるいは埼玉県、今日の新聞でも、山形県で高校生が云々という記事が出た、出とったんですけど、そういう事件が発生したときですね、その、あるいは予防、あるいは町民や児童・生徒の保護者の周知の方法は、どういうことを考えておられるのか、簡単にお答えください。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） 議長。

○議長（野口俊明君） 湊谷教育委員長職務代行者。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） 一番心配しておりますことで、あの詳しいことは、教育長がお答えいたします。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） はい、ちょっとここにありますがけれども、鳥取県全部のこの不審者事案速報という形で、教育委員会とか学校とか、すぐ入ってきます。で、全部を学校に、例えば遠くの鳥取の分を、全部送るてってのはですね、やっぱりいかなもんかっていうことで、西部地区で起こったのは絶対ですし、あるいは琴浦ぐらいの分では、すぐ、あつてはならんことですので、やっていきます。あるいは参考情報ということで、八橋署から、こういった形で返ってくる場合もあります。

ただですねえ、去年あったわけですがけれども、琴浦町の丸尾地内です、声かけた、小学生に声をかけた、うちもびっくりしましてですね、琴浦町ですので防災無線流しました。そしたらですね、旧中山町の地内の人だったですけれども、それは私のことだないかと、実はそこに小学生がおったので、くわがた虫をその子にやろうと思って声かけた。そしたら、慌てて逃げられた。で、ほんとにですね、このへんが難しいところございまして、その善意の声かけるのもですね、みんな不審者だっていう教育が、果たしてほんとにいいことなのか。あるいはやっぱり、あいさつもしたりするのがいいのか、かえってその全国の状況をみてみますと、凶悪な人もおられます。

そのへんで、非常に難しいというふうには思っておりますけれども、できるだけたくさんの人々に見守っていただく、登下校も含めて大山町には、子ども見守り隊の方が81名の方もおられます。それは、とってもありがたいことだと思って感謝し

ております。以上です。

○議員（4番 杉谷洋一君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（4番 杉谷洋一君） えっと時間がなくなりましたので、2問目の質問に移らせていただきます。2問目は、町長にお伺いいたします。

昨年 of 年末から元旦にかけて、記録的な豪雪に見舞われ、道路網の寸断、公共交通機関の運休、倒木による断線よる長時間の停電が発生し、町民の生活に大きな被害をもたらしました。除雪体制の見直しや国と県とのすばやい連携体制の強化が必要であります。町民に対して迅速で的確な情報提供と、早期の除雪対応が求められます。また、町民の安全・安心を守るために、集落と行政が連携して、早期復旧体制の構築などによる防災体制が必要と考えるが、今年の雪害対策は万全か。町長にお尋ねいたします。

○議長（野口俊明君） 町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 杉谷議員の二つ目の質問でございます、雪害対策は万全かということにつきまして、お答えさせていただきます。

まず初めに、町の除雪の体制につきまして、述べさせていただきます。昨年までは、町の保有の機械 11 台、そして業者への委託の機械、これが 19 台で対応をいたしておりました。本年度につきましては、町保有機械及び業者委託機械をそれぞれ 1 台ずつ増やして、増強の体制を図っているところであります。

また、県との連携についてでございますけれども、県で主催されました米子地区除雪対策会議で、委託路線の再確認等を行ったところであります。

また国との連携につきましては、先日 12 月の 8 日でございますけれども、国道 9 号線における除雪体制のシミュレーション、これに町も関係機関、各機関が合同でございすけれども参加をし、連携強化、その確認を行っているところであります。

また、地域の、地域との連携ということについてでございますが、集落への除雪の委託を検討して、対応可能な集落へは委託契約を行うこととして、連携を取りながら、除雪の作業を行ってまいりたいと考えております。

次に防災の体制についてでございます。雪害対策につきましては、今年の豪雪の検証を、体験を検証して、今年の 5 月に「豪雪対応マニュアル」を作成をいたしました。特に、これまで大雪警報発表時の配備動員体制を「注意配備」といたしておりましたけれども、これを「第一配備」いわゆる「災害警戒本部」ということとなりますが、これで対応して、豪雪、大雪の被害に対しての、迅速であり、また的確な情報収集対応に努めるよう見直しを行っているところであります。

また 7 月には、国土交通省 中国地方整備局倉吉河川国道事務所とこの「災害時に

おける情報交換に関する協定」を締結をし、災害発生時等に国交省のほうから、大山町へ現地情報連絡員の派遣や、初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力し、必要な体制を整備していくということにしております。

また 11 月には、八橋警察署、そして大山消防署と、豪雪時の協力体制の確認や、緊急連絡先、いわゆるホットラインでございますけれども、これの情報交換などをして、豪雪に対する取り組み、対策を強化いたしておるところであります。

また今年の 1 日、今月の 1 日でございますけれども、これは県の主催であります。が、国交省、県、各市町村、あるいは中国電力、NTT、JR 西日本や自衛隊、鳥取气象台等、ほんとは関係機関が参加して、「豪雪を踏まえての調整会議」が開催され、各機関との連携や情報連絡体制等、大雪に対しての体制強化を図っているところであります。以上で、答えに代えさせていただきます。

**○議員（4 番 杉谷洋一君）** はい、議長。

**○議長（野口俊明君）** 杉谷洋一君。

**○議員（4 番 杉谷洋一君）** えっと先ほど、町長のほうからご答弁いただきまして、私が質問しようというようなこともよく分かった部分もありますので、時間もあと少なくなってきましたので、2、3 質問させていただきます。

先ほど、町保有機械が 11 台で、業者委託機械を 19 台対応となって、町内保有機械及び業者委託機械をそれぞれ 1 台ずつ増すというやなお話があったわけなんですけど、これも名和、中山、大山がそれぞれ 1 台ずつ、そういう機械が増えるんでしょうか。

それとですね、次にですね、去年もあったんですけど、除雪の優先順位、あるいは人工透析に通われたり、あるいはデイサービスとか、独居老人という弱者もおられます。そういうときですね、除雪はですね、「杉谷議員、残り時間が 5 分となりました。」と呼ぶものあり）はい、あの 5 分で終わるようにしますので、よろしくお願いします。緊急車両の通れる、そういう道の除雪対策はどのようになされようとしているのか。もう 1 つ去年はですね、元旦から 3 日間停電があって、最近まあどこの家もオール電化というやな形になっておるわけでした、ストーブのファンヒーターがつかない、電気こたつがつかない、温水機が出ない、夜はろうそく生活、正月から 3 日間ということで、その間情報があればいいんだけど、情報もないし、いつ電気がくるか、電気がくるかといって待っておったら、3 日なってしまったと。まあ震災地なんかで、特に何が一番大事ですかって言ったら、「情報です」という、最近「よく分かります」というお話があります。私も去年、去年の、今年の正月は電気が明々、明っておりましたので、そういう体験はしておりませんので、そういう情報というのが非常に大事だということを聞いております。中国電力とのそのホットラインちゅうか、停電になったときはどのように対応すればよいか、その 3 つをお願いいたします。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい、機械の配備ということについてでございますけども、まずこれは全町の中で、それぞれ 1 台ずつ加えたということでもありますので、であります。

それから、独居の方であったり、透析の方であったりという、いわゆるそういった場合でのこう弱者の方々への対応ということであろうと思っておりますけども、今年の場合、特にこの豪雪の場合、短い時間のなかにたくさんの雪が降ったということのなかで、ほんとにその対応に、非常に苦慮したという現状もあります。そのなかで、福祉のほうから民生委員さんの活動という捉え方のなかで、あるいは取り組みということのなかで、地域の状況を逐次点検をしていただいて、報告していただくと、いう状況があります。やはり、先ほどお話ございましたように、的確な情報、ここを得るということがまず大切だと思っております。

こういった弱者の方々への対応ということについて、除雪ということについては、少し担当課の方から後ほど、もう少し加えさせていただきたいと思っておりますけども、そういった的確な情報の収集ということが、必要であると思っております。加えさせていただきますと、特に今年は正月の豪雪、そして 3 月の東日本大震災ということがありまして、区長会は本来ですと、年の初めと年の終わりということでもありますけれども、4 月 23 日の日に、急々でございましたけれども、全部の区長さんに、区長会長さんをお願いをして開いていただいて、特に集落での緊急時でのやはり支え合い、助け合い、あるいは情報収集ということでの取り組みのお願いをさせていただきました。で、その中では、特に情報ということで、自主防災組織の立ち上げ、あるいは、立ち上がってないところでの積極的な取り組みのお願いをさせていただいたと同時にですね、自主防災組織が立ち上がっているところ、立ち上がってないところありますけども、緊急時の一番の情報のお互いにやり取りする、次の方、その次の方、そういった集落での情報の窓口になっていただく方の届出をさせていただきました。そういった取り組みをさせていただいておるところであります。そして、電気等々の停電ということもありますけども、これも実際行政の方に、うちは停電だよということが、把握できるか、できないかということも大きなポイントでありますので、そういった集落の自主防災、あるいは集落でのまとめ役の情報の方のほうから、的確に情報をまずいただくということだろうと思っております。ただ、その応急の対応については、その状況のなかで事業者のほうに依頼をしていただくと、早急にその情報をまた伝えていくと、情報のやり取りのなかでの的確な対応を進めていきたいという具合に考えております。少し足りないところを加えさせて、担当課の方からお願いします。

○議長（野口俊明君） もう 20 数秒です。残り時間。



○福祉介護課長（戸野隆弘君） 福祉介護課長。

○議長（野口俊明君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸野隆弘君） 除雪で医療機関とか、介護の機関、そういったところの、へ通われる、あるいは在宅でそういうサービスを受けられる方の件につきましては、福祉介護課が窓口となって調整をいたしております。（「時間となりました。もう少しならちょっと。」と呼ぶものあり）はい、ただすべてに、なかなか応えられないところもありますけども、緊急性、必要性を検討いたしまして、該当の、担当の建設課のほうと協議をして、優先順位をつけて、除雪を処理するという形をします。ただし、応えられんところにつきましては、例えば緊急性の低いデイサービスなどは我慢していただいたりとかですね、あるいは近隣の住民の皆さんのご協力を得ながら、対応していただいているというところもございます。以上でございます。

○議員（4番 杉谷洋一君） はい議長、終わります。まあ今年は、雪が、豪雪ないように祈りながら、私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（野口俊明君） これで、杉谷洋一君の一般質問は終わりました。

---

○議長（野口俊明君） 次、9番、吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） それでは通告にしたがいまして2問質問いたします。

1問目は、大山町総合型スポーツクラブの現状とこれからはということで、教育委員長と町長にお尋ねいたします。

スポーツは本来誰かがいつでも身近な場所で、自分の体力や興味に応じて、自由に楽しめるものであります。少子高齢化や、子どもから大人までの体力向上、健康増進対策としても必要性が高まっているところであります。

21世紀の地域スポーツ振興を担う拠点として、国が積極的に設立を推し進めているのが、総合型スポーツクラブであり、このことを受けて、大山町でもその達成に不可欠な地域の拠点として総合型クラブが結成されているところであります。

まず、現在の活動内容と運営状況はいかがでしょうか。次に、町の体育協会との役割分担と問題点はありますか。そして3番目にスポーツツーリズムの観点からの質の充実はという点に関して質問したいと思います。

○議長（野口俊明君） 教育委員長職務代行者 湊谷紀子君。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 湊谷代行者。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） 大山町総合型スポーツクラブの現状とこれからの対する質問につきまして、まず、現在の活動内容と運営状況につきましてお答えいたします。

現在、大山町内には 1 つの総合型地域スポーツクラブが設立され、運営されています。このクラブ「スポーツしよい大山」は、2年間の設立準備支援後に設立された組織で、現在会員 34 名で、ウォーキング、バドミントン、ボウリング、ニュースポーツの 4 種目を定期教室として活動しているほか、ウォーキング大会など会員以外の方でも参加できるイベントを不定期で実施しておられます。年会費を、一般 3,000 円、中学生以下を 2,000 円とし、いつでも会員募集中です。現在、事務局を教育委員会事務局内に置いています。将来的には、完全に独立した自主運営が行えるよう、今後も自立の阻害にならないような支援をしていく考えです。

次に、町の体育協会との役割分担と問題点についてのご質問ですが、総合型スポーツクラブは、誰でも、いつでも、いつまでも、自分のペースでいろいろなスポーツが楽しめるという特長を持っていますので、既存の体育協会所属団体や同好会等になんらかの理由で参加できない、あるいは、体育協会では行われていない種目がやってみたいというような方にスポーツの機会を提供することができる、というように役割分担できるものと考えております。

そして、既存の体育協会との関わりという面での問題は感じておりません。発足したばかりのクラブの安定した運営、拡大のために、いかに会員の皆さんが満足できる魅力的な事業を展開していけるか、会員の拡大策をどうするのか等の課題があげられるものと思います。

(小原議員 退席)

○議長(野口俊明君) 町長 森田増範君。

○町長(森田増範君) 議長。

○議長(野口俊明君) 森田町長。

○町長(森田増範君) はい。吉原議員の 3 つ目の質問でございます。スポーツツーリズムの観点からの質の充実ということにつきまして、お答えをさせていただきますと思います。

総合型スポーツクラブの主目的は、議員の言葉の中にもございましたように地域スポーツ振興を図ることと認識をいたしております。従いまして、外部からの誘客を主目的といたしますところのツーリズム、スポーツツーリズム、との直接的な関連は薄いものと考えております。

しかしながら、スポーツツーリズム、これが普及することに伴い、増大いたしますところの来客者の受け入れの体制であったり、あるいは住民の理解の向上には、総合型スポーツクラブの活動が広がりをもたらし、見せることによってプラスの効果があるというぐあいに思いますし、将来的には町外の類似クラブとの交流へと発展していく可能性も大いに期待をいたすところでもございます。そして、その拠点としては、今般整備をいたしますところの名和地域休養施設、そういったところがまた役に立てるのではないのかなというぐあいに思っております。私自身も総

合型のスポーツクラブ、今後におおいに期待をいたしておるところでございます、そのことを述べさせていただき答弁に返させていただきたいと思ひます。

○議員（9番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（野口俊明君） 吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） まず最初に現在の活動内容と運営状況について、お尋ねいたします。

私もですね、スポーツの愛好者であります。音楽も読書も好きですけども、そういうことであります。そして総合型スポーツクラブ、スポーツしよい大山というのを本当に私も期待いたしました。いいものができたなと思ひました。というのがですね、今のトレセンが3つもあり、運動場もたくさんありますが、町内には。そしてまたこれから先ほど町長が言われましたように、神田にも総合施設ができます。ですので、これを町民が大いに利用するという観点からも大事な施策ではないかと思ひております。そしてですね、今の現状はですね、先ほどの答へにもありましたように、会員は34名、で、実際にですね、行われている種目ですけども、ウォーキング、バドミントン、ボウリング、ニュースポーツであります。そして私も会員に入っておりますので、カレンダーをいただきます。11月、12月のカレンダーをいただきます。このなかでバドミントン教室、水曜日夜8時から赤松体育館、赤松体育館が使われるのは本当にいいことだと思ひますけれども、実際に私がやってみたく、私はソフトバレーしてますので、思ひてもなかなか行くこともできず、まあ私自身の結果といたしましても、入ってから参加できたのは、やっとならボウリング教室1回でした。で、ウォーキングもやってみたくと思ひうんですけど、なかなか行事があつたりして出ておりません。で、結局のところ、実際に今の活動人数ですけども、総会員数が34名ですので、そういうところもあるかと思ひますけれども、ウォーキングも一桁、で、最終的に本当に人数が少ないです。またバドミントンも7人、10人程度、ボウリングも多いときで10人、一月に1回か2回やっているようですけども、まあ5人とか、そういうところなんです。そしてニュースポーツにいたつては、4月23日8名、7月23日ゼロ休止中、ということになっております。現実には、こういうことになっておりますね。ですので、ここで何とかまだまだ支えといひますか、運営について手助けがいると思ひうんですけども、もともとですね、このスポーツについて国がですね、スポーツ振興基本計画を立てております。それは2000年策定です。で、スポーツ基本法が2011年に制定されました。で、国の方針としては、できる限り早期に成人の週1回以上の実施率が50%となることを目指して、その達成に不可欠な地域の拠点として、2010年までに全国の各市町村において、少なくとも一つ、総合型クラブを育成することを掲げられております。そのことを受けてできたのではないかと推察いたします。

そのなかでこれからの問題として活発な例としましては、指導者不足に悩む学校

に代わって部活動を総合型クラブで受け入れた例もあります。また引退したトップ選手らを指導者として招いてのイベントを行う、そういう例もあります。また進化系ではスポーツに留まらず、文科系の活動も取り入れている、そういうようなこともあります。そしてまたうまく進んでいない例は、助成金が終わった後に解散、運営の中心的役割を努められる人材不足、また既存団体との競合で活動の場所の確保が困難、そういうことが理由に上げられているようであります。ですので、私たちせっかく総合スポーツランドを持っておりまして、神田のグラウンドもできますので、そのことについて今の現状とこれからの課題についてもう一度答弁をお願いいたします。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） 議長。

○議長（野口俊明君） 湊谷教育委員長職務代行者。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） 先ほどのご質問に、対して詳しいことは教育長がお答えいたします。

○教育長（山根浩君） 議長、教育長。

○議長（野口俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根浩君） はい、お答えいたします。吉原議員さんも会員だということで内部のことはよくご存じだろうと思えますけれど、日本という国そのものが、元々学校体育ばかりでやってきた国でございます。明治以来、立派な国民を作るという意味も含めてでやってまいりました。この総合型の地域を根ざしたスポーツクラブっていうのは、ヨーロッパが中心でございます、基本的な流れとして。体育というのは、学校ではあんまりヨーロッパの学校というのはやらずにですね、地域に帰ってやるというのが、ドイツだとかフランスだとかいうところは、中心地域でやっておる。で、そういうなかで、今ご説明がありました東京オリンピックを昭和39年にやるということで、スポーツ振興法というのが昭和36年にできました。ずーときました。で、吉原議員さんがおっしゃいましたように、10年度までに全部の市町村に総合型スポーツクラブを作らしようという形で、ずっとまいっております。その中心になるのは、今まで言っております体育指導員さんが中心になってやってくださいという形でずっときた流れがございました。で、今年の8月に施行になりましたスポーツ基本法と、基本法という形になりました。で、今、全国の市町村の全国でやりましようといっても7割しかやっぱりできておりません。で、やっぱりいろんな形での難しさっていうのがあろうなと思います。大山町も鳥取県のなかでもそんなに早いほうではありませんでした、できましたのが。まあ全国には、2,547の総合型スポーツクラブがあるんだそうですけれども、なかなかリーダーの問題でありますとか、それから会員数がやっぱりなかなか増えないでありますとか、いろんな形で問題があるようですけれども、今年の3月に大山町もできましたので、何とかですね、その現状を嘆いておるばかりでは、いい形に前に進みま

せんので、今の問題点も洗い出しながら、今日も運営委員会があるんだそうですが、是非ですね、いい形で一人立ちをしていただいたり、あるいは最終的には、吉原議員さんがおっしゃいましたように、社会体育の中心となったり、あるいは学校教育と結んでいただいたり、そういったことが、これから考えていかれるんじゃないかなと、そういうふうになってくれたら、1番いいなというふうに思っております。以上です。

○議員（9番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（野口俊明君） 吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） この件ですけれども、なかなか希望的観測だけで、具体的な案が無いように見受けられますけれど、えーとですね、確かにこの今のスポーツのカレンダーを見ましても、なかなか日程も大変ですけれども、種目もあまり増えていないと。で、今のはじめの答えについて、今の既存の同好会とかそういうものはしないということでしたけれども、結局、今の同好会でソフトバレーとか人気があるものもありまして、そこもまたなかなか会員不足とか、世話役で困っているわけです。ですので、土台を広げようと思いましたら、サッカーでもそうですけれども、今人気があるというか、愛好者が多いものに関しても間口を広げてもらって、受け入れ体制をとらないと、なかなか伸びていかないのではないかと思います。で、体育指導員さんが今回法律でまたスポーツということに変わったのは、その意味もあるかと思いますが、やっぱり世話をやいて鍵当番とかそういうところが大変なんだろうと思うんですけれど、そのへんで体育委員さん、あっ、今度変わりますけど名称が、の方など推進員さんに、スポーツ推進員さんにも手伝っていただけたらと、そういう仕組みを作っていくと発展していかないんじゃないかと思うんです。で、そのへんでどうなのかということと、やはり大変でしょうけども、そしてそのスポーツの大切さということが分かりましたら、やはり健康とかそういうことになると、福祉の問題にはいきませんが、健康保険の税もまあお互いに負担しているわけですが、少しは役にたつわけでありまして、そういうところからもそうですので、もう少し本腰といいますか、やはりやっていただきたいと思うんです。それについて体育委員さんとの兼ね合いをもう少し深めていただけるかどうかということをお聞きしたいと思います。

で、確かに教育長が言われましたけども、スポーツ少年団などもその東京五輪をきっかけに振興法ができてから確かスポーツ少年団は来年で50周年になるようがあります。で、そのなかでも、今問題になっているのは、スポーツ少年団が人数が減っている。そして間口も狭い、部活も種目が少なくなっている。そして結果、上手ではない子どもの居場所が少ない。やってみたいなと思っても少年団に入ってしまうともう競技になってしまうので、制約されるし、一生懸命やらないといけない、運動神経がとかそういうことを言われてしまうと、ですから子どもから大人まで間

口を広げようと思いましたが、子どもに対する受け入れ体制としても、子どもサッカー教室とかそういうことも開けないではありません。そういうところはどのようにか。

**○議長（野口俊明君）** えー、12時になりましたので、ここで休憩いたします。答弁につきましては、午後1時から再開後していただきますのでよろしく申し上げます。再開は午後1時です。

**午後0時2分 休憩**

**午後1時 再開**

**○議長（野口俊明君）** 午前中に引き続き、吉原議員の一般質問を継続いたします。再開いたします。教育委員長職務代行者 湊谷紀子君。

**○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君）** 吉原議員の質問に関しまして、社会教育課長が答弁いたします。

**○社会教育課長（手島千津夫君）** 議長、社会教育課長。

**○議長（野口俊明君）** 手島社会教育課長。

**○社会教育課長（手島千津夫君）** お答えさせていただきます。先ほど何点かのご質問いただきました。漏れているものがあるかと思えます、その時はまたご指摘をいただけたらと思っております。

まず、愛好者の多いスポーツでありましたり、そして子どもたち、そのような既存の活動組織等を取り込むことはできないのかなというようなご指摘等いただきました。実際に今回発足をしました総合型地域スポーツクラブ「スポーツしよい大山」、この組織自体がですね、もう既に自立した組織として、現在動いております。この自立した組織のところに働きかけれるとしたら、逆にそういうような方々のへんと一緒にやってやれたらどうかというぐらいの言葉はもちろん出していておりますし、これからも出していこうと思っておりますし、そしてまた広報的にできる限り皆さん、こういうような組織ができたんですよ、内容的にも同一のようなこともあります。どうか中に入ってやって一緒にやってくださいということも、一緒にやっていけたらなと思っております。

ただ、今、今回の「スポーツしよい大山」の発足までの経過を見ましても、この総合型地域スポーツクラブっていい内容といいますものは、全国にさまざまな組織が出来上がっていますけれど、本当に多種多様な組織が出来上がっております。吉原議員が言われましたように、思いという形からいいますと、全国的には、この体育協会全体をですね、総合型スポーツクラブに取り込んだということふうなこともあります。そういうようなこともあるんですけども、やはり将来的に自立した組織ということで育てていっていただきたいというクラブを動かしていくためには、やはり自分たちが中心になってこの組織を引っ張ってるんだぞという意識をもっていただいての組織運営を応援していけたらなというのがやはり思いでございまして、

今のところは先ほどさまざまなお意見いただいたんですけれども、指導委員さん等の取り組みを深く、もう少し関係を深く、かということにつきましてもですね、もちろんこれまでもですね、実際になかに入っただけのご指導、そして事業推進での補助、普段もちろんこれもお世話になっていくわけですが、全部の方に入っていて、組織のなかの一員として全体を引っ張っていただく、これはもの凄くいいことなんですけれども、じゃあその方々が今度中心になってしまって肝心のみなさん希望された方々のへんが、退いてしまったらいけんというような心配もするところがございますので、これもこれまでどおりのところかなと思っております。

それから健康問題の影響等、これは正に言ってくれただけとおりでして、このスポーツ基本法関係からいきましても、凄く大切なことなんですけれども、実は今回に始まらず以前からこの健康増進といいますものは、この体育を推進していく自分たちの立場から言いましても、本当に大きな柱の一つでございまして、今後もっともっと力入れができるのかなと思っておりますけれども、このことを勿論忘れておるわけではございません。是非ともこのなかに入れ込みながらの広報も続けていけたらと思っております。

それから間口が狭いという議員もご指摘いただきましたけれど、このことにつきましても、確かにいついつこういうものを発足しますから手を挙げてくださいなということまでは言ったんですけれども、じゃあ先ほど答弁させていただいたように、いつでも受付していますよということですね、この場で言わせていただくようなぐらいにやはり広報が足らなかったかなと。あのどんな組織なの、私も入らせてもらえないかなということですね、やはりこの4月以降、何件かあったかぐらいしかないんです。ですからやはりそういうような、こういう活動しておりますので、皆さんどんどん仲間に入ってきてくださいよという広報、もっともっとやっばり続けていかないといけんのかなと、ほんと十分に感じたところでございます。

それから発展方策はという言葉をいただきました。実際に、町がこうするということはですね、自立者組織に対してなかなか言えないんじゃないかなと思っておりますけれども、やはり2点ほどよく考えております。それは、あの、やはり魅力あるこの事業展開をですねしていけば、やはり町民の皆さんの目にも留まりますし、そして、あの組織の動きのへんをみて、私も仲間に入りたいなということがあります。その魅力あるこの事業をですね、どういうふうな形で展開していくのか、これは、実は先ほどもあったんですけれども、今晚も役員会開かれます。この役員会、何度これまで開かれているか分からないぐらい頑張っておられるんですけども、深夜まで本当にこう熱心に討議されまして、そして今回、前回の分の反省に基づいて、こんだこうしたほうがいいのか、あるいは先ほどもご指摘があったんですけれども、なかなか停滞したような事業については、ちょっとここは置いて、こちらに力を入れていかんといけんんじゃないかというようなご努力もいただいているのが本

当のところでございます。

さまざまな内容のところ、魅力ある事業展開、本当は難しいことなんですけれど、そのあたりのことは十分に今も頑張っている現状でございますし、それから広報の、もう一点は広報でないかと思っております。広報につきましても、あくまでも任意の団体ではございますけれども、町としてはしっかりとバックアップできた形での広報ができたらと思っております。今後ともどうかお願いできたらと思っております。何度も申し上げますけれども、このクラブは、自分たちのものっていう意識で、育ちつつある組織でございますので、町のほうがこうします、ああしますというところにはなっていないと。ただ応援だけはしっかりして行って吉原議員さんのご心配にならないような形で、応援していけたらと思っております。以上でございますけど、いいでしょうか。

**○議員（9番 吉原美智恵君）** 議長。

**○議長（野口俊明君）** 吉原美智恵君。

**○議員（9番 吉原美智恵君）** まだ発足して1年ですので、まだ悩ましいことがいろいろとあるみたいですので、まあちょうど今回この質問いたしまして、この「スポーツしよい大山」が少し宣伝にもなったかと思っておりますので、まあがんばっていたきたいと思います。

で、まあ悩ましい問題はクリアしてもらっていかなければいけませんけど、次にスポーツツーリズムの関係で、今、回答いただきましたけれども、ツーリズムとの直接的な関連は薄いというふうな認識をもたれているようではありますけど、これを何故出したかといいますと、やはり3月以来議論をよんでおります山香荘、神田山香荘のグラウンド整備について関わってくるからだと思っております。えー、今「スポーツしよい大山」でウォーキングなどが始まっていますが、このウォーキングも今ちょっと外ばかり歩いておられるんですけど、大山町内を歩いた場合にですね、そこの史跡を歩くのか、何かそういう商品ができますとしますと、それがですね、また下地になって山香荘神田を中心にしてそこから出発点としてこう観光商品ができる可能性がある。でもそれはやはり大山町の皆さん自身が盛り上がっていないと、なかなか地域の人を巻き込んだり、外の人を来ていただいたり、そういうことになかなか熟成していかないんじゃないかと思うんです。ですので、そのへんはやはり町の戦略としてですね、やはり一つのことを、ただ社会教育課とかそういうことじゃなくて、やはりスポーツ全体で捉えた時にですね、ツーリズムの観点から、考えていただきたいと思うんです。そしてそのせっかくグラウンドができます、グラウンドゴルフができます。そのへんについてもですね、底上げをしていただいて、町民全体がスポーツ愛好者が神田を利用する、そしてそれがツーリズムにつながっていくという姿勢をもっていたいただきたいと思っておりますけれども、その点についてどのように考えられますか。



○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 吉原議員のほうからのツーリズム、スポーツツーリズムということについてのご質問でございます。正に私もその思いを持っております。特にスポーツというのは、先ほど来からも話がございましたように、やはり子どもたちの時でも、あるいは高齢になってもできるという心と体の健康づくりの1番の素の部分だろというぐあいに思ってますし、それをすることによってたくさんの方々との交流が深まり、いろいろな世界が広がっていくという大きな効果があるところでもあります。で、まあ山香荘の整備ということのなか、多目的広場の整備であったり、グランドゴルフのコート整備であったりということで、これからいろいろな形で施設が出来上がっていきますので、おっしゃいましたとおり、そこにたくさんの方々が集っていただく、と同時に、その集うということのなかでのスポーツを通じて、交流を深めていくということが大きなテーマになってくると思っております。

大山ツーリズムということでも吉原議員も中に入っていたいただいておりますけれども、国立公園大山のてっぺんから日本海までということで、山のほうのツーリズムであったり、あるいは海のほう、マリンツーリズムということもあるでしょうし、いろいろなグリーンツーリズム、エコツーリズム、いろんなツーリズムが我が大山町では展開できていくエリアだと思っております。そのなかの一つとして、このスポーツツーリズムを大きな柱になります。山香荘はご案内のように、スポーツを中心とした交流拠点でありますので、スポーツツーリズムの中核として、核として、展開していくように努めていきたいと思っておりますし、これも議員おっしゃいますように、住民の皆さん方からの参加であったり、あるいは活用であったり、集うということが大きな柱になりますので、その点の視点を持ちながらこれからの活性化への展開に進めてまいりたいというぐあいに考えております。

○議員（9番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（野口俊明君） 吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） 時間の制約がありますので、今の町長の答弁をまあ聞きまして、山香荘問題は今からが本当の出発点であるということを確認していただいて、頑張っていたいただきたいと思います。

次に移ります。それでは、大山町の保育園行政と保小連携の現状と課題はというところで、教育委員長にお尋ねいたします。

来年4月には、新しく大山・中山地区拠点保育所が開園される運びとなっております。去る11月7日には、各保育所の名称も決ったようでありまして、各々、「大山きゃらぼく保育所」「中山みどりの森保育所」とそれぞれ地域の方の思いが込められた名前であり、立派な建物が急ピッチで建築されているところであります。「仏作っ

て魂入れず」ということになってはいけないので、質問させていただきます。

1 番目に、統合されることによって、残された大山保育所について、保育内容の変化はないでしょうか。次に、保育行政の現状として、現在各保育所の指導内容、方法、保小連携への取り組み、意識等にばらつきが出てきていませんか。3 番目に、保小連携の取り組みは、大山町独自のものではありますが、小学校生活の土台を作るものであります。これからの充実をはかる取り組みはいかがでしょうか。最後に、名和地区拠点保育所の考え方を尋ねます。

**○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君）** 議長。

**○議長（野口俊明君）** 教育委員長職務代行者 湊谷紀子君。

**○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君）** 吉原議員の大山町の保育園行政と保小連携の現状と課題はとのご質問にお答えいたします。

まず、「統合されることによって、残された大山保育所について、保育内容の変化はないか」のご質問ですが、現在町内 10 箇所の保育所で行っている早朝保育のほか、夕方や土曜日午後の延長保育、乳児保育、一時保育などの各種保育サービスを、各地区の保育所に振り分けて行っております。

来年 4 月に拠点保育所を開所する予定の大山、中山地区では、これらの保育サービスをすべて拠点保育所に集約するとともに、一時保育室と病後児保育室を設け、より細やかな保育ができるように計画しています。

従いまして、ご質問にある大山保育所では、現在一時保育のサービスを行っておりますが、来年度からは大山地区拠点の「大山きゃらぼく保育園」で一時保育を行いますので、大山保育所では一時保育を行わないこととなります。これまでご利用いただいております保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、保育行政の現状として、現在各保育所の指導内容、方法、保小連携への取り組み意識等にバラツキが出ていないかとのご質問にお答えします。

町内の保育所では、「心豊かでたくましい子どもを育成する」という保育方針のもと、大山町子ども教育プログラムを基本として保育課程を作成し、基本的な生活習慣と生活リズムの習得、コミュニケーション能力の育成、体力づくりなど、子どもたちの年齢に合わせた目標を設定して保育を行っております。

さらにそれぞれの保育所では、地域との交流など特色のある行事計画や、年間保育計画、月ごとの指導計画、毎日の指導計画を立て、子どもたちの成長に合わせた、きめ細やかな保育を目指しております。

教育委員会では、毎年 1 回すべての保育所の計画訪問を行い、保育内容をより充実させることに取り組みを行っております。

また保育士研修の一環として、町内の保育所で 3 歳、4 歳、5 歳それぞれ年齢別の公開保育を行い、担当保育士同士が指導方法などについて意見交換や情報交換などを行うことで、保育の質の向上と目標の共通理解を図っております。

このような取り組みを続けることで、すべての保育所の子どもたちが、共通の目標としている小学校1年生の姿に向けてがんばっているところです。

3番目の保小連携の取り組みは大山町独自のものであり、小学校生活の土台を作るものであるが、これからの充実を図る取り組みはとのご質問にお答えします。

保育所と小学校との連携は、小学校校区ごとに保育所と小学校が、子ども同士、保育士と教職員それぞれの年間交流計画を立てて取り組んでいます。保育所により内容はさまざまですが、子どもたちの交流は、主に年長児が小学校を、小学生が保育所を相互に訪問して行います。

保育士と教職員は、保小連絡会で年間計画を策定し、保小の連携に取り組んでいます。保育所からは、保育士が小学校の授業や運動会、学習発表会などの行事を参観するほか、学校を一日訪問して、小学校のリズム、スピード、時間で定められた活動を体験しています。教員は夏休み中に保育所の一日体験を行い、保育士と一緒に子どもたちを保育し、小学校につながる保育所の取り組みについて情報交換をするなど、保育士と教員がお互いの取り組みを理解し、協力しながら、保育所の子どもたちがスムーズに小学校生活になじむことができるよう努めています。

本年度からは教育委員会が行っています学校計画訪問に保育所長も参加し、特に1年生の様子を見ていただいています。また、保育所の計画訪問には、小学校の教員も参加していただいています。

このように、保育所と小学校が相互に訪問しながら研修を重ねることが、保小の連携を図る有効な方法だと考えており、今後もさらに充実させていきたいと思っております。

最後に、名和地区拠点保育所の考え方はとのご質問にお答えします。名和地区の拠点保育所建設については、現在建設場所を探している状況ですが、議員の皆さんにも何度か候補地を視察していただきましたが、こちらの考えている条件に合う候補地がなかなかなく、苦戦している状況です。

大山、中山の拠点保育所が来年4月に開所しますので、名和地区の拠点保育所の建設もなるべく早く、平成24年度中には建設用地を選定し、できれば設計まで行い、平成25年度に建築して、当初の予定として平成26年4月の開所を目指しております。以上です。

**○議員（9番 吉原美智恵君）** 議長。

**○議長（野口俊明君）** 吉原美智恵君。

**○議員（9番 吉原美智恵君）** まず、大山保育所について一つ変更があるようですね。一時保育ができなくなるということです、まあ人数的にはそんなに多くない人数ではあると思いますけれども、このことに関して、もう保護者とか、地域の方に説明はすんでおりますでしょうか。

**○議長（野口俊明君）** 湊谷教育委員長職務代行者。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） はい、ただいまの質問で、大山保育園の一時保育が、そのことは現在通っておられる保護者の方には通達は行き届いておるはずです。新しく入所される方についても、そのようなことはもう皆さんにお知らせしております。

○議員（9番 吉原美智恵君） はい、じゃあ大山保育所関係の方には…。

○議長（野口俊明君） 議長の許可を得て。

○議員（9番 吉原美智恵君） 議長、すみません。時々忘れる。はい、議長。

○議長（野口俊明君） 吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） はい、じゃあ大山地区の方はまあご存じだということですね。まあ地域の方まで広げるとややこしいか分かりません。

次にいきます。保小連携の取り組みについてですけれども、確かに幼児教育と保育業務と一緒に現場は大変だろうと思いますけれども、大山町独自で、ユニークな取り組みで他からも注目され、また追従される町もあるようであります。ただ今ここにいたってですね、結局、教育の場面を求めるところで、小学校に移す、で、計画訪問とか、そういうことはされているみたいです。交流もできています。

ただ本当に保育園で、何か教育的指導をしようと思われる保母さんと、それから小学校の1年生の先生との間の話が本当にできているのかどうか、深い話とか、で、ちなみにそろそろ、この頃家庭教育が大変ですので、保育園までに言葉を覚えたり、書いたりする子どももできたりして、その、小学校で差が多いので、確か保育園でも少し教育的要素ということで、字を教えようとかっていうそういう試みが始まったように聞いておりますが、そのことについてどうでしょうか。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） 議長。

○議長（野口俊明君） 湊谷教育委員長職務代行者。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） そのことに関しましては、教育長が答弁いたします。

○教育長（山根浩君） 議長、教育長。

○議長（野口俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根浩君） この保育所、あるいは幼稚園というのもあるわけですが、保小の連携ということが、どうしてもですね、15歳までは、大山町の子として育てる、そして地域に根ざした子を育てるという形のなかで、1番大事だろうと思っています。それとまたこの乳幼児の時期ってっていうのはですね、非常にこの差がある時期でございます。興味も関心も含めまして。で、私がちょっと懸念しますのはですね、いろんな家庭環境のお子さんがおられます。はっきり言って、で、そういうなかで、やっぱり大山町の子どもとしてそのばらつきがあるということもおっしゃいましたけれども、そのなかで、やっぱり字は教えなくてもいいという形にな

ってしまいますとですね、子どもたちというのは鏡文字を平気で書きます。で、そういうことは私はする必要がないではないかなと、逆にいいますと、数の問題にしても、1年間かけて、あるいはひらがなの50音もですね、1年間かけ、あるいは3年間かけてもいいといえますけれども、正しく教えていくことができますね、私は必要なんではないかなという気がします。で、吉原議員さんのお子さんもそうでなかったかと思えますけれども、早いそれぞれのご家庭におきましてはですね、もう3歳ぐらいから家でも教えておられる家庭が現実にあります。そうでなかったかと思えます。で、やっぱりある程度のスタートラインに立つまでにですね、揃えておくということはですね、私は必要なんではないかなという形で、1年間かかってゆっくりいいですので、ひらがなぐらいはですね、や、数の10ぐらいまではですね、書けるぐらいまではやって欲しいということをおっしゃいます。

**○議員（9番 吉原美智恵君）** 議長。

**○議長（野口俊明君）** 吉原美智恵君。

**○議員（9番 吉原美智恵君）** はい、私の名前が出ましたけれども、確かに私は字を教えるというよりも、読み聞かせをしたなかで、1歳6か月からしたんですけれど、まあ分からなくても分かるのではないかと、何か情緒教育にいいかなと思ってただけのことで、それが自然に覚えていったと。で、その当時は確かに早かったのでも、今の時代はですね、とにかく皆さんが結構子どもが早くて、字をもう覚えておられる、で、小学校1年生に上がってくる子どもが多くなったと、そういう時代になってしまっていますので、確かに家庭支援の関係から、忙しくて子ども構っておられない家庭の子どもさんはやっぱり小学校入ってちょっとつまずきの元になったりしますので、そういう支えは必要かと思えますけれども、現場の声を聞きますとですね、そうはいつでも保母さんというのは、命を守ったり、まず子どもの命とか安全が第一ですね。

それで、そのなかで幼稚園でしたら9時から10時まで、ああ、10時から4時まで、2時か、そんなんでいいんですけれど、朝から晩まで見てると。そしてそれもまだその上にですね、小学校教員さんとの話を、連携のなかで書き順を間違えて教えてもらったら困るという、そういう声も聞かれたそうです。ですので、私ここはですね、提案なんですけれども、新しい保育所ができて180人も入れます。ですから環境に慣れるのも大変ですし、保母さんは。ですので本当はそこまで言われるのであれば、教育支援の誰か要員が一人でも本当はいるんじゃないかと。確かそういう教育文字を教えたり、そういうことに関しては、本当は小学校教諭の免許が入るんじゃないかとも思えますので、そのへんのことば考えていただけたらと思います。

それからですね、そのへんについてと、あともう一つ、発達障害の子どもさんがこの頃多いです。あっ、取りあえずまとまりがなくなりますので、まずそのことを今の教育的要素に関してのことをお願いします。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 湊谷教育委員長職務代行者。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） ただいまの吉原議員さんのご質問ですが、ただいま保育所では、先生方には、そのように強制的にっていうニュアンスでは、伝えてはいないと私は認識しております、保育所に計画訪問で伺ったときに、正しいひらがなの書き順ですとか、あと数字は、くだものを数えたり、ボールを数えたり、そういった普通の保育のなかで、自然にひらがなとか数字が覚えられるようなそういった自然な保育の形で、覚えていくようなその程度のものだと私は認識しております。

例えばそういったひらがなをこう書いたら、あっ、家庭に帰ってお母さんにこう聞いてみたりして、お母さんも一緒に、あっ、もうひらがな覚える時期だなんていうことで家庭も一緒になって覚えることがいいことだというふうに私は思います。

○議員（9番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（野口俊明君） 吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） そういたしますと、ばらつきがないと言いながら、ばらつきがあるような状況に陥っているような気がしますので、このことについてはよく考えていただきたいと思います。

次にあの、小学校生活の土台を作るものであるというふうに私は申しましたけれども、そのなかでこの頃はですね、障害の方で、発達障害の方も多くなりました。ですので、その幼児からいろいろとその教育相談というか、そういうものもないといけないと思いますし、5歳児検診でまあだいたい分かるそうでもありますけれども、保母さんのなかでもやはりいろいろと懸念しておられる方もおられます。で、保護者の方も心配でしょう。ですので、その発達障害についての保育園での受け止め方といいますか、その教育支援といいますか、相談支援するところがないと、保母さんも心配、で保護者の方もあまり認識がないので、早く分かったら、早く対処できて逆に学習障害などは、もしかしたら幼児のときから順番にやっていけば、小学校のときに小学生のときに少し後から発見されるんじゃないかと、間に合っとうまく学習に乗れるということもあるみたいですので、せっかく新しい保育所ができるのはいいんですけど、やはりそういう発達障害の方に対する教育相談支援という、そういうものを考えるということはどうでしょうか。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 湊谷教育委員長職務代行者。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） その件に関しまして詳しいことは教育長が答弁いたします。

○教育長（山根浩君） 議長、教育長。

○議長（野口俊明君） 山根教育長。

**○教育長（山根浩君）** お説のとおりでして、大山町ではですね、今でも保育所に行きましてですね、その今言われましたちょっと気になるとか、発達障害的なことがあるということにつきましてはうちの佐藤指導主事が担当しておりますですね、保育所にも行ってですね、保護者の相談にあったりですね、あるいは名和の通級指導教室の内田先生と話をしたりですね、そういうことはよその町村と比べればだいぶよくやっているほうでないかなというふうに思います。ただ、やっぱり親でございましてですね、なかなか自分の子が発達がちょっとというのをですね、認めるといのがですね、なかなか、ここからスタートなんですけれども、なかなか難しいってということもあるってということもですね、ご理解いただきたいと思います。そういう面では、保育所からの所長さんはじめ、担任の先生から連絡がありますので、うちの佐藤主事をしっかりいろんなところを行っておりますので、よその町村と比べたら、だいぶ頑張ってるんじゃないかと。そして、大山町の教育委員会は就学指導委員会をもってございましてですね、北原先生も医師も交えた形での相談も受ける体制は作っておりますのでですね、そういったことをまたご利用いただけたらと思っています。

**○議員（9番 吉原美智恵君）** 議長。

**○議長（野口俊明君）** 吉原美智恵君。

**○議員（9番 吉原美智恵君）** そしたら次にですね、あの大人数の保育所の場合、180人とかそういうことになってきますと、それが3月からです。ですので、その今行われている90人、多くても90人、100人程度の発表会とか、いろんな行事に関しても、随分変わってくるんじゃないかと思えます。それについてですね、今の保育園の保母さんは、まだ経験したことがないわけで、180人からの行事で、発表会する場合でも、本当に全部乳児からだっこした段階の発表からできるのかとか、そういう話し合いとかをやはり今から持っておかないといけないと思うんです。で、どこに誰が配置されるか分からないんですけれども、やはり現場の保育士さんのまあ全員じゃないにしても、共有してやはりそういう大規模な保育園の経営計画というか、そういうものを今から立てていかなければならないと思えますが、そのことについて、取りあえずそんなに長く話されなくていいですから、よろしくお願いします。

**○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君）** はい、議長。

**○議長（野口俊明君）** 湊谷教育委員長職務代行者。

**○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君）** そのことのご質問に関しまして幼児教育課長が答弁いたします。

**○幼児教育課長（林原幸雄君）** 議長、幼児教育課長。

**○議長（野口俊明君）** 林原幼児教育課長。

**○幼児教育課長（林原幸雄君）** 吉原議員さんのご質問にお答えいたします。新しい保育所になりまして、大規模になるということで、そのなかでの保育、まあ経営

方針ということでございます。まだ詳細を詰めている段階ではありませんけれども、今まで建設検討委員会のなかに、保育士それから調理士というメンバーでいろいろと検討しております。

そのなかで実際保育所のなかで、こういう活動があるということも想定しながら、建設、まあ配置でありますとか、それから遊戯室のステージの形、あるいは広さとかということを検討してまいりました。で、あの実際の運営というのは、確かに人員配置とか、そういうものが決りましてから、具体的な話し合いになろうとは思っていますけれども、一応のイメージとしては、その建設検討委員会のプロジェクトに入っているメンバーのなかには、描けているのではないかというふうには感じているところです。以上です。

**○議員（9番 吉原美智恵君）** 議長。

**○議長（野口俊明君）** 吉原美智恵君。

**○議員（9番 吉原美智恵君）** はい、私が申し上げたいのは、現場の保母さんたちが、今その 180 人の規模の保育園を経営するにあたって、運営するにあたって、皆さんが、どういうことか描かれていなく、どういう感じになるのかですよね、発表会一つとってもそう、運動会もそう。ですから、そういうのは誰かれ問わずに、いろいろ異動があったとしてそこに行くわけですから、いつまでも大きい規模でとか小規模のところにいるわけじゃないですから、ある程度的人数で、保母さん全体の会議があるんじゃないかということをお願いしたわけで、もうそれは返答はいいです。検討願います。

次に、最後の質問ですけれども、名和地区拠点保育所の考え方はというところで、何か、建設場所は探している。けれども 24 年度に建設用地を選定して、25 年度には建築する、26 年 4 月開所を目指すと書いてあります。私の認識で、場所が優先されるのか、期限が優先されるのかという気持ちもありますが、場所が今決っていないと。で、探していてっていうことは、えーと、取りあえず名和地区の話し合いのなかで、取りあえず庄内小学校の跡地という候補と、あと名和の周辺とか、それからどの保育園を統合して、拠点保育所をどこにするのかとかそういうところの話し合いは進んでおりますか。

**○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君）** はい、議長。

**○議長（野口俊明君）** 湊谷教育委員長職務代行者。

**○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君）** ただいまのお答えは教育長がいたします。

**○教育長（山根浩君）** 議長、教育長。

**○議長（野口俊明君）** 山根教育長。

**○教育長（山根浩君）** 今、お話しが湊谷さんからありましたことは、前からずっと考えておったこととございまして、今年中山の拠点保育所が大山と一緒に建築できたっていうのは、途中から入ってきたこととございまして（「話の途中ですが、説



明中ですが、残り時間が 5 分となりました」と呼ぶものあり) はい、名和の場合は当初より来年、来年に用地を選定して、できたら建築設計まで行なって、その次の年に、25 年に建築して、26 年の 4 月の開所というのは、当初からの予定でございます。で、ただいくらでもお金をかけてですね、どこでもというわけにはまいらんだろうと思っております。

名和の場合は、庄内の小学校跡地というのが一つありますけれども、大山にしましても中山にしましても、インターチェンジの近く、あるいは小中学校の近くというのが条件になっております。やっぱりそれに沿った形で、選定していかなければならない、また是非議員の皆さん方のご尽力もいただけたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議員(9番 吉原美智恵君) 議長。

○議長(野口俊明君) 吉原美智恵君。

○議員(9番 吉原美智恵君) そういたしますとですね、その建設場所は探していると、ですね。ですので、今中山と大山が新しい立派なものができます。そしてやっぱり名和地区の保護者は関心が今 1 番深まってきているところでないかと思えます。ですので、その検討委員会のもう今開かれていないかと思えますけども、名和地区だけで、もう一度話し合うとかそういう機会もいるのではないかと思えます。と、というのがですね、建設場所というか、土地というものはなかなか難しいものでありまして、本当に 23 年で解決して、24 年で選定ができるのか、どこまでをめどにしてそれを考えていくのか。で、選定ができなければ、26 年の 4 月の開所が延びてもいいのか、そういうこともあると思えます。確かに理想的なのは、今となっては所子保育所と庄内は近いですので、どうしたってそういう雰囲気ありましたけれども、でも当初の検討委員会の会議では、町有地をちゃんと使ってという話もありましたので、もう一度名和地区についてはですね、きちんと今の状況とそれからこれからということをどっかの場面で話し合う機会があるのではないかと思えますが、町民さんと、いかがでしょうか。

○教育委員長職務代行者(湊谷紀子君) はい、議長。

○議長(野口俊明君) 湊谷教育委員長職務代行者。

○教育委員長職務代行者(湊谷紀子君) ただいまの吉原議員さんの言われることが本当もつともだと思えます。これからさらに選定に関しましては、いろんな方の助言をいただいたり相談したりして決めさせていただきたいと思えます。町民の方のいろいろな意見もお聞きし、よりよい場所を探していきたいと考えております。

○議員(9番 吉原美智恵君) 終わります。

○議長(野口俊明君) これで 9 番 吉原美智恵君の一般質問は終わりました。

---

○議長(野口俊明君) 次、3 番 大森正治君。

**○議員（3番 大森正治君）** はい。日本共産党の大森です。まず1問目ですけども、私は、T P P参加反対の取り組みをというテーマでやりますが、このT P P問題に関する質問は、昨年12月議会にもさしていただきました。それに続く2回目ですけども、よろしくお願ひします。

去年の10月に、菅前首相が突然T P P交渉参加を国会で表明しました。そのとき以来、国内でも、県内でも、反対運動がJ Aを中心として広がってきております。そういうなか、民主党政権3人目の野田首相は、11月T P P交渉参加を表明したところです。これは全国の農林水産業者のみならず、医療関係者、中小商工業者、労働組合などなど、各界の強い反対を押し切ったの表明であり、また民主党内部からも、反対の議員が多い中での参加表明でありました。ここには、国民には背を向けて、アメリカや財界の言いなりという野田政権の本質がはっきり表われているのではないのでしょうか。

T P Pに参加すれば、農産物をはじめすべての物品への関税が撤廃され、また国民生活や社会を守るさまざまな制度の緩和・撤廃が迫られるといわれております。そうなれば、国民の暮らしにどんな影響が出るのでしょうか。様々な悪影響が危惧されております。例えば、1つ目は、農業への影響です。農林水産省の試算によりますと、国内の農産物生産量の減少率は、米が90パーセント、牛肉75パーセント、牛乳・乳製品が56パーセントなどとなり、農産物全体の生産減少額は、4兆1,000億円にもなるといわれております。その結果、日本の食料自給率は、現在の39パーセントから13パーセントに落ち込むと予想されております。

ですから、T P P参加と食料自給率の向上は、絶対に両立しないし、また民主党政権が昨年3月に決定した、10年間で食料自給率を50パーセントにする、そういう計画にも反します。大山町内での影響はどうかといいますと、これは昨年、農林水産課のほうで試算してもらったデータであります。米が94パーセントの減少率で、13億円の減少額、牛肉が83パーセントで、3億円の減少、牛乳はなんと100パーセントで15億円の減少など、大山町全体の農業生産額の56パーセント、額にして50億円もの減少が見込まれております。まさに、国内、町内の農業は壊滅的な打撃を受ける恐れがあります。

そのために、2つ目としまして、食品加工や運輸など、農林水産業に関連した産業、地域経済と雇用に、大きな被害が及ぶことが予想されます。

3つ目は、被災地への影響です。東日本大震災で大きな被害を受けた東北3県にとっては、T P P参加はさらに深刻な事態になるでしょう。東北3県は、米どころでもあり、海産物の一大産地でもあります。私事になりますけども、私は先月、共産党のボランティアとして、岩手県の宮古市に行っていました。そこでは、震災後8ヶ月経ってございましたけども、復旧、復興の進み具合が地域によって差がありました。宮古市は、比較的復旧が早く、この宮古漁協では、水揚げ場ですね、これ

がいち早く建設されて、部分的ながら、漁港の機能を再スタートさせておりました。この被災地の基幹産業である農林水産業、特に水産業、これに大きな打撃を与える T P P への参加は、こうした被災地の復興への希望も奪ってしまうこととなります。

4 つ目は、農林水産業のもつ多面的機能への影響です。農林水産業には、洪水防止機能、水質浄化機能、生態系保全機能など、年間 90 兆円の効果あるといわれています。T P P 参加によって農林水産業が壊滅すれば、こうした多面的機能も失われてしまいます。

5 つ目は、食の安全への影響です。アメリカは今でさえ、B S E 対策である、アメリカ産牛肉の輸入制限の緩和を求めていますし、輸入農産物の検査、遺伝子組み換えの食品表示などの緩和も求めています。T P P に参加すれば、残留農薬や食品添加物などの規制緩和によって、食の安全が脅かされてしまうのではないのでしょうか。

6 つ目は、医療分野への影響です。アメリカは、民間医療保険や薬品などの市場開放を繰り返し要求しています。そのため、日本医師会は、T P P に参加すれば、今後診療の全面解禁によって、日本の公的医療制度、すなわち国民皆保険制度、これは世界にも誇る制度ですが、これが崩され、医療崩壊が進むと懸念しています。

7 つ目は、自治体行政への影響です。地方自治体による物品購入や公共事業も、外国企業への解放が義務付けられ、今行われている大山町でもそうですが、地元中小業者への優先発注は、非完全障壁として、排除される危険があります。等々、T P P への参加によって国民生活と国内経済に与える打撃は、計り知れないと言われております。

大山町民にも大きな影響が及ぶわけですが、住民の暮らしと地域経済を守る責務がある地方自治体として、T P P 参加に反対し、阻止することは当然のことであると思ひ、考えます。全国町村会議では、先月東京で開催した大会で、4 度目の決議を、T P P 参加の反対の決議、これをあげたということですが、この反対決議でよしとするのではなくて、大山町からも、大山町自からも、T P P 参加反対の行動を起こし、反対世論を大きくしていくことこそが、重要ではないのでしょうか。

そこで次の 2 点について伺います。1 点目として、野田政権が T P P 交渉に参加表明したことについて、町長はどう認識されておられますか。

2 点目として、T P P 参加反対の町民集会を、他団体とも連携しながら開催する考えはないのでしょうか。以上です。

**○議長（野口俊明君）** 町長 森田増範君。

**○町長（森田増範君）** はい、議長。

**○議長（野口俊明君）** 森田町長。

**○町長（森田増範君）** はい。大森議員の T P P 参加反対の取り組みについてということにつきまして、お答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、野田政権が T P P 交渉に参加を表明したことについての認識ということに

ついてでございます。環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆる T P P につきましては、議員ご指摘のとおり、今年 11 月に野田総理は T P P 交渉参加に向けて、関係国と協議に入るということを表明をされました。T P P は、農業分野、工業分野、医療サービスをはじめ、全 21 分野において、関税の全面撤廃のほか、すべての非関税障壁を撤廃をして、自由化することを目標といたしております。このことで、農業関係のほか、医療関係団体でも断固反対の立場を表明をいたしているところであります。

また、先ほど議員述べられましたけれども、11 月 30 日全国町村長大会におきましても、基幹産業であります農林水産業への影響が大きく、地域経済や社会を崩壊させるとの懸念があり、わが国への将来に深刻な影響を及ぼすとして、T P P 参加に反対をするということを決議いたしました。また鳥取県西部町村会においても、同様に反対をいたしているところであります。本町におきましても、農業分野への影響額を、国の考え方に準じて試算をいたしたところ、本町の農業生産額の 56%、約 50 億円これが減少していき、特に、米や畜産の分野に大きな影響が出る、ということに数値としても出てまいっております。

先般、本町農業委員会におかれましても、農林水産業が果たしている地域経済、社会、雇用、これの安定を確保することが強い経済を実現し、未来を拓くことに至るとして、T P P の参加には反対を表明されたところでもあります。農業は本町の基幹産業であり、また農林水産業の分野の疲弊は、本町の地域経済の疲弊にもつながるとともに、生活環境の保全においても大きく影響をし、このまちのあり方と密接に関係しておるところであります。こうしたなか、現在ある大きな懸念が払拭をされない限り、本町としても反対の立場であります。

今月の衆議院農林水産委員会におきましては、政府が関係国との事前協議を行う際に、国民生活へ大きな影響が懸念される場合には、慎重に協議を行うように、求めたところでもあります。

今後、政府におかれましては、協議の経過や内容を十分に情報開示をし、説明責任を、説明責任を果たすことによって、国民的な議論を得たうえで、あくまで国益の視点に立って、都市部、そして農山漁村地域においても、影響を及ぼすことがないよう、T P P に際して、結論を出されることを望むところであります。

また、先ほど T P P 参加反対の町民集会、これを他団体とも連携をしながら開催する考えについてのことでありますけれども、県レベルの大きな集会、大集会もすでに実施をされております。町民の方々もたくさん参加をされております。今の段階では、開催の予定をいたしておりません。このことにつきましては、県内の動きや、T P P に関する報道などを通じて、すでに町民の多くの方々が T P P 参加による国民生活の影響を危惧されている、状況であるという具合に感じております。今後とも関係機関と連携をして、政府に対し拙速な対応をすることなく、慎重に検討

するよう働きかけてまいりたいと存じます。以上で答弁に代えさせていただきます。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） このT P Pへの参加によって、本当に国内の暮らし、まあ特に農業を中心として、大きな打撃があるということは、共通認識されているところですし、またこれには反対の立場だと、いうことでございます。私も、そういう世論が大きいのかなと、強いのかなというふうに考えておりますが、ところがですね、いろいろ話ししてみますと、この町内の、農業者の方、あつ農業者であってもですね、いいじゃないかっていう声も聞くんですよ。それは雇用を増やすことが大事だから、企業が海外に出ていかないようにどうのこうのっていうことで、言われる方があって私もびっくりしたんですけども、いろいろと今までも、反対の集会があったり、それから講演会があったり、国内、それから県内でもですね、今あったように、この西部地区でもあっております。これまで、この自治体の中で行われたところでは、琴浦町、それから日南町、それから岩美町ですか、では町内でも反対集会が持たれております。それから、各いろんな実行委員会形式でも行われているわけですが、でもまだまだそのT P Pに参加したときの問題点というのが、その部分に留まっているのじゃないかと、一部の人たちの間でしか、認識が深まってないじゃないかという気がします。

また、あれですね、そのマスコミ見ますと、地方紙はわりかしそのT P Pには問題がある、これは反対しなければならないという論調が多いようですが、大手のマスコミ、読売、毎日、それから朝日等ですね、これは、どっちかいうと、反、賛成の立場で進んでいると、報道されてると。まあここにね、ひとつの対立のようなものがあるんですけども、都市対地方、財界対農業とか、そういうなことではなくてですね、ほんとに私たち国民、日本の国民の暮らしが大変なことになるんじゃないかなということ、いろいろな学者、いろいろなところで言われているわけですから、もったこの情報ってのを流さなければならないと思うんですよ。勿論、賛成は賛成の立場があるわけですから、その賛成の意見というのはどうなんだと、反対はこうなんだけども、ほんとに果たしてどうだ、あのT P Pに参加して、どっちが国民にとっては利益になるのかと、いうことを考えてもらわないけんわけですが、そのためにもですね、やはりその大山町においてもそういう集会と、まあ、私言いましたけども、いろいろな方法があろうかと思えます。講演会もあるでしょうし、集会の中でのシンポジウム形式もあろうと思えます。その町民、まず町民にもこのT P P問題を理解してもらい、深めてもらうためにも、町長自ら、ようしやらないけんという気持ちになってもらいたいなというふうに思うんですけども、まあ大変忙しい中で、そういう行事をやるのは大変かと思えますが、でもこれはまたその、やる意義ってのはあるんじゃないかと思うんですけどもね、大山町だけでやるのが無

理なら、近隣の町村長とも相談しながら、やるってというような考えもないものでしょうか。お伺いします。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長

○町長（森田増範君） はい。大森議員からのＴＰＰの集会ということについての、思いの中でのご質問だったのかなあという具合に思います。それは、たくさんの方に、そのことについての理解をさらに深めていくという手法かな、というような捉え方で、わたし今理解をさせていただいたところでありましてけれども、このＴＰＰの問題については、議員おっしゃいますように、それぞれの視点、立場、考え方によって反対をするという思いの方や、やるべきであると、賛成をすべきだと、ということが国レベルでも、日本全体の中でもあるということでありまして。それは、我が町においても、それぞれの立場や思いの中で、やはりあるのかなあという具合には、感ずるところであります。しかし、議員も述べておられるように、反対させてはならないと、いう今の現状の状況の中で、その立場を持ち、それをしっかりと実行させていくためにはどうするかということではないのかなあと思っております。今、やっていかなければならないなあと思うことは、私は、先ほど議員の中でも、町村長大会で全国町村長大会で、反対決議でよしとするのではなくという言葉が述べられましたけれども、首長すべてが、これでよしという具合に思っている者は、一人もおられません。このあとの行動に対しても、この時期に、一番重要な時期に、首長、町村会が 933 あるわけですけれども、その首長がすべて、その日、あるいは翌日に、すべての出身の国会議員のところに出向いて、直接思いをぶつける、その行動を行っております。と同時に、町村会の役員、これは関係省庁、政府三役等々、できる限りの立場のところ、同じ思いを要望活動として、行動をこなしております。今、大切なのは、そういう野田政権、野田首相の思いの中で、報道の中にもございますように、あくまで交渉への参加なので、ＴＰＰ参加を決めたものではないという表現を出しておられますけれども、それは多分、議員も認識のとおりだと思いますけれども、やはりＴＰＰ参加を見据えたものであるという具合に認識をしておりますので、これをなんとしても、反対をしていくということの行動をすることとして、今やるべきことは、やはり国レベルの国会議員、あるいは政府関係者、省庁、そういったところに直接働きかけることであるということ、東京を中心として、展開をしているというのが、現状であると認識をいたしております。したがって、今の段階では、先ほど申し上げましたように、町としての、あるいはこの周辺としての、集会ということについての予定がないというところでありまして。

○議員（3番 大森正治君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） あの自治体として、他のところとも連携をしながら、

努力されてるということに、私も敬意を表したいと思います。先ほどもあったように、西部地区町村会も、同様に反対しているということです。ただ、具体的にあの、どういう行動があったのか、私も存じ上げておりませんので、もし西部町村会として、こういう行動したということがあれば、教えていただきたいと思ひますし、最後のところで、今後とも連携、関係機関と連携してあたっていきたいというのは先ほどおっしゃったことかなあと思ひますし、また自治体は自治体としてですし、またもっと広くですね、特に反対している、強く反対している J A、農業関係者、そことの連携も大変重要ではないかというふうに思ひますし、また医師会などもありますし、商工会もありますし、そういうところとの連携も必要じゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 勿論そのように感じております。

○議員（3番 大森正治君） はい。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） もうひとつ、私が聞きました、西部の町村会での反対の意思があるわけですか。なんか西部町村会で、具体的に反対の意思表示されたということはないでしょうか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい、町村会ということでございますけども、まずは 1 年前、全国の大会において、反対の決議をしておるといふこともご承知であると思っております。当然その前段から、私どももこういふことについての考え方を共有しておりますし、月に 1 回町村会の首長会ありますので、そういった話し合いもしてきております。いろいろな取り組み、アクションをしていくなかで、当然県のほうへの要望活動もいたしておりますし、いろいろな形のなかで、取り組みを進めておるといふのが現状であります。ここ最近になってこの取り組みについて始めたということでないということ、話をさせていただきたいと思ひます。

○議員（3番 大森正治君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） いよいよこれから、問題点もはっきりしてくるんじゃないかなと思ひますが、ほんとに協議に参加して、これから駄目だったら抜け出せるというのが非常に難しい段階ですので、正に国民的な大きな世論を起さないと、これを止めるということにならないんじゃないかなという、非常にこの私としては、悲観的な見方もあるんですけども、やっぱり世論だと思ひますので、今後ともですね、いろんな団体がいろんな会をするんじゃないかなと思ひます。まあそういう

ところに、私たちは積極的に出かけて行って、理解を深めたいし、やはり問題だということであれば、一人ひとりが行動しなければならないじゃないかというふうに思います。まあ同じ思いであるということ、私も理解をしましたので、共にこの日本の国の形を変えかねないT P P参加、やっぱり阻止に向けた動きをしていく必要があると思います。共に頑張りましょうということを表明して、次の質問に移らせていただきます。

**○議長（野口俊明君）** えっと、あの今のは、要望ですね。大体要望は、一般質問のときには、おやめください。そういたしますと、ここで次の質問ということでもありますので、休憩いたします。再開は、1時、失礼。2時20分といたします。暫時休憩いたします。

**午後2時10分 休憩**

**午後2時20分 再開**

**○議長（野口俊明君）** 再開いたします。休憩前に引き続き、大森正治君の一般質問を再開いたします。3番、大森正治君。

**○議員（3番 大森正治君）** はい、では、2問目の質問をさせていただきます。この国保税の納付回数について、6月議会にも質問させていただいたところですけども、しつこいと思われるかも知れませんが、再度の質問になります。私、どうしても納得がいきませんもんで、今回は、国保税の徴収回数は住民の立場に立って、というテーマで質問いたします。

国民健康保険税は、国庫負担、これが50パー、約ですね、50パーセントから25パーセントへと減らされてきたために、住民の負担割合が大きい保険税であることは、ご承知です、ご承知のとおりだと思います。また、国保加入者のなかには、所得のない世帯、あるいは低い世帯が多くあります。その結果、滞納せざるを得なかったり、借金までして、納付しているという世帯もあつたりしております。そのように聞いておる部分があります。以前にもお話ししましたが、西部の自治体で、納付回数が4期なのは大山町のみで、他の市町村はすべて8ないし10期であります。中部の琴浦町、北栄町も8期だということです。その理由を聞いてみますとですね、1回あたりの納付負担を軽減するためだということ、多くの自治体の担当課の方は言うておられました。つまり、どの自治体も、住民の立場に立って徴収業務をやっているのではないかというふうに思うわけです。これは当然のことだと思うんですが、業務の煩雑さとか、あるいは合併協議会で決定したことなのでと、いう、そういう理由でですね、4期納付に、固守、固執すべきではないと私は思います。血の通った温かい行政の執行によって、住民の皆さんからの信頼を得ることにもなると思います。

そのために、次の点について伺う、伺うわけですが、1点目としまして、国保税の納付1期あたりの負担軽減のために、納付回数を現在の4期から、8期以上に増やす



べきではないでしょうか。2点目として、現在4回以上の分納を認めているということですが、分割納付があるということですが、督促状を出して、その料金80円を徴収されてるということをお聞きしております。分納を認めた場合、いったい督促する必要があるのでしょうか。また、督促状の料金を徴収する必要はないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（野口俊明君） 町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい。大森議員の2つ目の質問でございます、国保税の徴収回数は住民の立場に立ってということについて、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、国保税納付1期あたりの負担軽減のために、納付回数を現在の4期から8期に、以上に増やすべきではないかということについてでございます。国民健康保険税の納期につきましては、6月の定例議会でもお答えをさせていただきました。説明を述べさせていただきました。旧中山町と旧名和町におかれましては、4期の納付、そして旧大山町では、10期の納付ということになっておりました。合併に際して、合併協議会の中で様々な角度から協議をされ、納期回数については、新大山町では4回に決定をされたところであります。合併から7年を迎えております現在、この納期は定着しているものと存じております。前年の状況をみますと、平成22年6月初賦課時に、賦課をいたしました時に、国保の世帯が2,933世帯でございましたが、そのうち4期で納付が困難ということで、8回以上での分納をされた世帯が28件ございます。そのうち22件での、世帯で完納をいただいたところであります。これは、全世帯の0.8%にあたります。また、8回未納、8回未満での分納を希望されました世帯が18件ございまして、うち年度内で完納、年度内での完納の世帯が14件で、0.5%でありました。分納で完納された世帯を含め、平成22年度の国民健康保険税完納世帯は2,696世帯でありまして、滞納世帯が237件ということで、8.1パーセントでございます。この237件の滞納世帯につきましては、これらの状況から、納期の回数以外に要因があるものと思っております。

また大山町では、当初課税で皆様に通知をいたしておりますように、その年、年度分の年税額並びに各期の納付額をお知らせをいたしております。賦課月の1期を除いては、毎月納付ではなく、納期までに数ヶ月の猶予がある関係で、ご家庭では月々において計画的に納付金を確保し、期限内納付をされている旨をお話しをお聞きいたしております。なお、8期以上の納期を設けていきますと、納期回数に比例して督促料も増え、発送事務費も増大することから、現行80円の督促料維持が困難となり、滞納者の皆さんにご負担を増やすことにもなります。4期での納付が困難な方には、分割の納付対応をいたしておりますので、早い時期にご相談を賜りたいと

いうぐあいに存じます。

次に、4回以上の分納を認めた場合でも、督促状を出す必要があるのか、ということについてであります。また、督促状の料金 80 円を徴収する必要はないのではないかとございます。地方、地方税法第 200、地方税法第 726 条には、納期限までに完納されない場合においては、納期の期限後、20 日以内に督促状を発しなければならないとあります。

分納を認めることで法律の規定が適用されなくなる、ということをございませんで、分納しておられる方につきましても、法に基づき督促状をお送りし、大山町税、税条例第 21 条の定めるところによって、督促手数料 80 円を徴収いたすところをございます。ご理解のほど、よろしく願い申し上げたいと思います。

○議員（3 番 大森正治君） 議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3 番 大森正治君） えっとあの、またはじめてその、このあれですね。4 期にしているけども、分割納付を実際に行使していらっしゃる世帯は多くないと、滞納の回数、滞納ですね、この滞納者は、この納期の回数に関係ないじゃないかということですけども、滞納のことも気にならないわけではないですけども、やっぱり納付しやすいってのは、当然誰もが分かることであって、年額 20 万円のところ 4 回だったら、毎回 5 万円払らわれないけん。ほんとにこれが、大変な家庭もあるわけですが、それが倍の 8 回なれば 2 万 5,000 円、半分に軽減されるわけですから、当然のことであるんですけども、それは分割納付でやっているから、いいじゃないかと、ここを希望してほしいと、いうことを言っておられます。この分割納付を利用されないのは、なんでかっていうのを、どうなんでしょうかねえ、納期の回数に本当に関係ないのか。そのへんは、それぞれの方から事情を聞いてはいらっしゃらないでしょうか。どうなんでしょう。そのへんの事情をもうちょっと詳しく聞きたいんですけども。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい、詳しいところ、聞いているかどうかということでもありますので、担当課長のほうから述べさせていただきたいと思いますが、基本的に、ほんとに必要、この制度化ありますので、活用していただくと、いただきたいということをお願いしておりますので、そのことについては、ご理解願いたいと思います。担当課長のほうから、足りないところを述べさせていただきます。

○税務課長（小谷正寿君） 議長、税務課長。

○議長（野口俊明君） 小谷税務課長。

○税務課長（小谷正寿君） はい、えっとあの質問の意味がよく理解できませんでしたが、分割納付を利用しないのは、関係ないのではないかって言われた、ので

したっけ。

○議員（3番 大森正治君） ならもうちょっと。

○税務課長（小谷正寿君） はい、すみません。

○議員（3番 大森正治君） はい、この分納をね、活用していらっしゃらない方が多いということですね、滞納者の中には。そのへんの理由が、納付回数と関係があるのかないのか、はっきりしないんじゃないかなと思うんで、そのへんのところで、納付回数と関係ないということが、はっきり分かってらっしゃるのですか。そこらへんのことは、事情が、滞納されている方から聞いていらっしゃるのでしょうかね。そのことです。

○税務課長（小谷正寿君） 議長、税務課長。

○議長（野口俊明君） 小谷税務課長。

○税務課長（小谷正寿君） はい、滞納者の方が分割納付を利用していない、その関係でございますけども、滞納していらっしゃる方は、今お話をしているのは、あくまで現年分の話でして、滞納者の方は、それこそ、滞納繰越分がたくさんありまして、まずはそちらの方からきれいにしていただ、いただいているということで、とても現年分の分納までは、手が回らないというのが、実状でございます。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） そうしますと、もうちょっと細かいことを伺いますけども、その滞納者には、分割納付がありますので、それを利用され、されませんかということは、きちっと周知していらっしゃるわけですか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 担当課長から、お答えをさせていただきます。

○税務課長（小谷正寿君） 議長、税務課長。

○議長（野口俊明君） 小谷税務課長。

○税務課長（小谷正寿君） 滞納者の方も、分納誓約に基づいて、滞納繰越分の分納はしておられます。あの、ですから、現年分はされてませんけども、滞納繰越分をそちらからまずは片付けていただいている、ということでございます。ちなみに、滞納者の方は700人ぐらいおられます。で、そのうちの300件ぐらいの方が、分納契約を結んでやっておられます。以上でございます。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） では、あの、一応皆さんには、周知していただいているということですね。

○町長（森田増範君） 議長。

- 議長（野口俊明君） 森田町長。
- 町長（森田増範君） はい、担当課長のほうから述べさせていただきます。
- 税務課長（小谷正寿君） 議長、税務課長。
- 議長（野口俊明君） 小谷税務課長。
- 税務課長（小谷正寿君） はい、滞納者の方は、納付の相談に来られますので、その時に分納契約を勧めております。
- 議員（3番 大森正治君） 議長。
- 議長（野口俊明君） 大森正治君。
- 議員（3番 大森正治君） はい、その分割納付ですけども、わたしが2番目にちょっと疑問に思って聞いております内容ですけども、督促状はやっぱり出さなければならぬと、これは地方税法によるものだからと、いうことのようにですけども、どうしようもないんでしょうかね。なかなか、払えないから分納してほしいということですよ。分割納付があるからには、督促状は出すと、その法律に基づいて、出さなきゃならないなら出してもいいんですが、そういう分割納付を町のほうで設けているなら、その町条例ですね、基づいて徴収、督促手数料80円を徴収するってことですけども、ここの改善が必要ではないかなというふうに考えますが、いかがですか。
- 町長（森田増範君） 議長。
- 議長（野口俊明君） 森田町長。
- 町長（森田増範君） はい、先ほど冒頭の答えの中で述べさせていただきましたように、この条例の定めるところで進めているということでもあります。
- 議員（3番 大森正治君） 議長。
- 議長（野口俊明君） 大森正治君。
- 議員（3番 大森正治君） いや、私が聞いておりますのは、納めやすいように分割納付を設けておりますと。設けておるならば、督促状は出しても、その督促手数料の80円、細かい話かも知れませんが、それは取る必要がないじゃないかなと、取らなくてもいいような条例改正もあってもいいじゃないでしょうかということをお聞きしたいんですけども。そのことなんです、どうでしょうか。
- 町長（森田増範君） 議長。
- 議長（野口俊明君） 森田町長。
- 町長（森田増範君） はい。大森議員の思いは分かりますけれども、私どもといたしまして、この条例に従って進めているという思いでありますし、現状を続けていくという考えであります。
- 議員（3番 大森正治君） 議長。
- 議長（野口俊明君） 大森正治君。
- 議員（3番 大森正治君） まあ、あの、今の答弁は、変えないということですね

ども、この条例、今の私の言ったことから、検討される余地もないのでしょうか。検討してみてもいいじゃないかということも、考えられませんかでしょうか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 大森議員の思いとして、受け止めさせていただきます。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） はい、これ以上言ってもどうも平行線のようなので、思いを汲んでいただいて検討、していただけるなら、それがいいなと思いますけども、その際に、また検討されるということであれば、それなりのなんていうのでしょうかね、表明があるのででしょうか。最後にそれをお聞きします。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 先ほど申し上げましたように、大森議員の思いとして受け止めさせていただきます。

○議員（3番 大森正治君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 以上で終わります。

○議長（野口俊明君） これで大森正治君の一般質問は終わりました。

---

○議長（野口俊明君） 次、11番 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） はい、議長。諸遊でございます。このたびの12月議会におきましては、2点、私の考えを述べ、執行部の考えを質していきたいと思えます。

まず、はじめに保育所における完全米飯給食実施についてお尋ねしたいと思えます。本町は豊富な水と肥沃な土壌により、県内有数の穀倉地帯であり、稲作を中心として農業が基幹産業の町でございます。その町内で収穫されました地元産のお米を使い、既に小学校、中学校での学校給食では、米飯給食、つまり完全給食を実施しておりますが、しかしながら、現在10園ある保育所におきましては、3歳未満児は主食と副食の、つまり完全給食でございますが、3歳以上児は副食、つまりおかずのみの給食でございます。園児は家から米飯を持参し、冷たいご飯を食べているというのが現状でございます。是非、保育所におきましても温かいおいしいご飯を園児たちに提供しては如何ではないかと思うわけでございます。一昨年、平成21年の9月議会におきましても、私は同じ趣旨の質問をいたしました。当時、教育委員長伊澤さんでございますけども、今も伊澤さんですけども、「自分も基本的には反対ではないが、家庭と保育所の役割、食育の視点、財政的な負担や人的体制の整備など、

様々な面で保護者や町民の皆さんの意見を伺いながら考える」と答弁しておられますが、その後、協議をされましたのでしょうか。そして、そのようななどのような経緯であり、どのような結論が出たのでしょうか。

幼少期から地元産のお米を提供することで、地域の自然や環境、農業について理解を深め、食に携わる人や食べ物への感謝の気持ちを抱くことができ、お米や食に対する関心も高まるなど、幼少期からの食育面での効果も期待され、また、地産地消の促進、米の消費拡大にもつながってくると私は思っております。保育所での温かいご飯の提供、おいしい食事の提供、さらなる食育の推進は、自園方式での調理が行なえる給食室を備える施設があつてこそ積極的に取り組むことができるものと私は思っております。子どもの発育、発達を育むために、すべての保育所におきまして、このような食事の提供を実施されますよう、再度提言いたします。以上、町長、教育委員長の考えを質したいと思います。

**○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君）** 議長。

**○議長（野口俊明君）** 教育委員長職務代行者 湊谷紀子君。

**○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君）** 諸遊議員の保育所における完全米飯給食実施についてのご質問にお答えします。

本町の保育所では、3歳未満児は主食と副食の完全給食を、3歳以上児には副食のみを提供しています。児童福祉法では「保育所運営費に含まれる給食の材料費が、3歳未満児については主食及び副食給食、3歳以上児は副食給食とする」と定められています。

保育所運営費とは、法で規制されている最低基準を維持するための費用で、公立保育所では一般財源化され、保護者から徴収する保育料を除いた額は、市町村が全額負担することになっています。費用の面で言いますと、3歳以上児には副食のみを提供していますので、主食も含めた完全給食にすると、その部分の費用は保育料とは別に保護者から徴収することになります。

さて、子育てにおいて、その責任がそれぞれの子どもの保護者にあることは言うまでもありません。そして、子どもたちの健やかな成長のためには、地域社会の関わりが重要になってきています。近年では、女性が働きながら子どもを持てるように、社会が全体として応援する雰囲気が高まってきております。大山町では、子育てに関わる負担感を軽減するため、早朝保育、延長保育、土曜日の午後の保育、一時保育などの保育サービスを行っているほか、子育て支援センターやファミリーサポートといった子育てに対する支援体制を充実し、環境の整備を行ってきています。

しかしながら、先ごろ鳥取県の不登校率は全国で第4位との報道がされました。その背景の一つに、親子関係の希薄さがあげられます。専門家は、乳幼児期の体験が、思春期に結果として現れると話されます。乳幼児期の子どもたちに親が十分に愛情を持って関わり、親子の人間関係の基礎を作ることが大切だと考えています。

3歳以上児にも温かいご飯を提供したらどうか、とのご提案ですが、子どもたちにとって保育所は社会です。幼い子どもが、親と離れて一日がんばっています。自分の弁当箱に、家族が自分のために入れてくれたご飯は、子どもにとってはうれしいものではないでしょうか。幸いに最近冷暖房が完備され、ご飯もかつてほど冷たくはならないと思います。むしろ家族のあたたかさを子どもたちが感じるのではないのでしょうか。

また、3歳から5歳の子どもは、食事を食べる量に大きな差があります。たくさん食べる子もいれば、少食の子もいます。自分の子どもが食べる量を考えて、ご飯を弁当箱につめることも家族の愛情でしょうし、子どもが持って帰った弁当箱の中身を家族が見たときに、きれいに食べていれば「今日はきれいに食べたね」と子どもをほめるなど、言葉を交わす機会を増やすことで、家族のコミュニケーションが深まっていくと思います。自分のために親がしてくれているということを、子どもはちゃんと見ています。

近年、夜型の生活リズム、朝食の欠食、孤食などの問題が指摘されています。子育ては楽しくもあり、大変なものでもあると思います。親も完璧ではありません。子どもを育てることで少しずつ親になっていくと思います。そして、その親の姿を見て、子どもも成長していくのだと思います。

今保育所では、食育に取り組んでいますが、子どもたちが保育所で食べる給食は、1年間に約250食です。これは、子どもたちが1年間に食べる食事回数の約4分の1でしかありません。家庭の食卓は子どもにとって一番大切な場であり、家庭での食事をより望ましいものに近づけるには、家庭への働きかけも必要だと思います。

子どもが生涯にわたって健康で心豊かな生活をおくる基本となります「食を営む力」を培うため、保育所では野菜の栽培から収穫、クッキング、幼児教育課の栄養士によるおにぎり教室などの取り組みを行い、子どもたちの食に関する興味も深まってきております。

子どもたちは、朝から保育園で、運動遊びやリズム運動、マラソンなどの活動を通して体をしっかりと動かしています。これがおいしいご飯をおいしく食べるということに通じており、給食の時、子どもたちは心のこもったあたたかい給食とご飯を、喜んで食べています。

今後、社会情勢や生活環境の変化により検討する必要があるかもしれませんが、本町の教育において、このような視点と取り組みを続けていくためにも、今のところ3歳以上児への完全給食実施は困難と考えております。(拍手あり)

**○議長（野口俊明君）** 町長、森田増範君。

**○町長（森田増範君）** はい。私の思うものとして、資料を用意しておりません。教育委員長職務代理者の思うところがございます。そのことをお伝えして、答弁に代えさせていただきます。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長。

○議長（野口俊明君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 今、委員長代行のお話しを、答弁書を聞きまして、目をつぶって聞けば、ああ本当にそうかなと思ひまして、拍手もパラパラありましたけども、全くこれは保護者、子どもたちのことを考えていない答弁ではなかったかなと私は思っております。まあ教育に関して、教育長の山根さんとは95%ぐらい合っておりますけれど、この件に関しては私とすれ違っております、やっぱり首長、町長に対して質問したがいいかなと思ったりしますけども。まずまあこのたび来年の4月に向けて、大山地区、名和地区が統合保育園になります、ね。それから吉原さんの質問でしたかね、な、中山でしたね。それから名和については、26年を目指してということです。何のため、もう一度聞きます。何のために保育所を統合されるんですか、町長、お願い。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

（「簡単、簡単でお願いします」と呼ぶ者あり）

○町長（森田増範君） 簡単であるかどうかですけれども、まず1番最初のベースとして教育委員会のほうで保育所のあり方というものが検討されて、そういった方向のなかでまず出てきておるといのがまず一つの前段であります。そして、そういった事を踏まえるなかでは、保護者の皆さんや関係される方々から、各保育所に対応しているそれぞれのサービス、こういったことの一元化であったりとか、新しい保育、子育てへの支援、相談、そういったことへの拠点となる施設であったりとか、子育てのこれから子育てを進めていくなかで、それぞれの地域の核となる拠点となる施設として充実をしていこうという捉え方のなかで、これの施設が進んできたものというぐあいに認識をいたしております。短かったでしょうか、長かったでしょうか。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長。

○議長（野口俊明君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 町長、そうなんですよ。結局サービスというのは、子どもさん、まあ子どもさんがまんだ5歳までですね、あれですけども、保護者のサービス、つまりありましたね、早朝保育、延長保育、あるいは病後保育、それをできるようにその統合をされるんだとこういうことだと思ひます。だから私は、残念に思うのは、一昨年出したときに委員長答弁は、町民の皆さん、保護者の皆様と相談しながら進めていくということでしたけども、相談はされていないということでしょう。私は保護者の方からそういう話は聞いたことがない、相談があったということは聞いておりません。たぶんなかったと思ひます。つまりね、なんでもう一度返りますけども、拠点保育所を造るためには、いろいろなサービスの充実というこ



とだと思っんですよ、ね。そのサービスの充実のために、保護者の皆さんが、昼の食事の弁当も温かいご飯を食べさせてやって欲しい子どもたちに、という要望があれば、やはりこれは、取り組むべき問題ではないんでしょうか。誰に答えてもらいましょうか、委員長、委員長代行。

**○議長（野口俊明君）** 湊谷教育委員長職務執行者 代行者。

**○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君）** あの、サービスの充実は、あっ、よろしいですか、延長保育とか、病後時保育、一時保育、あらゆる面でいたせりつくせりのサービスではないかと私は思っております。以前に比べればもの凄く手厚いサービスになってきております。ただこのご飯に関しましては、そのご飯をどれぐらい食べたかっていう、そのことぐらいは、保護者が関わってもいいのではないかと私も思います。弁当を洗うこと、それに子どもたちの給食を共にしたことがございますが、それぞれ自分の好きな弁当箱や包み、包んだ布ですとか、そういうことでやはり子どもたちもいきいきとしておりますし、そのお弁当箱を洗うことも保護者の役割として、それぐらいは担っていただいてもいいのではないかって思っております。

**○議員（11番 諸遊壊司君）** 議長。

**○議長（野口俊明君）** 諸遊壊司君。

**○議員（11番 諸遊壊司君）** どうでしょうかね。弁当を持って行かせて弁当箱を洗う、これは一つの親の愛情、うん、まあ確かに否定はしません。そうだと思いますよ。ですけどもね、3歳までは完全給食で、3、4、5は弁当なしで、小学校入ったら完全給食、この3、4、5の時に弁当作って親子の愛の確かめ合いができるんですか。小学校でも一緒じゃないですか、そりゃあちょっとね、屁理屈だと思うんですよ。で、そしてもう一つはね、民間の保育所が米子にたくさんありますが、民間の保育所どっこも、どっこもというと失礼ですが、まあ間違いがあったら駄目ですが、ほとんどが完全給食なんです。で、そこの完全給食のところは、親子の絆が浅いんですか。私はそうでない、全然その弁当を持たせたから親子の絆が深くなって、弁当をもたしたらでない、おおそうですね、弁当を持たせずに完全給食になったら絆が浅くなった、そういうことではない。公の保育所、うーん僕の調べたところですね、もしかしたら間違いあるかもしれんですけども、近くでは、江府町の保育所さんが完全給食じゃないでしょうか。ですからしておられるんですよ、民間も公も、それで今おっしゃった代行が、凄くサービスしてるんだと。ね、大山町の保育所に関して、確かにそうです。それでおってなんでここができんの、と思うんですけれど、もう一度、お願い。何でか。

**○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君）** はい、議長。

**○議長（野口俊明君）** 湊谷教育委員長職務代行者。

**○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君）** 先ほどのお答えは教育長が答弁いたしま

す。

○教育長（山根浩君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根浩君） 諸遊議員さんには、たびたびこの問題についてご質問いただいて感謝申し上げます。私たちが今考えておりますのは、教育基本法にも初めてですね、18年に改正されたなかにはですね、幼児教育だとか、家庭教育という項目が出てまいりました。それはあまりにもですね、まあ虐待も含めてですね、子育ての放棄でありますとか、いろんな形が出てきているんだろーと思います。確かにおっしゃいますように直接的につながらないかかって言われれば、それもそのとおりだかも分かりませんが、私は保育所の、湊谷さんがおっしゃいましたように、子どもたちが持ってくる弁当箱の風呂敷包みとか、あの大きさとか、小さいのとか、いろいろ見ておましてですね、ああやっぱり、親の人はですね、子どもが行く時に自分げもどうせご飯をどうせ炊かれるわけですので、これなんなってしまうたら、みんなパンになってしまうのではないかと思ってみたりですね、そういう形も含めてですね、あの姿を見て私はやっぱり、それとは直接関係ないサービスに応えるべきだつて言われることも分かりますけれども、鳥取県でもやっておるのは江府町だけでございます。やっぱりいろいろこれから先、保護者の皆さんも誰もが完璧な親なんかおりません。子どもと一緒に成長していく保護者であっていただきたいと思ひますし、私たちも、その、そういう面ですね、新しい保育所の場合ですと、調理される皆さんの姿がですね、大きく姿見で分かるようなガラス設置して、皆さんが食べる副食のご飯、あるいは2歳未満児の皆さんが、食べるのはここでこういうふうに作っているのだというのが分かるようにですね、大きく中山も大山もしております。これは今までとは、なかったことだと思います。やっぱりまあ是非調理される皆さんに感謝の気持ちを持つたとかですね、そういったこともですね、私は子どもたちにとっても大事なことなんではないかなというふうに思っております。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長。

○議長（野口俊明君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 間違いのない答弁でございませう。そりゃあそうですよ。それを否定しているわけじゃないんですよ。で、食事室が、ああ、給食室が、子どもたちが見えるように、窓ガラスの向こうで、そこにご飯も炊いてもいいじゃないですか。ご飯の温かい匂い、ご飯の匂いもいいもんですよ、と、思ひます。それからね、代行は、そうすると保育料とは別に保護者からお金を徴収せんといいん、確かにそうだと思います。

えーと年長児でだいたい50グラム、ね1日、で20日あって1キロですね。米の1キロ、まあコシヒカリのいいのを使って350円ですわ。もう微々たるもんです。ご

父兄、ああ、保護者が、ご父兄というかな、保護者が払われる金額は、金額であれば、350 円ほど、それをよう払わんという保護者はないと思うですだがん。問題は、行政がする気があるかないかということで、私はね、残念に思う。そしてある父兄がね、朝のコンビニに行きましたら、弁当だけ買っておんなる人があった。ご飯だけを、あっ、元へ、弁当だけでないご飯だけを。「どうしたの」と言ったら、「もううちげパン食だけ、昨日もご飯食べだったし」ほんの一部、何回もあるわけでないかもしれんですけどもね、たまたまコンビニにね、ご飯ほど買っておられて、「どうするの」って言ったら子どもの弁当をここで買っておられた。ご飯を、弁当でなくご飯を。そういうのがあるんですよ、今。時代が変わりました。いい悪いは別にして変わったんですよ。で、代行のところ朝食はパンですか、ご飯ですか、パンでしょ、ご飯ですか、パンでしょ、ね、まあどうですか、私も農家ですけども、パン食出しますね、まあ毎日じゃないですけども。そうするとね、子どもたちは前のご飯なんですよ。もしかした前のご飯の前のご飯になるかもしれん、時もあるそうすわ、保護者の皆さんに聞いたら。そういうご飯を愛だ、親子のつながりでしたかいな、こういうことですね、逃げちゃ駄目だ。せっかく県下のサービスをするならば、したらどうですか。そして大山町は穀倉地帯、おいしい米で有名なところなんですよ。まずね、時間もどんどんどんどんいきますけども、つまりね、一昨年9月委員長が町民の皆さん、関係者の皆さん、つまり保護者の皆さん、そこで話をしてみたいという結論が、答弁が出ているんですよ。まずそこにもどってくる気はないんですか。お尋ねします。

**○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君）** はい、議長。

**○議長（野口俊明君）** 湊谷教育委員長職務代行者。

**○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君）** 諸遊議員さんのおっしゃることも凄くよく分かります。ですが子どものために朝ご飯を炊いて、それを夕食に食べることも考え方の一つではないかと思えます。そしてまあ新しい保育所が、中山も大山もで出来上がりますので、もう一度保護者の皆さんに意見を聞いてみてもいいかなっていうふうに今思いました。

ですが、ただご飯を、弁当を持っていくということはやはり私たちの一つのこだわり、考え方として一応それを前提として、このままの、こういう今まで通りでやっていきたいという考えは変わってはおりません。

**○議員（11番 諸遊壊司君）** 議長。

**○議長（野口俊明君）** 諸遊壊司君。

**○議員（11番 諸遊壊司君）** 一歩前進なのかどうなのか、迷っておりますけども、つまりね、今、代行は、朝ご飯を炊いて、夜食べれりゃあいいがんとおっしゃいました。うーん物理的、まあそういうこともあるかもしれませぬ。ですけれども、まあ大家族で住んでおられる家庭は、おじいちゃんでもおばあちゃんでもしてごしな

るかもしれません。核家族の場合は、ほら、朝時間がありますか、特にお母さんがご飯を炊く時間がないから、いい悪いは別ですよ、いい悪いは別ですけども、そういう時代になってしまった。ご飯は夕食は食べよう、けども朝はパンですよ。もしかしたら子どもにいたったら残しておきましょう、ね、じゃあ冷たいご飯を持っていかせる、私はね、なんぼ考えてもおかしいんですけども。町長に聞きますけども、朝食は、ああ、朝食でなくして昼飯は冷たい弁当ですか。町長に聞きます。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） いろいろな話のなかで、私のほうに話を振られますので、まあお答えをする意味がちよっと分からないんですけども。（「素直に答えて、冷たいご飯か、ぬくいご飯か、昼飯が」と呼ぶものあり）家に帰って食べるときは温かいご飯がございます。ジャーのなかに入っています。お店で食べる時も温かいご飯があります。と同時に、先ほどのお話しの中なかでもお米のことも話をしておられますので、触れます。触れるということではないですけども、消費ということのなかで、あるいは先ほどこの関わりのなかで金額の、食事代の多い、少ないという話をされましたけども、先ほど来から教育委員会のほうで述べておりますように、本当にお金の問題ではない、3歳、4歳、保育所から就学するまでの間、母親との関わりを持つところとして、この弁当の存在というものの非常に教育委員会、重要視しておられるということをおのほうからも一言述べさせていただいてご理解を願いたいと思います。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長。

○議長（野口俊明君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 町長の答弁が余計なことが過ぎて、私は昼飯はぬくい冷たいかということをお聞きしたんですけども、まあ町長は教育委員会をフォローされるということはよく分かりますけども、まあ保育士さんですね、保母さんじゃない、保育士さんに聞きましたら、やっぱりイベントの時には、ご飯を作られるそうです、温かいご飯を。「もう諸遊さん、全然子どものご飯食べるのが違うだかん、そりゃあ寒い時、冷たいご飯食べるよりも、ぬくいご飯を、湯気が出たご飯を食べたほうが、全然子どもが喜ぶだよ」ということ。子どもも喜んでおります。で、ねえ、で、これね、一昨年に私があれして、あの一般質問して、ずっと投げておいたのは、多分施設のことであれば統合のときがもう話題になっておりましたのでね、この統合のときに、すればいいがんとおぼえて私はずっと抑えていたんですよ。で、必ずこの統合のときにはあるわいなとおぼえてみましたら、おっとどっこい、それは無いよと。私はね、非常に残念に思うんですけども。せめてもう一度、教育委員会の、まあ教育長はじめ、教育委員会の考え、親子との、親子の絆のことも分かりますけども、うーん利用者、ああ保護者さんに問う気があるのか、アンケートをとる気が

あるのかどうなのか、これを最後に訪ねたいと思います。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 湊谷教育委員長職務代行者。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） 先ほどの諸遊議員さんのおっしゃることも本当によく理解できます。もう一度、保護者を交えて、もう一度話し合いしたらいいかなというふうに今思っておりますが、教育長はまた別な考えがあるかもしれません。ちょっと教育長に答弁代わります。

○教育長（山根浩君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根浩君） 一緒にいけないけんわけですけれども、まあなかなか難しいところ、で、今までですね、私たちは、物が豊かな中ですね、何でもかんでもある面で楽なほうへ、楽なほうへと向かってきたじゃないかなという気がします。それは親の時代が違う、親の要望だ、保護者の要望だという形、そのなかでですね、まあ私は中山の校長もさせていただいたことがあるんですけども、中山でびっくりしたのはですね、通学するスクールバスをですね、前のほうで降ろしてですね、歩かせて来る、そういう地域の人がいるっていうことに私は非常に新鮮な驚きをもって、感じたことを思い出します。

ここもそういうことが言えるでないかなという気はします。確かに保護者の皆さんのことを考えてですね、大変なことを考えるとそういう面もあるかも分かりません。だけど、ここは一番踏ん張ってですね、やっぱり 3、4、5 の時は大変だかも分からんけれども、子どもさんに毎日温かいご飯を炊いてやって欲しい、昼には冷たくなるかも分かりませんが、だけど、そしてどれぐらい食べたかも含めてですね、親子の絆も感じていただきたいし、なんにもなくなってしまうことよりかもですね、私は、大山町の保護者がですね、これから先、小学校になります、中学校にもなります。いろいろ思春期で難しいときもあると思います。で、そういった時も含めてですね、特に 3つ子の魂百までという言葉があります。幼児教育の大切さは、そういったところにあるんだないかなと思っております。思いは思いとしてですね、諸遊議員さんの思いはですね、重く受け止めさせていただきますけれど、私はやっぱりそういうことで、頑張るところも必要なんじゃないかなという思いを今思っております。（拍手あり）

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長。

○議長（野口俊明君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） あのね、問題を本当に取り違いをしておられます。あの中山のスクールバスを例に出しておっしゃいました。保護者が家の前まで迎えに来い、とかなんやかんや、でないだかいな、スクールバスで（「学校よりかも…」と呼ぶ者あり）まあいいですわ、時間がないのでね、つまりね、保護者が、

教育長は楽な方へ楽な方へもっていかしておるでないかとおっしゃいましたけども、私はね、保護者のことを考えてでないですよ。子どもたちのことを考えて温かいご飯ですよと、もう全然違うです。私は保護者が楽になるけんとか、そういうことでないんですよ、親子の絆を大切せんといけんです。そのことに弁当を作らんことに、あっ、弁当を作ることによって親子の絆が深くなるということは絶対ないってことですわ。おっしゃるの、はい、どうぞ。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 湊谷教育委員長職務代行者。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） やはり、親子の絆って、小さい子どもさんを持っていらっしゃるお母さん方は朝とっても忙しいかもしれませんが、でも子どものために朝ごはんを炊くっていうこともやはり大事な育児の一つだと私もやはり思います。それを面倒がらずにさせていただきたいというそこをやはり強調して言いたいと思います。あとは、教育長がお話しします。

○教育長（山根浩君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根浩君） 諸遊議員さんがおっしゃいましたけども、このずっとこういう形に楽なほうへ流れてきたのはですね、決して親のためとかですね、そういう大義名分でないんです。常に子どものためだって言いつつ、そういった形が流れてきたんじゃないかなという私は思いがしておりますので、一つ少しだけつけ加えさせていただきます。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長。

○議長（野口俊明君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） お互いね、教育委員会が言っちょんなることが間違いで、私が正しくて、その反対でも絶対ないです。お互い子どもたちをどうして育てようかということは、基本は一緒だと思っております。

そこでね、教育長代行、つまり要望があるっていうことは、たくさんあるから私も話していることでして、あの保護者からですよ。で、そのことをね、まあこのテレビを見ておられるかどうか知りませんが、そういう要望があるけれども、教育委員会の方針としてこうだと、まあそこから、でも保護者の皆さんからいやそれでも作って欲しいわ、弁当が、完全給食がいいわということだったら、まだ間に合うでないですか。せめてそのくらいのところで、折り合いといいましょうか、ね、せんといけんじゃないかと思えますけども。いかがでしょうか。教育長、それは。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 湊谷教育委員長職務代行者。

○教育委員長職務代行者（湊谷紀子君） せっかくの諸遊議員さんのお言葉ですので、もう一度教育委員会でも検討してまいりたいと思います。ありがとうございます

した。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長。

○議長（野口俊明君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） はい、まあ、一応、ちょっとした前向きの半歩進んだ答弁でしたので、次の質問に移させていただきます。

2番目は、仮称でございますけども、ヤングファミリー健康づくり講座、開設について私の意見を述べたいと思います。

最近、若い年齢層に対し、アレルギー疾患によるアトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、つまり花粉症ですね、小児喘息、食物アレルギーなどが急増し、本人はもとより保護者の方の大変な悩みになっております。

最近、NHKのテレビ番組で、「NHKのスペシャル」とか、「あさいち」いちという番組でございましたけども、そのことについて取り上げられていました。その放送内容は幼少期、特に1歳未満児に家畜、特に牛と触れ合うことにより、エンドトキシン、つまり言いますと細菌から出る毒素の一部、細菌毒素の一部だそうでございますけれど、それを体に取り入れることにより、それらの病気の発生が非常に少なくなるという内容でございました。そこで、私は県内唯一の酪農教育ファームの資格を有しておられます中山地区の酪農家の農家と契約を結びまして、ヤングファミリー健康づくり講座、まあ仮称ですけども、開き、大山町の自然体験と農家での健康づくり、そして、牛乳の消費拡大運動を町内外に展開しては如何かと思うわけでございます。町長のお考えを質したいと思います。

○議長（野口俊明君） 町長 森田増範君。

○議長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○議長（森田増範君） 諸遊議員の2つ目の質問であります、ヤングファミリー健康づくり講座、仮称ということでありまして、開設についてということにつきましてお答えをさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、近年、アトピー性皮膚炎や気管支喘息、花粉症などのアレルギー性鼻炎、あるいは食物アレルギーといったアレルギー疾患が若年層を中心に増加をいたしているところでございます。

アレルギー疾患の発症や増加、悪化をもたらす大きな要因として、遺伝因子と環境因子が挙げられますが、アレルギー疾患の罹患率は、開発途上国に比べて先進諸国で高いということや、農村部に比べて都市部で高いということが疫学研究で報告されています。すなわち、アレルギーの増加の要因として、近代化に伴い急速に変化してきましたところの住環境、食環境や衛生環境、また水・大気あるいは土壌環境などの環境因子の影響が大きいということが専門家によって指摘をされているところであります。

ご質問にございました「エンドトキシン」という細菌がうみ出す成分は、牛などの動物の糞から大量に発生するものでございまして、研究者がドイツ南部の農家と非農家の子どもの家のホコリを集め、エンドトキシンの量を調べたところ、それが多い農家の子どもほど花粉症とぜんそくを発症していなかったということから、乳幼児期にエンドトキシンにさらされることが多いと免疫力が高まりアレルギー体質になりにくいのではないかと注目をされているところであります。

このエンドトキシンとアレルギーの関係につきまして、米子市内のアレルギー専門医によりますと、「日本国内でも疫学研究の分野で有効性などの議論は進められておりますけれども、現段階で予防医療としてのガイドラインは示されていない。」との回答でございました。

従いまして、予防医療の観点で健康づくりに位置づけることはできませんけれどもこのような信頼性の高いマスコミ情報をうまく活用するということで、酪農教育ファームやその活動をより魅力的に町内外にPRしていくことはできるものと考えております。

今年の3月に、先ほど触れられましたけれども、本町にありますファーム山下が、名称でございすけれども酪農を営んでおられますが、ファーム山下のほうで、県内ではじめて「酪農教育ファーム」の認証を受けられました。「酪農教育ファーム」は、社団法人中央酪農会議が、平成13年1月に、牧場の空間を利用して、消費者との交流活動や酪農理解醸成活動などを実施する酪農家を支援をするために、特に、牧場での酪農体験活動を子どもたちに提供する牧場を対象にした認証の制度として創設したものでございます。平成20年には制度の見直しが行われて、現在は、牧場の認証と合わせて、ファシリテーターと呼ばれる「人」の認証も必要な認証制度となっております。

「酪農教育ファーム」の活動といたしましては、子どもたちが安心して活動できるように安全や衛生に留意をし、体験学習を基本活動とする牧場で、ファーム山下では、搾乳体験や牧場の仕事体験を行ったりしておられまして、今年は町内の保育所から園児たちの受入も実際に行っておられるところであります。子どもたちは、「酪農体験」や「動物とのふれあい」を通して、「食やいのちの大切さ」を学んでいると考えております。

酪農に限らず、農業離れは深刻な問題となっているところでございますが、こういった活動を色々な面で活用・拡大していくということは、消費者と農家の結びつきを深め、また子どもたちが農業に興味を持つ機会も増えていくものと存じます。また全国でもトップクラスの乳質でありますところの本町大山町の牛乳の消費拡大にも繋がっていくものと考えておるところであります。以上でお答えに代えさせていただきます。

**○議員（11番 諸遊壊司君）** 議長。



○議長（野口俊明君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） あのね町長、つまり説明されましたけども、結局結論が出た答弁でないんですだごんな。酪農教育ファームの説明が半分で、私は、酪農教育ファーム山下牧場を利用しなさいということで、このヤングファミリー健康づくり、つまり仮称ですけども、そういう制度を利用して町内の人に酪農に、小さいときに牛に触れたり、ね、自然を満喫したり、そういう制度を作りませんかと言っているんですよ。あなたの説明は、酪農教育ファームはこういうもんだという説明でして、前向きに取り組むのかどうなのかということ聞いておるんですけど、どうなんですか、再度ご答弁を。

○議長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○議長（森田増範君） 質問にお答えをさせていただきたいと思います。先ほどの講座の開設ということで、取り組んではどうかということの、を、もう一度確認をされたということかなと思っておりますけれども、既に現在、ファーム山下の奥様のほうでやっておられるところでありまして、実際それを活用して、あるいはそれにたくさんのお山町内の保育所が、出かけて体験しているという現状であります。これを実際やっておられるということさらには広げていって行くということは、私も必要なことであろうと思っておりますし、これも現在やっておられるファーム山下の経営者の方、あるいは奥さん、そういった方の理解や思いが今現状どうなのかなというぐあいに思っておりますので、そこはまた確認をさせていただきながらこの取り組みが今年も取り組みをされて、6月に上中山、あるいは8月には名和公民館の職場体験等々で30名ほど、あるいは10月に一般の家族の方が9名ほど、10月の18日には、大山保育所、所子保育所、高麗保育所、さらには19日には、庄内保育所、また11月に入って名和保育所ということで本当におっしゃられるように、非常に意義のある取り組みをしておられますので、町としてもこの展開がやっておられる山下さんの経営の方、あるいは奥さん、特にこの、先ほど触れましたファシリテーター、人の認証ということでございますけども、奥さんが熱心に思いをもって取り組んでおられるところでありまして、しっかりと町としてもサポートができていければ、いいのかなというぐあいに思っております。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長。

○議長（野口俊明君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） あと残りが10分少々でございますね、ちょっとはしょって言いますけども、この間、全員協議会でしたかいな、赤井さんから大山町の将来の人口増とか、老人化率なんか報告を受けたんですけども、まあいつも私、人口の動向を言うんですけども、どんどんどんどん人口が下がる。そして、老人はどんどん、老人は少なくなるんですけども、老人化率が増えるということです。20

年後には、1万2,000人ぐらいになるじゃないかということでして、で、町長ここですわ。あなたは首長として、これからの町の運営のキーワードは、私は、これあなたに質問したかったんですが、時間がないけ私がもう答えますけども、キーワードは健康だと思うんですよ。ね、先ほど吉原さんが、なんですかいな、えーとスポーツ、スポーツとおっしゃいましたが、総合型スポーツ、これもひいては健康をいかに守っていくか、ということだと思っております。ね、これは皆さん、議員は皆さん知っておられると思いますけども、国保、国民健康保険5,500人、ざっと対象者が。で、使う料金、支出する金額が24億です。で、町から国保税としてもらうのが、回収するのが、4億、ね、24億から4億引いて20億、これは国の国庫支出金や交付金、県の補助金なんかももらいますけども、結局毎年、9,000万から1億円の国保会計は、赤字なんです。で、その赤字を解消するためになるとまた大森さんのいろいろなことがありますけど、私はそうでなくして、そういう観点でなくして、まず、健康をいかに守っていくか。健康な町民、これは大山町ばかりでなくして、日本国がいかに健康なまちづくり、国づくりをしなければならないかということだと思っ

ているんですよ。

それでね、うーん、それでねなんて、大山西小学校に、私一番近いもんで、そのアレルギー疾患にかかっている子ども、小児喘息とか、いろいろ花粉症とか、どのくらいいらっしゃるのと聞きましたら、凄いですね、低学年では、30%ぐらいの子どもが何らかのアレルギー疾患をもっておられる。こういう状況、まあ年が上に上がられるほど体力がついたりして少なくなることもありますけども、だいたい大山西小学校ではそうだと、たぶん大山町でも全体でもそうだと思います。

そこでね町長、確かに米子の専門医で聞かれたら、まだ医療的には、確立してないとおっしゃったようです。ね、だからそういう教育ファームで山下さんの教育酪農ファームで老人クラブとか、そういう青年者のあれは受け入れられるかもしらんですけども、私はね、その赤ちゃん、乳飲み子、その方たちも、来れ、来られて、つまり小さいときに、免疫を付けて、あの元気な子どもたちを育てる。100%まんだ実証されていないかもしれんけども、決して悪くなることはない。で、あるならば、してもいいじゃないか。大山町として一歩足を踏み出してもいいじゃないかと思うわけでございますけども。あなたも農業を携んでおられた町長でございますので、どうなんですか。答弁をお願いします。

**○議長（森田増範君）** 議長。

**○議長（野口俊明君）** 森田町長。

**○議長（森田増範君）** たくさんしゃべられましたので、その中のポイントのなかで最後におっしゃったところが質問かなというぐあいには思いますが、先ほど申し上げましたのは、予防医療という観点で、これはまだ位置づけて取り組んでいくことは、まあできないというところであるということ述べていただいたところで

ありまして、実際にこの取り組みをファーム山下様のほうがやっておられるわけでありまして、このことを活用して既に保育所のほうも町内保育所、たくさん体験等々をいたしておるといふところでもあります。繰り返しになりますけれども、実際にやっておられます経営者の（「話の途中ですが、残り時間が5分となりました、続けてください」という呼ぶ者あり）繰り返しになりますけれども、実際にやっておられますところの山下さん、経営主や、奥さんと、やっぱりその思いもあるわけですので、さらに広がりをしていくのかどうかということもまたお伺いしたりして展開が広がっていければ非常にこの取り組みは、素晴らしいことでないのかなと思っております。

**○議員（11番 諸遊壊司君）** 議長。

**○議長（野口俊明君）** 諸遊壊司君。

**○議員（11番 諸遊壊司君）** 私もこの一般質問を出す前に、もちろん山下さんご夫婦に出会ってお話しをして、快くそういう大山町の希望があるならば、受け入れましようということですのでございますので。え、以上で終わります。まあ、4分ではどげしょうもない。ありがとうございます。

**○議長（野口俊明君）** これで諸遊壊司君の一般質問は終わりました。ここで暫時休憩いたします。

#### 午後 3 時 36 分 休憩

---

#### 午後 3 時 45 分 再開

**○議長（野口俊明君）** 再開いたします。次、7番 近藤大介君。

**○議員（7番 近藤大介君）** はい。そうしましたら、通告にしたがいまして、今回は、1項目、自治体経営について町長に質問いたします。

地方分権の時代になって、国や地方の財政が大変厳しいなか、今地方の自立ということが、本当に求められています。地方のことは、地方自治体が、自ら自治体の責任において、住民サービスを行う、目指す地方分権とは、国は必要以上に、地方に干渉しないし、また必要以上に地方が国に頼らない、そういうことだろうと私は思っております。そうした状況のなかで、地域が、あるいは自治体が自らの力で活性化を図り、自立していくためには、地域を経営する、自治体を経営するという感覚が不可欠だと思います。特に自治体のトップである首長、町長には、特にそういう経営感覚が求められています。

そこで大山町のトップである森田町長の自治体経営についての考え方、理念についてお尋ねをいたします。

1点目、分権時代の自治体経営について、どのように考えておられますか。2点目、大山町の、私たちのまち大山町の自治体経営について経営ビジョン、経営戦略等をどのように考えておられますか。最後に、新年度、平成24年度の予算をこれから編

成されるにあたって、町長の経営ビジョン、経営戦略等をどのように反映される考えですか。以上3点についてお尋ねいたします。

○議長（野口俊明君） 町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 近藤議員より自治体の経営についてということにつきまして、3つの質問をいただきました。文章がどうしてもこう少ない文章でございましたので、求めておられることに十分答えきれているのかなという思いも持ちながら、答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

まず自治体経営について、どのように考えているのかということについてでございますが、地方分権の時代になり、これまでの法令等、そういった手続き遵守を中心とした行政管理の行政運営から、企業経営と同様な経営手法、これを取り入れていくという意味から、自治体の運営についても経営という表現が使われるようになってきたところであります。

自治体経営という言葉を使用する時、その持つ意味は使用される方によって、様々な捉え方があると思っておりますけれども、私が考える自治体経営ということにつきましては、地方自治法に定められておりますように、地域住民の福祉の増進を図ることを目的とした行政を達成する、そのために職員に適切な指示を行い、また町民の皆様と力を合わせ、限られた財源を効果的・効率的に活用しながら地域の活性化を図る行政運営、進めていくということだと考えております。

2つ目に大山町の自治体経営について、経営ビジョン、経営戦略等をどのように考えているのかということについてでございますが、本町では昨年度、後期の総合計画を策定をして、その中で本町の5つの将来像(ビジョン)をお示しをしておるところであります。そしてその将来像を実現するためのシンボリックな事業として、大山恵みの里構想を前期の総合計画から引き続き実施をしていくということといたしているところであります。大山恵みの里構想を着実に実現していくということが、本町の活性化に繋がるものと考えております。

3点目の新年度予算の編成にあたって、経営ビジョン、経営戦略等をどのように反映をしていくかということについてでございますが、新年度の予算につきましては、11月の30日を予算の要求の締め切りといたしております。現在、予算査定を行っているところでございます。当初予算の編成方針の中で、本町が将来にわたって健全で安定的な財政基盤を確立をしていくために、引き続き行財政改革等による財政健全化に向けた取り組み、事業の根底に立ち返った厳しい見直しを行っていくということ、また「選択と集中」による限りある財源の効果的・効率的な行政運営を進めていくということ、さらには総合計画のテーマでもございます「大山の恵みを受け継ぎ、元気な未来を拓くまちづくり」の実現ということ、少子・高齢化に向けた福

祉施策の充実、あるいは防災対策、また人口増加対策など、町民の皆さんが安全で安心して充実した生活を実感できる活力ある、魅力あるまちづくりに積極的に取り組んでいくということ、そういったことを念頭に予算編成、進めていくようにという支持を出させていただいているところでもあります。以上で答えに代えさせていただきます。

○議員（7番 近藤大介君） 議長。

○議長（野口俊明君） 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） 簡単にまあ簡潔にご答弁いただきましたけども、正直申し上げて、あまり私としては、理解ができませんでした。まあ自治体の経営、経営感覚ということは非常に大事、重要な話だということは今、住民の皆さんのかなりの方々が強く感じておられるところでもあります。少し、で、今のご答弁を伺いながら、大山町の自治体経営をその論議する以前の問題が、今の大山町役場にはあるのではないかと、そんなような気がしております。

と、言いますのは、ご承知のように、今全国的に、地方公務員に対して、地方公務員だけじゃないですね、教職員も含めた公務員全般に対しての不満、批判、高くなっているのは、皆さんご承知のとおりだと思います。景気の影響ということももちろんあるんでしょうけれども、それ以上にですね、私が思いますのに、民間企業は、非常に時代の流れが早くなっていくなかで、早くなる時代に一生懸命取り残されないように、皆さん日々もがき苦しんでいるなかで、ただ公務員だけが、昨日と同じことを何の疑問を持つこともなく、今日も明日も続け、それによって安定した収入を得ている、それに対しての不満がやはり 1 番大きいのではないかと私は感じております。

少し前置きが長くなりましたけれども、自治体経営についてどう考えるか、今のご答弁で、町長は、地方自治法に定められているように、前置きされて地域住民の福祉の増進を図ることを目的とした行政を達成するというをおっしゃいました。これ、当たり前の話です。地方自治法ができたところからの話です。そういうことで全ての地方自治体が、日々まい進しとっていたのであれば、地方の自治体経営を今さら議論するわけでは、議論する必要ないわけですがけれども、それでは今の時代やっていけないことがあるから、地方も地方自治体も地域経営ということを真剣に考えなければならないというふうに言われているのではないのでしょうか。

そういった点、町長、現在の日本の、あるいは地方の、大山町の状況を鑑みたときに、本当に地方の自治体経営、今のご答弁でいいと思っていらっしゃいますか。ご答弁お願いします。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 地方自治体ということで、自治体の経営ということのなか

で、まず基本的なことをお示しをさせていただいたというところでもあります。

○議員（7番 近藤大介君） 議長。

○議長（野口俊明君） 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） まあ、冒頭の答弁で言ったとおりだということのようですけれども、地方自治法に定められたようにということではありますが、まあ仕事柄、私も地方自治法時々見ることはありますけれど、文言までいちいち、すみません、私は不勉強なのでいちいち読み込んだことはございません。森田町長は、地方自治法に示されているようにとおっしゃいますけど、森田町長は、日々地方自治法を愛読していらっしゃるんですか。ちょっとそれお答えください。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 愛読はいたしておりません。

○議員（7番 近藤大介君） 議長。

○議長（野口俊明君） 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） まあ、結局答弁はね、ほとんどの答弁は、各それぞれの担当課長さんが書かれるので、まあこういう決まりきった書き方になるのかなと思いますけれども、えー、問題はその本やその文書に書いてあることではなくて、常に住民の生活の場で起こっているのではないのでしょうか。であるからこそ、町長は立候補なさる時に、あるいは町長に就任されてから、住民との対話を重視するんだと、現場を大切にするんだというふうにおっしゃいました。とても現場を大事にされる方が、地方自治体のこれからのあり方に関して、まず地方自治法を引用されるということが私は信じられないんですけれども、そのへんどのようにお考えになりますか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） まずそこからであるというぐあいに理解しております。

○議員（7番 近藤大介君） 議長。

○議長（野口俊明君） 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） まあそれが森田町長の地方自治体経営の考え方だということであるならば、それはそれで理解したいと思います。で、そのやはり自治体を経営するにしろ、そのお店を経営するにしろ、何かの事業を起こすにしろですね、だいたい成功していらっしゃる方は、それぞれに違った魅力ある理念なり、わが社はこういう成長戦略を描いてこういう方向で向かっていくんだとかという明確なビジョンをもっていらっしゃいます。

で、まあ大山町にとって、そういうその目指すべき姿、ビジョンとはどのようなものなのか、今町長にお尋ねしたんですけれども、総合計画に書いてあるとおりだと

いうまあ木で鼻をくくったような答弁でしたけれど、それでは、やはり住民が、住民の皆さんは、大山町が今いったいどこを目指してまちづくりをしているのか、どこに向かっていこうとしていくのか、全く分からないわけですよ。で、長々説明されても、やはりそれはそれで分かりません。簡単な言葉で大山町はこれこれこういう方向で目指しますというビジョン、もう少し語っていただけませんか。

**○町長（森田増範君）** 議長。

**○議長（野口俊明君）** 森田町長。

**○町長（森田増範君）** 近藤議員のほうからの自分自身の、そういった取り組みについての話を示してはというお話しでございます。先ほどからのご質問については、まず基本となることを質問に対してお答えをさせていただいているところであります。そこから、先ほどから話がございますように、現場の状況であったり、あるいは現状の課題であったり、そういったことをしっかりとその施策として展開をしていくということであると思っております。総合計画に書いてあるとおりということでは、そういう表現を述べられましたけども、まず基本として、町行政が、事業を実施していく、取り組みをしていくということについては、そこがまずベースとしてしっかりあるということを理解をしていただきたいなという思いのなかで、話をさせていただいたところであります。その上にたって、現状の状況、あるいは課題、今取り組みを進めているところを述べさせていただきたいなと思うところがありますが、短い言葉ということでもありますので、活性化というテーマのなかで述べさせていただきますならば、これは大山町の立地、それはよく話をしますけれども、国立公園大山の頂上から日本海までであるというこの素晴らしい立地条件、自然、さらにそこにありますところの農林水産業、畜産業の産業、あるいは観光業、商工業も誘致関係もございますし、いろいろな活動があります。まあそういった大山町にあります抱負な豊かな資源、財産を磨いて光輝く、そして今、原石としてあるものを本当に皆さんと一緒に磨き光り、輝いていかしていくなかで、点を線にし、線を面にし、そうした取り組みを進めていくということの考え方でありますし、これが短い言葉で言いますれば、大山恵みの里づくり計画の基本につながることであるというぐあいに考えております。その具現化に向かって、今一生懸命いろいろな取り組みをしているというところであります。

**○議員（7番 近藤大介君）** 議長。

**○議長（野口俊明君）** 近藤大介君。

**○議員（7番 近藤大介君）** えー実は、町長のビジョンを訪ねる質問というのは、私は今回が初めてではありませんで、過去に2回ぐらいした記憶がありますし、私以外にも何人かの議員さんが、森田町長を訪ねておる内容でございます。それをまた改めて出してきておるということは、何故かと言いますれば、結局、結局のところ森田さんが描く、森田町長が描く大山町のビジョンってなんぞや、理解がしに

くいんです。で、お答えになるたびに言われる内容が少し違ってもおります。ビジョンとは何ですかとお尋ねした時に、安全・安心・安定のまちづくりだということと言われたこともありました。また今のように大山の恵みを活かしたまちづくりだと言われたこともあります。ただどちらのお答えにしてもですね、あまりにもそのおっしゃる内容が抽象的過ぎてですね、具体的に何なのかというところが、やはり議員も分かりません。議員が分からんのであればなおのこと、町民さんには分かりにくいわけです。いろいろなお考えを持っていらっしゃると思います。それをきちんと誤解なく全ての町民に理解してもらうのは、不可能なことではあるかと思いますが、しかし、やはりわかり易い言葉で、町民に示し、それに向かって、その目標に向かって町民が協力し合いながら進んでいく、そういうことがやはり必要だと私は思うわけで、もう少しですね、具体的な言い回しはできないものか。できませんか。再度お答え願います。

**○町長（森田増範君）** 議長。

**○議長（野口俊明君）** 森田町長。

**○町長（森田増範君）** 先ほどはまあ短い言葉でということでもありますので、まあ短い言葉のなかで収めきらなければならないのかなというぐあいについて話をさせていただきました。特に先ほど述べましたのは、活性化という言葉を使わせていただきました。活性化という視点のなかでは、先ほど述べた捉え方でお答えをさせていただいたところでもありますけれども、やはり町の行政ということでもありますれば、先ほど議員も述べられたように、いろいろな場面で話をさせていただいております。全体としてのポイント、それは元気なまちというテーマで取り組むということ、安心・安全なまちであるという取り組みをするということ、そして経営という視点のなかでいけば、安定都市、財政的に安定したまちであるということ。そうした取り組みのなかで各課それぞれ、あるいは私どもの、私の施策としてまずそこをベースにして、いろいろな具体的な取り組みをしておるということでもあります。そこが、土台としてあるということでもあります。そのなかの一つとして活性化ということについては先ほど大きな短い言葉ということでもありましたので述べさせていただいたところでもありますし、安心・安全ということになりますれば、当然防災の関係もあります、福祉の関係もあります、教育の関係もあります。いろいろな取り組みをしていくということでもあります。いろいろな取り組みをしていきますなかで、基本的に大切だなと思っておりますこと、これは、本当に住民の皆さん方の意見やその現場の状況を町政に反映をしていくということであると思っておりますし、その取り組みは集落を、自治体を、軸足を置いたまちづくりということでの取り組みであったり、今進めておりますところのまちづくり推進員さんの取り組みであったり、いろいろな住民の方々の方々の参画、あるいは取り組みを行政に反映していくというような取り組みも、一つ一つ着実に進めてきているというところでもあります。



またそういった捉え方を進めていくなかで、特に 24 年度進めていくなかでは、このたびの議会のほうでも 9 月議会でも承認いただきましたところの山香荘の活用等においてもこれから地域の皆さんの本当にアイデアや力添えをいただいて一緒になって取り組んでいくという住民の参画というテーマとした活性化策も進めていかなければならないというところでもあります。集うということがこの 24 年度において、私にとっても思う言葉であります。

○議員（7 番 近藤大介君） 議長。

○議長（野口俊明君） 近藤大介君。

○議員（7 番 近藤大介君） お話を伺えば何うほど、森田町長が考えられる大山町のビジョンとは何なのか、なんか私は迷路に迷い込んだような感覚になってしまいます。ちょっと理解ができないままお尋ねするわけですが、では今森田町長がおっしゃった大山町のビジョン、それを実現していくための戦略ということについて町長はどのようにお考えですか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 地域活性化ということのテーマのなかで話をさせていただきたいと思いますが、やはり大山町の基幹産業は農林水産業であります。今厳しい地域経済のなかで、そういった柱をいかにして使い上げていくのかということが大きなテーマであります。それぞれの取り組みをしておられます状況を踏まえながら、行政としてできる施策を展開をしてきているというところでもあります。それは耕作放棄地の取り組みであったり、これも 21 年から取り組みを進めておるところであります。23 年度、21 年、22 年、23 年度、合わせて 60 ヘクを超える再生の取り組みが出来てきております。これも町として、提案をさせていただいたり、施策を展開をしていくなかで、やはりそれをしっかりと受けていただく農家の方々、生産者の方々に潜在的な力があるということであると思っております。大山町には、農林水産業あります。新しい就農の方もあります。しかしブロッコリーあたりでもこのたびこの春から非常に厳しい状況があるなかで、何とかこれを続けて次の展開にしていこうということでの議会のご理解をいただいて、ブロッコリーへの施策の取り組みもさせていただいたり、梨の選果機の取り組みをしていたり、いろいろな形での取り組みを事業の一つ一つとしては、進めておるところであります。また観光交流というテーマのなかで、このたびの山香荘の取り組みも議会の本当にご理解をいただいて一歩進むことになりました。これは、ここにたくさんの方が集う、ということ交流人口が増えてくるということでありまして、これをいかにして活性化につなげていくかということでもあります。大山、山香荘、そしてこの日本海という縦のラインをしっかりとつないでいく形のなかで、交流人口を増やしていき、東は中山甲川があり、また美肌の湯のなかやま温泉もあります。中山フォーラムとい

うエリアもあります。山陰道も開通してきます。西の妻木晩田史跡公園もあります。いろいろな財産をつなげていく観光交流異業化、これがこれから大山町にとっての大きな展開にしていかなければならないと思いますし、その取り組みを現在一つ一つ進めているところであります。長くなるといけませんので、ここで閉じさせていただきます。

○議員（7番 近藤大介君） 議長。

○議長（野口俊明君） 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） 今、日曜日にですね、NHKで坂の上の雲、日露戦争をテーマに扱った坂の上の雲というドラマやっています。次が最終回だったかな。戦略ですとか、戦術ということに関しては、できるだけ短い言葉で分かりやすく、理解できるようなものでないと、意味がありません。何故か。例えば戦争の現場において前線で戦う兵士が、かたっぽうは右に行き、かたっぽうは退却し、一部は突撃する、そういう状況では、目的が何ら達成されないからでして、それはビジネスの経営戦略であっても自治体の経営戦略であっても同じことであろうと私は思います。全ては町民の方々が、あるいは町長の目指す方向に向かって、それを支え仕事される職員の皆さんが、大山町の施策のビジョン、戦略、戦術をしなければ、行政の目的は達成されないものだろうと私は思います。

また、戦略という言葉に関しては、いろいろな解説をされる方があります。私が見たなかでなるほどなと思ったのは、戦略とは、経営資源をいかに配分するか、ということでした。行政にはさまざまな目的が、やらなければならないことがあります。教育はどうでもいと言われる方はないでしょう。教育は大切です。福祉、高齢化が進むなかで福祉は大切です。若者の定住を図るため、産業振興も必要です。道路建設も必要です、住民が余暇を楽しく遊ぶレクリエーションができる施設も必要です。それらが不要だという方はないと思います。でも予算には限りがあります。一般会計で言えば、100億円程度の予算を大山町持つてはいるんですけども、長期的、中期的に見て、今どういう予算の配分をすべきなのか、短期で見た場合、今年一年間重点を置かなければならない施策は何なのか、そこを考えるのが、戦略であり、その戦略とは、明確なビジョンに基づいて作られなければならないものだろうと思います。まずそういうふうにするんですけども、町長はどう思われますか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 近藤議員の質問についてでございますが、特に新年度の予算ということでありました、冒頭のお答えのなかでこのような内容で指示をしたということを述べさせていただいておるところでございますが、そのことにお答えに代えさせていただきたいと思っております。

○議員（7番 近藤大介君） 議長。

○議長（野口俊明君） 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） まあ、ですのね、そういうことなので、全くその分からないんですよね、そのいろんな課題があります。それぞれ今日おられる課長さん、その課ごとの課題たくさんあると思います。課のなかでも優先課題は何か、いろいろ考えられるんでしょうけれども、その一つの課のですね、どこでもいいんですけれども、幼児教育課の最優先課題は、農林水産課の優先課題とどっちが大事なのか、どっちも大事なんだけれども、やはり限られた財源のなかではどちらかを止めなければならぬかもしれない。それを判断する材料は、まあもちろん町長が判断されるんですけれども、やはり大山町は今、教育を1番重視して施策をしているという明確なビジョンがあれば、農林の事業はちょっと待ってごせって言われれば、課長も納得するわけです。それが目標もないまま、こっちに予算付け、こっちに削る、こっちは削るでは、やはり納得が得られない。そういう意味ですのね、大山町のビジョン、まあ改めてね、予算編成にあたっては明確に考えていただきたいと思うんですけれども、まあもう少し聞きます、町長。大山町のまちづくりにとって、今1番大事な課題、一つ挙げてください。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 一つということになると非常に、この一つに対してのまたいろいろなご意見やご指摘もいただくことになるのではないかなと思っております。一つに限るほど本当にこのまちづくりについての取り組みが、非常にたくさんのポイントがあるということでもあります。しかし、そのなかで皆さんのいろいろな視点でまたご意見も賜りたいと思いますけれども、進めていくポイントとしては、やはり将来、次の世代に、しっかりとつなげていくまちであるということ、それは若いものが帰って来れるまちであるということであると思っております。そのための定住ということ、あるいは産業であるということ、子育てであるということ、いろいろあると思いますけれども、大切なのは、そこであるということで、お答えに代えさせていただきますと思います。

○議員（7番 近藤大介君） 議長。

○議長（野口俊明君） 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） 珍しく期待どおりの答えが返ってきました。正にそのとおりじゃないでしょうか、町長。大山町にとって今1番の課題、それは減るばかりの人口、特に若い世代の人口をどう増やすか、どう大山町内に呼び戻すか。私はね、全ての施策はそれを元に今考えるべきだと思います。農林水産業をはじめとする産業施策にばかり、教育ばかり、若い人をどうやって大山町で増やすか、それを主で是非やっていただきたいと思うんですけれども、そこがですね、今町長の思いを聞きました。でもその思いが、施策に、予算に、全然見えてきていないんですね

今。そのへんどうお考えになりますか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 近藤議員のほうから予算、施策に見えてきていないというご発言でございましたけれども、近藤議員に置かれては見えてないのかなというぐあいには感ずるところであります。

まあ若者が帰ってくるという捉え方のなかで、雇用というテーマがあります。就業機会ということもあります。そういう面では産業ということでもありますし、誘致企業、あるいは今ある産業のなかに就業をいかにしていくかということでもあります。予算が多い、少ないということでの判定ではなく、そこに行きつく施策として、ソフト的なこともあるでしょうし、ハード的なことあるわけでもあります。いろいろなこのたびの取り組みを23年度においてもしておるところでありまして、その予算の、あるいは予算を執行させていただくこと、そのことが一つの事業であるわけでありまして、そこにこの取り組みの大きなベースになっているというぐあいにご理解を願いたいと思っています。

○議員（7番 近藤大介君） 議長。

○議長（野口俊明君） 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） 森田町長の施策、予算、近藤には見えていないんだろということでした。なるほどそうなのかもしれません。他の議員の皆さんや、役場の課長さんははじめ、住民の皆さんのかなりはよく理解していらっしゃるのかもしれないですね。しかし、理解をしていない人、住民に対して、あんたには見えておらんのでしょうというのが、森田さんの目指す対話行政なんではないでしょうか。どうですか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 取り組んでいることについては、たくさんございます。形として見えているもの、見えていないものがあります。よく議会の質問のなかでも話をさせていただくことがあります。私は農業をしておった人間であります。種を撒くということ、それはなかなか表に出てきません。ようやく芽が出てきて、外に見えるようになり、花が咲くようになってきて、やってるなという状況が見え、それが実ることによって成果として現れてくる。これには1年、2年では、成果としてなかなか評価を得られないということであろうと思っています。まちづくり、村づくり、まちづくり推進員さん、そういった取り組みについても今一生懸命、種まき、あるいは土づくりしながら、その取り組みが一つ一つ私は進んできておるところであり、芽が出、成長していくということにもなってくると思っています。あるいは形のある物、それは大きな予算を伴うものとして、拠点保育所があったりあ

るいはこのたびの山香荘の施設があつたりというところもあります。いろいろな形が見えるもの、それは予算が伴うことでありますので、大きなものとして成果があるように思うところではありますけれども、当然、今日の議員さんのなかにもご発言がございました。施設を造っても、なかに魂をとというご発言があつたように記憶しております。活かしていくためには、行政、あるいは民間、もちろんそこに大切な住民の皆さん方の力、参加、汗、一緒になって取り組んでいくことによってこそ、実っていくものと思っております。予算が 100 億ということをおっしゃいます。正にそのとおりであります。その予算の裏づけは、それぞれの取り組みを一つ一つ、進めていくことの裏づけとしての予算でありまして、それだけの事業を大山町が進めているということでありまして、一つ一つのやっていることについての紹介はできませんけれども、議員各位におかれましては、予算を審査するときであつたりとか、いろいろな場面で、その内容についてチェックをし、ご指導をいただき、あるいは議論をいただいているところでもあります。そういった事を踏まえながら私どもは、執行させていただき、その成果として実るよう一つ一つの取り組みを進めているという現状であるということをお話しさせていただき、ご理解願いたいと思っております。周知いただけていないということについては、まだまだ私どもの広報、あるいは説明の不足かなというところも感ずるところでありますので、そのお言葉は大切にいただかせていただきたいと思いますと思っております。

**○議員（7番 近藤大介君）** 議長。

**○議長（野口俊明君）** 近藤大介君。

**○議員（7番 近藤大介君）** えー、一般的にですね、公務員の悪い癖、まず現状の肯定から入る、さまざまな本来であればどんだけ一生懸命やった仕事も、どんだけよくできた仕事にも反省点がないはずはありません。「でもちょっとここおかしかったんじゃないの」とか「これこうしたらもっと良くなるんじゃないの」って指摘すると、「いや、ちゃんとやりました。がんばってます。問題ありません」そうやってまず自己弁護から入ります。町長の答弁を聞いていると、森田さん、その民間、元は民間で役場から町長になられたわけではないのに、なんかその公務員気質にかたぎりに染まってしまっておんな一へんってちょっと思うんですけれども。

えー、まあそれはさておきですね、経営戦略を考える場合にですね、いろんな人それぞれにいろんな戦略の立て方があると思います。それはトップの考え方です。しかし、やはりその戦略というものはいつまでにやるとか、何をいくらこれだけやるとか、数字とかですね、具体的にみんなに理解できるものではないと駄目だと思います。町の課題として、定住化策が大事だというご認識ですから、まあそれを基にしてですね、ビジョンは構築できるんじゃないかと思うんですけれども、やはり特にわれわれは議員にしても、町長にしても 4 年間の任期でそれなりの実績を住民の皆さんに対してお示しをする必要もあろうかと思えます。まあ任期に限らずです

ね、5年先、10年先、そういう定住、人口がいくらとかまあそればかりではありませんけれども、やはり理解しやすい数値を示しながらこれを目指して施策を進める、この数字に近づけるためには、こういう施策をやらなければならないというようなやはりその説明の仕方を今後していただきたいと思うんですけれども、そのへん、いかがですか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 近藤議員のほうからいろいろとお話しをいただきました。公務員の癖ということの話から入って、私自身がそこに染まっているのではないかなというぐあいに、まあお話しもございました。私自身はそのように感じたり思ったりしたりしておるところはありませんけれども、この与えられた期間、時間のなかで、精一杯努めているというところであります。

特に、現場ということ、行政の職員でなかったということのなかで、私は現場で育った人間になりますので、現場ということを自分の感性としても持ち、そのことに感度を高めながら取り組んできているところがあります。まあ原発の問題であったり、モニタリングポストのことであったり、放射線量の測定器の関係であったり、いろいろな心配のなかで、どこよりもやらなければならないということのなかで、一步早く行動を起こさせていただきながら、そういった取り組みもさせていただいたりしておるところであります。

まあ、数値ということもございました。おっしゃいますように、数値を持って目標をもって取り組んでいくということは非常に重要なことでもあります。職員のほうと協議をしたり、取り組みを進めていくなかで、議員も職員をしておられたという経験のなかでのご指摘があったなと思っております。それは、いつまでやるのかと、いつまで何をやるのかという期間のことをおっしゃいました。正にそのとおりであります。多分、議員もそのことを感じておられたのだらうと思っております。私も職員といろいろなテーマを進めていくなかで、「頼むぜ、やらないけんぜ」ということ、あるいはやらなければならないという課題を出すなかでいつまでということが大切なキーであるというぐあいに感じておるところでありまして、ご指摘の点について改めてその言葉をいただいて、これからの施策の中にしっかりと活かしていきたいなと思っておるところであります。十分な答えになっていないかもしれませんが、答えに代えさせていただきます。

○議員（7番 近藤大介君） 議長。

○議長（野口俊明君） 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） はい、ちょっと話少し変わるんですけど、先ほどの答弁のなかでも、その現場を重視しながらというご発言がありました。まあ、さっきも言いましたように、かねがねより町長は現場を重視するとか、対話を重視すると

というような、ふうにおっしゃっておられます。しかし、そのことは本当に実現、実施が、実行ができていらっしゃるのでしょうか。あの、例えば町内のいろんな、例えば農産加工のグループだったりとか、生産者の団体の方に、とお話しする時にですね、対話重視、現場重視の町長、よく出かけて来られますかということを知るとですね、「いや別に」って言うお答えが多いです。あの、「いや、定期総会とかするときは来られますよ」とかおっしゃるんですけど、それある意味当たり前の話であって、これまでのどの自治体のどの首長さんもだいたいそういうものには皆さんお出かけになっていらっしゃるのであって、現場重視、対話重視というのであれば、もう特別用はなくても、「どうですか、どげしておられます、なんか行政のほうでできることないですか」って気軽に御用聞きに、そんな時は用はないかしらんけど、「ああそげっていやあちょっと役場に町長さんに相談してみよう」って思えるような人間関係を築く、それが現場重視、住民対話重視じゃないかと思うんですけども、そういう動きをなさっていらっしゃるように、どうも見受けられないんですね。

集落の行政懇談会もしますと、何度もおっしゃっていらっしゃるんですけども、集落の懇談会も町長になられて2年半にもなるのに20数集落しかまだ行ってらっしゃらないんですね。ちょっと足りないんじゃないかなど。それから地域に、集落に軸足を置いたまちづくりをしますと、声高らかに何度も議会なりいろんな場所でおっしゃってらっしゃいますけれども、集落の健康診断が終わったところが、どうもまだ60集落にもならないと。全体の3分の1です。これも2年ぐらい前から、どうかすると50班ぐらい班編成して、町職員みんなで分担してやるんだというようなことをおっしゃった時期もありましたけども、まだ3分の1もできていないような状態ですと。おっしゃっていらっしゃるのとね、実際になさっていらっしゃる行動が一致してませんよ、町長。是非ね、その辺、有言実行でやっていただきたいと思うんですけど、どうですか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） たくさんのお話をいただいたところでありますけれども、有言実行という言葉であったところでありますけれども、集落のほうに出かけていただいております25という集落、まあ少ない多い、いろいろなご意見もあると思いますけれど、担当課のほうと日程を組みながら出かけさせていただいているというのが現状であります。また1月に入ってから進めたいなというぐあいに思っております。特に、9月、10月、11月、12月の時期には小地域懇談会等もあつたりしますものですから、この時期はなかなか進めていけないなという視点もあり、協議をして、その期間には進んでいないというところもあります。いずれにしても、集落のほうにも出かけさせていただいて、いろいろな現場の状況を伺ったりしているところでもあります。まあ、多い少ないということについての評価は賜りたいと思います。

集落の健康診断ということにつきましても、担当課のほうを中心に指示をし、出ております。まちづくりの地区会議、これも合わせると 100 回を超える会を進めております。もちろん集落の健康診断等についても、60 集落あたり出掛けさせていただいたりしております。ただそれによっていろいろ話し合いをしていただくということにあっても、じゃあ地域活性化の交付金、活用していこうかということについては、昨年が 3、今年が今は 11 だったでしょうかという現状でありますけれども、こういったことについても少しずつ、そういった事業を皆さんが話し合い取り組んでいく形のなかで、ある活性化事業、交付金事業使っていこうということで、少しずつ増えてきております。いろいろな取り組みをしていくなかで、先ほど来から申し上げましたように、種を撒き耕し、花が咲き、実っていくということについては、時間が掛かります。やねだんということについても議会でも視察に行かれた経過もあります。本当に地域のリーダーの方々がおられて、それがまた大きく引っ張っていただくということであろうと思っております。首長も体が一つでありますので、いろいろな思いを持ち、いろいろなところに出かけて、いろいろな話をさせていただいたり、あるいは要望をいただいたりしていくことが望ましいわけでありませけれども、本当に限られた体一つということのなかで、時間を調整をしながら今日迎えているのが現状であります。不十分さがあるということについても受け止めさせていただき、今後の活動に活かしていきたいというぐあいに思っております。

**○議員（7 番 近藤大介君）** 議長。

**○議長（野口俊明君）** 近藤大介君。

**○議員（7 番 近藤大介君）** まあ体が一つしかないのとか、ね、「残り 5 分を切りましたので、よろしくお願いします」の声あり）それこそ大山町は、特別会計も合わせればね、160 億円、年間 160 億円動かすんですよ、大山町の職員の皆さんは。町内ではそんだけ大きなお金を動かす事業所ないですよ。1 番の事業所です。そこでトップをされていらっしゃる方がね、体が一つしかないのとか、そんなね、言い訳はやっぱり聞きたくないですわ。米子や鳥取の会議、副町長でも出れる会議いっぱいありますよ。ね、現場重視とおっしゃるのであれば、やはりそっちを、現場をね、優先していただきたいと思えますし、また、新年度予算編成にあたってですね、是非、管理職皆さんと課題を共有しながら大山町が本当にどうあるべきなのか、そのへんのことね、考えていただきながら予算編成していただきたいと思えます。最後にもう一つだけ指摘しておきます。

役場の特に若い年代の職員さんといろいろと話をしますと、町長さんとお話しをする機会はほとんどありませんって皆さんおっしゃってますよ。もちろんね、その業務の報告なり、個々の指示を受けたりはあるんでしょうけれども、まあね、職員さんともう少し、コミュニケーションをとっていただきたいとも思います。その上で、最後にその新年度予算、何か一言語ってください。これを 1 番重視してやりま



すとか、こういう思いでありますとか、どういうことでも結構です。新年度予算に取り組むにあたって最後に一言町長お願いします。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 一言ということでありましてけれども、先ほど少し触れさせていただきましたけれども、取り組みをいろいろ進めていくなかで、人が集うということ、この集うということの一つのベースにして予算の編成や取り組みをしていきたいと、ただ金額の多い、少ないということではなく、新年度の捉え方のなかで、この取り組みをしてまいりたいというぐあいに考えております。ある面、外からの支援というような関わりということのなかでの捉え方としての一つとして鳥大との連携ということも、新年度に向けて進めてまいりたいというぐあいに考えておるところであります。また公共交通という捉え方のなかで新しい取り組みもスタートいたします。この公共交通を使うなかでの集いということもあると思っております。保育所の関係についても同様であります。またまちづくり、集落の取り組み、ここにおいても大きなベースがそこにあると思っております。やはりたくさんの方々の集いのなかで、先ほど申し上げました若者が、本当に帰ってくるまちづくりを目指して、一步一步取り組みを進めてまいりたいと思っております。（「時間となりました」と呼び者あり）新しい編成についてはまたお力添い、ご理解を賜りたいと思っております。以上です。

○議員（7番 近藤大介君） 終わります。

---

### 散会報告

○議長（野口俊明君） ここでテレビをごらんの皆さん、議員及び管理職の皆さんにお願い、連絡いたします。

5時までには、もう少し時間がありますが、次の岩井議員さんの一般質問時間は60分でありますので、本日の一般質問は、ただいまの近藤議員での質問で終了したいと思っております。

明日は、10番岩井議員より、通告順7番の10番議員岩井美保子議員より、通告12番の竹口議員までの一般質問を引き続き行いますので、明日12月16日金曜日は午前9時30分から本会議を再開したいと、再開し、引き続き一般質問を行いますので、定刻午前9時30分までに本議場に集合してください。本日は、これで散会します。ご苦労さんでした。

---

午後4時46分 散会

